

# トラック広報

TRUCK PUBLIC RELATIONS MAGAZINE

2021

05

No.689

# 挑 む



一般社団法人 大阪府トラック協会  
OSAKA TRUCKING ASSOCIATION

記事

- **特集** コロナに負けない！トラック運送業界 第2回… 2
- 「標準的な運賃」水準を収受しなければ、  
「働き方改革」に対応できない！ …… 5
- 日経新聞の広告を見た方から激励の言葉！ …… 7
- 令和3年度 第1回 常任委員会開かれる …… 8
- 令和3年度 居眠り運転事故防止セミナー開催 …… 9
- 令和3年度 ヒューマンエラー防止セミナーを開催 …… 9
- 憲法記念日知事表彰 …… 10
- 大正支部 交通安全キャンペーンを実施 …… 10
- 広報誌「トラック広報」読者アンケートについて… 10
- 第17回 トラック運送業界の景況感（令和3年1月～3月期）… 11
- 各社ドライバー教育にご活用ください  
信号機のある交差点の右折 …… 12
- 令和2年度 第2回 運行管理者試験問題及び  
正答について …… 14
- トラ坊のご存知ですか？  
大阪府トラック協会SNS（YouTubeチャンネル、  
Instagram・TikTokアカウント）を開設しました… 42
- 令和3年度 トラック広報・表紙  
トラック写真のご協力をお願い …… 43

お知らせ

- ・自動車税の納期限は5月31日（月）です …… 21
- ・令和3年度 経営診断受診促進事業（公社）全日本トラック協会 … 22
- ・令和3年度 中小企業大学校講座受講促進制度の実施について …… 24
- ・「あかん！くるまの不正改造！」  
6月は「不正改造車排除運動」強化月間です… 26
- ・NASVA 運輸安全マネジメントガイドライン認定  
セミナーのご案内 令和3年度 第1回 …… 28
- ・NASVA 運輸安全マネジメントガイドライン認定  
セミナーのご案内 令和3年度 第2回 …… 30
- ・中小規模貨物運送事業者限定  
NASVA 運輸安全マネジメントガイドライン認定  
セミナーのご案内 令和3年度 第2回 …… 32
- ・運輸安全マネジメントガイドラインセミナー・  
内部監査（基礎セミナー） …… 34
- ・守って！電波のルール  
暮らしの安全・安心のために、電波のルールを守りましょう … 36
- ・「感染症対策」ポスターを活用して安全・健康教育を … 37
- ・夏季における軽装の励行について …… 45
- ・令和3年度 第1回 運行管理者試験 貨物… 裏表紙
- ◆近畿共済のページ… 38
- ◆大貨健保のページ… 39
- ◆大貨特退共のページ… 40
- ◇近畿地区軽油価格調査集計表（3月分） …… 41
- ◇軽油「元売別」購入価格表（3月度） …… 41
- ◇府下営業用トラック増・減車状況（最近3ヵ月）… 41
- ◇Let's Try Cooking 1. 2. 3 [ひじきツナサンド]… 44
- ◇NASVAだより… 45
- ◇お悔やみ申し上げます… 45
- ◇5月の安全運転実践目標（挟み込み）  
事業用貨物自動車の交通事故発生状況

今月の挟み込み

- ◇ 安全運転実践目標
- ◇ 令和3年度 飲酒運転・ながら運転防止セミナーの開催について
- ◇ 学校法人 天美学園 近鉄自動車学校における「適性（一般）診断」受診料助成について
- ◇ 学校法人 天美学園 近鉄自動車学校における「運行管理者・基礎講習」受講料の一部助成について
- ◇ 令和3年度 「脳健診助成事業」の実施について
- ◇ 第53回 全国トラックドライバー・コンテスト「大阪府大会」の開催について
- ◇ 熱中症予防対策セミナー」開催のご案内（再掲載）
- ◇ 交通労働災害防止担当管理者教育講習会 開催のご案内（再掲載）
- ◇ 「安全管理者選任時研修」開催のご案内
- ◇ 関西物流展
- ◇ 阪和道終日車線規制 NEXCO西日本
- ◇ 運行管理者資格試験対策講習
- ◇ 献血にご協力をお願いします

（同封）令和3年度 各種の助成制度について（11種）

◎ 表紙は、(株)SEHIROさんのトラック写真です



連載企画  
第2回

# コロナに負けない! トラック運送業界

株式会社 SEHIRO  
(東北支部)



創 業:平成25年2月8日  
代表者名:有元浩世史  
ドライバーの平均年齢:40代半ば  
従業員数:87名(ドライバー数:約70名 女性ドライバー数:5名)  
車両台数:80台  
輸送地域:西から東まで長距離輸送もしています 運んでいる物:印刷物・飲料・原料等

第2回目の連載企画は、元プロ野球選手で阪神タイガースのスカウトとしても活躍され、現在は、株式会社SEHIROで人材育成をご担当されている池之上格さんにインタビューを行いました。SEHIROさんに入社されたきっかけや、人材育成担当としての心意気、プロ野球業界でのマル秘話などお聞きしています。

それでは、杉浦室長、貴社の紹介をお願いします。



株式会社SEHIROの杉浦貴広です。入社する前、最初は運送会社に対するイメージは正直、悪くて怖いイメージが強かったのですが、弊社に入社してそういうイメージが完全になくなりました。社長が一人一人を見てくれるというのを感じますし、自分がやりたいことを発言させてもらって前向きに検討してもらえるような会社です。

地域社会への貢献については、今は新型コロナウイルスの影響でできていないのですが、会社周辺には一般の

家庭もあるので、近隣のご家族を招待して一緒にご飯を食べたりBBQを開催しています。生駒の方にも車庫があるので、今後、電光掲示板等で交通安全の啓発等ができないかを考えています。

会社の福利厚生は、社長がエグジブの会員なのでそれを使わせてもらって旅行に行けたり、コロナ禍前は年に一回社内旅行に行ったり、忘年会もしていました。

女性ドライバーは今5名います。一番若い方で20代前半です。入社前は現場仕事等をしておりまして、大きいトラックに乗ったのはうちに入社してからですね。もともと大型免許は持っていたのですが、その会社で乗れるのが2tとか4tまでだったので、大型免許を持っているのであればこちらで大

型車に乗りたいということで入社されました。

今回の取材の主役、池之上さんについてですが、とてもおもしろい方です。僕に何かあった時は必ずLINEをくれたり、声をかけてくれる、従業員にとっても気遣いしてくれる方です。今日の取材も服装はどんなのがいいかなって思って相談したら冗談で「タキシード着て来い」と言われました(笑)。簡単なことでも相談したら何でもすぐに答えてくれるみんなにとって身近な存在です。





## 人材育成担当

いけのうえ とおる  
**池之上 格**さん (66歳)

元南海ホークス選手・阪神タイガーススカウト

見かけは若い66歳の兄貴です(笑)。

18歳から48年間、プロ野球の世界でお世話になり、昨年阪神タイガースを退団しました。入団当時は、投手で、その後打者に転向、引退してからは、スカウト業、最後は阪

神タイガースの「虎風荘」で副寮長をいたしました。有元社長から「人材育成担当でお迎えしたい」と言っていたので、今年1月にSEHIROに入社いたしました。



南海ホークス時代



横浜大洋ホエールズ時代



阪神タイガース スカウト時代

**Q:トラック運送業界に来られる前はどのような印象・イメージをお持ちでしたか?**

僕が阪神球団の寮で副寮長をやっている時に、選手たちに宅配便を頼まれることがありましたが、この荷物が

次の日の午前中には届いているということにものすごく感動していました。誰がこれを運転して運んでいるのか考えると、物流というのはいすごい仕事だと思っていました。それは寮だけに限らず家の荷物も同じで、大分県に住んでいる娘に荷物を送ると次の日は届いて、娘に「お父さん届いたよ」って言われる。すごく感謝ですよ。この人たちがいないと、この物流の会社がないとこの荷物も届かないので、業者の方が来たら「ありがとう」「すごいね」という話はずっとしていました。この物流業界がなくなったら生活のラインが途絶えるということですよ。だからすごい業界・業種っていうことは感じていました。ドライバーの皆さんは僕にとってはプロなんですよ。

**Q:(株)SEHIROさんではどのような業務をされていますか?**

育成がメインです。野球の世界と同じで、18、19の年齢で入ってきた若い子をどう育てていくかというところで、阪神タイガース時代も含めスカウトを25年やってきましたので、人を見る目、見極める目、こんな時にはどんな言葉をかけるのかがいいかっていうのは全てプロ野球界で培ったもので、この点はトラック業界でも共通だと思っています。

また、やはり会社の看板を背負ってトラックに乗ってお客様のところに行く中で、一番大事なことは挨拶だということを若いドライバーの皆さんに育成を通じて言っています。明るく、楽しく、元気よくという言葉をよく使います。挨拶が全ての基本になると思っています。

野球の世界でも例えば選手がゲートを通る時に守衛さんに「おはようございます」と言うのと言わないのではえらい違い

ですが、48年間プロでやってきた経験から何が大事かと言ったらやっぱり挨拶なんですよ。僕は挨拶される前にするのが鉄則の先手必勝だと思っていて、大きな声で「おはよう」、「こんにちは」、「よろしく」って言ったら相手も元気をもらいますよ。社長も常に「ありがとう」って言っていますが、挨拶も含めたコミュニケーションというのが一番大事だと思います。そこはプロ野球の世界でもトラック運送業界でも共通しているところですね。

**Q:今後目標とされていることは?**

社長になることですかね(笑)。僕は、夢は子どもたちや若人だけのものじゃなく、大人も夢を追いかけるのは大事だと思うんですよ。冗談で社長って言いましたが66歳になっても夢は持っています。だから夢を持っている有元社長も僕も元気ですよ。

**一池之上さんが社長になる可能性は十分ありますよ(笑)。(有元社長)**

**Q:トラック運送業界への就職を考えておられる若い方にメッセージをお願いします。**

これだけ情報化社会になっているので自分でまず調べて知ること、自分が何をやりたいのかすぐには分からないと思うので、興味を持って面白いなと思ったらまず挑戦することですよ。僕はいつも言うんですけども、野村さんのよく使っていた言葉で「失敗と書いて成長と読む」という言葉があるのですが、失敗が重なって成長につながると思っています。人生って一度きりだけいろんな事や可能性にチャレンジして挑むことは大事だと思います。夢を持てば人生は輝きます。



## TOP INTERVIEW

今回取材させていただいた池之上さんを採用されたきっかけは？池之上さんとは恩師からの紹介で創業の頃からの付き合いで、年数回お食事をする仲でした。私が池

之上さんに魅力を感じたのはプロの世界で選手としても活躍されていたことと、晩年は阪神球団の育成の方で力を入れていたところに興味がありました。人間力を高めるという育成の方針でも池之上さんと気持ちが一緒で、ぜひ弊社の従業員育成をお願いしたいと思ったのがきっかけです。

異業種でご活躍されてきた池之上さんに期待されることは？共通する点として、「プロ」という名前がつく仕事ということで、今までプロ野球の世界で活躍されてこれられて、業種こそ違いますが同じくプロドライバーを育成する。技術的なことは経験者が教えるわけですが、やはりメンタル的な面ですね。そこに期待しております。

大切にされている「ご縁に感謝」について 私は長年物流業界に携わってきましたが、それ以外の業種も多業種さまざま

やってきて、その経験も無駄じゃなく、結局全てがつながって今現在があるということを感じています。SEHIROをスタートする時にもさまざまな方にご協力頂きましたが、お客様の先に縁があるという想いもあり、非常に大切にしている言葉です。

今後人材確保面等で何か新しい取り組みを考えておられますか？人材確保については多方面で考えています。最近よくさせて頂くのは新聞関係や電車の吊革への広告ですけれども、うちのホームページを見てくれている方も増えてきていますが、企業のイメージをアピールすることで伝わるんじゃないかなって思っています。やりたいと思える業界や会社であることが重要だと思っています。今回トラック広報に掲載していただけるのも嬉しかったです。

新型コロナウイルスの影響についてはいかがですか？業界全体では2割ダウンしていますが、弊社に関してはおかげさまでそこまで大きな影響はなかったですね。ただ、やはり例年と違うのは稼働率は確かに下がりました。今までだったら月～土が当たり前だったのが、月～金の仕事が増えました。これはコロナだけじゃないと思うんです。世の中の流れでもう今週



有元浩世史 代表取締役社長

休3日制とかいう話も出てきています。土日は休むというような会社になってきていますが、社員が休息できるわけですからそれはそれでいいと思うんですよ。ただ暇かと言ったらそういうわけではなくて、本来でしたら2月8月は業界は冷え込む時期で例年は閑散期でしたが、この2月は新規案件もあって数字も良かったのでこれは今までにない流れですよ。

社長にとって従業員とは？当初5人からスタートして、1人増え2人増えと増えてきて今に至りますが、一人一人がかけがえのない大切な存在です。もっと言うと社員の家族も大切ですよ。早朝や夜間の仕事もあるので、家族の理解や支えがなかったらできないと思います。家族に安心して送り出してもらいたいですし、従業員にも日頃からその想いを大切にしてほしいと思っています。

### ホームページやブログを拝見するとさまざまな取り組みをされていますが、会社の取り組みについてお聞かせください。

①【カッコいいトラックについて】「カッコいい・稼げる・結構モテる」というのがキーワードの新3Kを大事にしています。世間では物流業界はちょっと怖いというようなイメージがあるかと思いますが、今は運送会社もドライバーの質もすごくレベルが高いですし、お客様に求められていることというのは普通に一社会人としての常識がなかったらできない水準のことをドライバーはやっているの、業界のイメージを変えたいと思っています。



②【ISO39001を取得されるなど、事故防止の取り組みについて】9期目になりますけども、人身事故扱いになったのは、3年ほど前に相手さんは怪我はされなかったのですが、この先もこの1件にとどめたいと思って取り組んでおります。



③【差別に負けずエッセンシャルワーカーとして活躍するトラックドライバーテレビ取材について】国本というドライ

バーがYouTubeのチャンネルを持っておりまして、そこでコロナ禍で当初ガソリンスタンドのシャワールームが使えない等の情報を発信していたところ、テレビ局さんの目に触れて取材依頼があったのがきっかけです。



④【中学校での授業について】昨年新型コロナウイルスの影響で職業体験ができなかったため、逆に外部から学校に来てお話をしてほしいとのことで、物流とはどういうものかをお話させていただき、非常に興味を持っていただきました。



⑤【その他、人材確保や人材育成について取り組んでおられることはありますか？】高校からお話をいただきまして、弊社も今年初めて高校生の新卒を採用しました。4月に入社して今は座学やフォークリフト操作や現場業務をやりつつ、物流について教育しながら、準中型免許を取りに行かせる準備をしているところです。

# 「コロナに負けない！トラック運送業界」

エッセンシャルワーカーとして社会を支え、新型コロナウイルスに負けることなく、共に頑張るトラックドライバーへ、SEHIROのドライバーからの応援メッセージです。



## 池之上 格さんのプロ野球選手時代のマル秘話

**Q:一番記憶に残っている嬉しかったことや感動したことは?** 今になって思うのは記録に残ることがいかに素晴らしかったかということを感じますね。例えば今YouTubeを見ていたら僕の南海ホークス時代のプロ野球ニュースを編集して下さったものが出てきて、それがずっと見られるわけですが、これが僕の足跡なんです。それを見た時にすごいなあと、今めちゃくちゃ感動して、嬉しくて嬉しくてしょうがないです。

僕はワースト記録も持っているんですけど、ない人からすればはつきり言って自慢ですよ(笑)。プロ野球に入って4年目の、昭和51年7月25日の大阪の天神祭りの日に1イニング11失点というプロ野球の失点記録を持っていて、そこに1イニング3暴投っていうのが加わる。その時のキャッチャーが野村さんなんです。あの天下の野

村さんをバックネットまで球拾いに3回行かせたっていうのが僕のすごい記録ですよ(笑)。色んな話をおもしろおかしく話せるっていうことが僕の一番の武器ですね。

**Q:一番思い出に残っている試合は?** その時の会話とか精神状態だったりだとか、30年40年近く経った今でも全てのシーンが鮮明に思い出されますが、しいてあげると、僕がピッチャーとして、ある意味挫折を味わった7月25日のゲームが一番ですね。1年後、完投勝利、そして野手転向へ自身の分岐点、ターニングポイントになった忘れられない試合です。

**Q:虎風荘の副寮長をされていたということですが、何かエピソードはございますか?** 一番は大変だった話になりますが、このコロナ禍ですね。寮でどういう風にして感染者を出さないかとか、クラスターを発生させないかとか、というところで非常に

神経を使ったことですね。あとは、一軍の選手の福留孝介や藤川球児たちといろんな話ができただのも大きいですね。コーチも含めて全ての選手の誕生日を確認して、LINEやメールで「おめでとう」って送るのはずっとやってきましたし、選手が活躍して帰ってきた時には、「良かったな」と声をかけ、LINEやメールで気づいたことを補足してきました。また、選手の気持ちをくんであげてを大事にしてきました。

**Q:普段野球はご覧になれますか?** 見てますよ(笑)。今年阪神は絶対優勝しますよ(笑)。僕が退団してすぐ優勝すると複雑な気持ちですけどね(笑)。

**Q:佐藤輝明選手について** すごい選手です。特に飛距離がすごい。彼が近畿大学在学中、鳴尾浜で練習試合を行なった際に話をしたのも覚えていますが、佐藤君がこれから活躍することを期待しています。

# 「標準的な運賃」水準を収受しなければ、 「働き方改革」に対応できない！

大阪府トラック協会では、令和2年4月に告示された「標準的な運賃」の普及促進のための説明会を開催するとともに、荷主企業の理解促進に向けて近畿運輸局、近畿経済産業局、大阪労働局の協力のもと、パンフレットの発送や日本経済新聞への広告掲載などを行なっているが、いまだ大阪の届出は100社程度と低調である。

## 違反すれば罰則も！

令和6年4月からは、「自動車運転の業務」も時間外労働の上限が年960時間に制限され、さらにこれに違反すれば罰則が科せられることになる。

「標準的な運賃」は、現在多くの事業者が収受している実勢運賃と比べると、荷主企業から「高い」との印象を持たれるかもしれないが、実際には「標準的な運賃」の水準を収受しなければ、働き方改革には対応できない。

大阪府トラック協会では、令和元年度を「運び方改革元年」と位置づけ、青年部会の協力のもと決起大会を行なったが、その後のコロナウイルスの猛威の前に、「運び方改革」が停滞していることは否めない。

## 大阪運輸支局に届出を！

しかし、まさに働き方改革が「待ったなし」の状況となった今、これ以上「運び方改革」を先送りすることはできない。

もちろん、「標準的な運賃」を届け出たからといって、すぐに荷主企業の理解を得られるとは限らないが、トラック運送事業者が自ら行動しなければ運賃は上がらない。

そのためにも、大阪府トラック協会ではまずは会員事業者に「標準的な運賃」について理解していただき、大阪運輸支局に届出をしていただく。次に、荷主企業の理解を促すための周知を続けていく。

さらには、より実効を期すため、国土交通省をはじめとする関係行政機関に対しても協力を要請していくなど、全方位に行動していく。

## 運行形態の大胆な見直しが必要！

### 時間外労働の上限規制

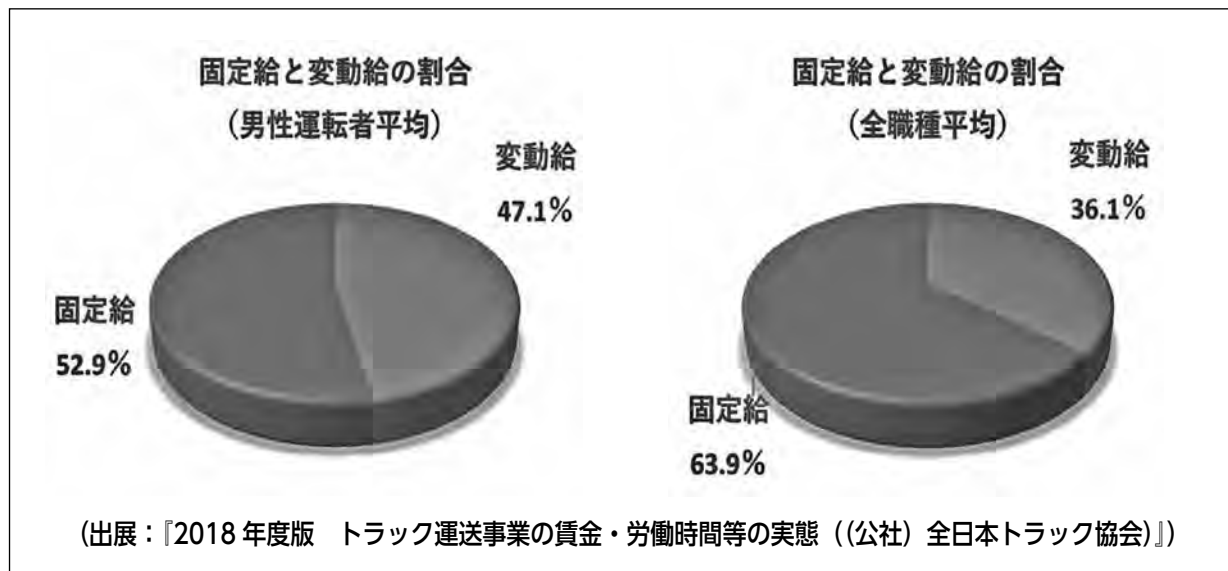
自動車運転業務

年960時間 → 令和6年度から適用

年960時間といえば、月平均80時間、20日間の運行としても1日当たり4時間の計算となり、さらに自動車運転者の労働時間等の改善のための基準、いわゆる改善基準告示を遵守しての運行を行なうには、大

部分の事業者がこれまでの運行形態の見直しを迫られることになる。

このように、働き方改革への対応が「待ったなし」の状況下にあって、単純に労働時間を減らすだけなら難しくはないが、運行手当や時間外手当などの変動給の占める割合が大きいドライバーの賃金体系では、労働時間の減少は減給につながってしまう。



ただでさえ他産業よりも低い賃金のトラック運送業界にとって、さらなる減給は労働力確保のため絶対に避けなければならない。むしろ、労働力確保のためには労働時間を減らし、かつ賃金を他産業並みに引き上げる必要がある。

そのための原資を確保するため、国土交通省が約30年ぶりに原価調査を行なって告示したのが「標準的な運賃」である。

届出の義務がないとはいえ、「標準的な運賃」の取扱いについて国土交通省からは、「自社の経営内容に合致するならば、そのまま届け出ても構わない」との見解が示されている。

「標準的な運賃」では、運賃の低さから無理な帰り荷の確保をしなくても良いように、実車率を50%に設定、人件費も業界のものではなく全産業平均のものを使用し、車両の減価償却も5年に設定するなど、高目の設計となっている。

平均労働時間	全産業平均 なみの 2,086時間
車両費	環境・安全面を踏まえ投資できるよう5年
人件費	労働条件改善を目的に全産業平均の賃金
実車率	帰り荷がなくても成り立つよう50%



# 日経新聞の広告を見た方から激励の言葉！

大阪府トラック協会では、「標準的な運賃」の荷主企業に対する周知を目的に日本経済新聞（3月26日朝刊・大阪府本社版）に広告を掲載した。

「きつめのやばい」をキャッチフレーズにした同広告は、インターネット上でも拡散しているが、今般、同広告を見た方から大阪府トラック協会に対し手紙が届いた。

この手紙の中には、10年前の東日本大震災でも、現在のコロナ禍でも、社会のインフラとして頑張る

トラック運送業界への評価と、現場を担うトラックドライバーへの感謝が綴られており、最後に「標準的な運賃」が社会に認知されるよう協力する旨がしたためられている。

ネット社会において、このように自筆の手紙で激励と感謝の言葉をいただいたことに深く感謝するとともに、より社会に貢献する業界でありつづけるため、「標準的な運賃」の普及を目指していきたい。

## 【手紙の一部抜粋】

令和3年3月26日の日本経済新聞の全面広告を拝見してペンを取りました。普段、トラックとはあまり接点がなく、同じ自動車の業界と云えど、軽貨物と小型貨物にしか意識が向いておりませんでした。しかし、この度の広告を見て、深く考える機会を頂きました。

10年前の東日本大震災の時も、現在のコロナ禍においても、医療と情報と物流は止めることができず、社会のインフラの柱として無くてはならない分野であります。当たり前のように物流の恩恵を受けていてありがたみに麻痺していたことを、自動車業界に身を置くものとして情けなく、恥ずかしく思いました。車両の大小にかかわらず、物流に携わる方々、トラックドライバーの皆様、本当にありがとうございます。

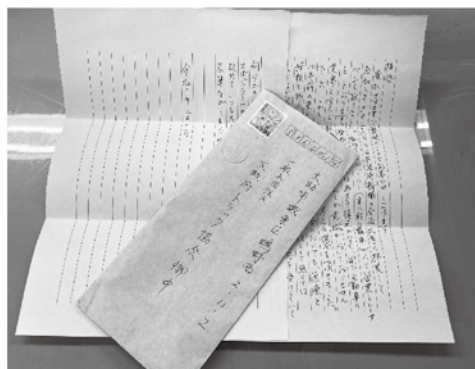
今回の広告の主旨は「標準的な運賃」への理解と協力であったと思います。どのようなかたちでご協力できるものか私自身勉強不足ですが、何らかのかたちで、トラックドライバーさんの労働条件の改善や、スポットライトが当たることを切に願っております。改めて、いつも本当にありがとうございます。

差出人：在阪の軽自動車販売ディーラー勤務の方

【日経新聞の広告】



【実際にいただいた手紙】



# 常任委員会開かれる

## 令和2年度事業報告(案)ならびに決算報告(案)などを審議

第224回理事会に上程するための各常任委員会が4月19日の労働安全委員会を皮切りに5つの委員会で開催された。

各委員会では令和2年度事業報告(案)ならびに決算報告(案)などが審議の上、承認された。

※第224回理事会については新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえ、書面決議にて実施  
(詳細についてはトラック広報6月号に掲載予定)

<各委員会は次のとおり>

### 労働安全委員会

重 博文 委員長

◇日時=令和3年4月19日(月)

◇場所=大ト協研修センター・601号室

◇議案

- (1) 令和2年度事業報告(案)ならびに決算報告(案)について
- (2) 令和3年度事業推進について
- (3) その他



### 交通・環境対策委員会

中原 毅 委員長

◇日時=令和3年4月20日(火)

◇場所=大ト協研修センター・601号室

◇議案

- (1) 令和2年度事業報告(案)ならびに決算報告(案)について
- (2) 令和3年度事業推進について
- (3) その他



### 広報委員会

小田原 武 委員長

◇日時=令和3年4月21日(水)

◇場所=アートホテル大阪ベイタワー

◇議案

- (1) 令和2年度事業報告(案)ならびに決算報告(案)について
- (2) 令和3年度広報事業の推進について
  - ・「トラックの日」行事
  - ・第30回児童絵画コンクール
  - ・人材確保対策
  - ・協会パンフレット
  - ・令和3年度 事業計画、予算、事業推進
- (3) その他



### 経営改善委員会

池辺 祐一 委員長

◇日時=令和3年4月22日(木)

◇場所=大ト協研修センター・601号室

◇議案

- (1) 令和2年度 事業報告ならびに決算報告について
- (2) 令和3年度 経営改善委員会関係事業推進について
- (3) その他



### 総務委員会

中川 才助 委員長

◇日時=令和3年4月30日(金)

◇場所=アートホテル大阪ベイタワー

◇議案

- (1) 令和2年度事業報告書の概要について
- (2) 令和2年度総務委員会事業報告について
- (3) 令和2年度決算書について
- (4) 令和2年度各会計収支計算書内訳表
- (5) 公益目的支出計画実施報告について
- (6) 定款第23条7項に基づく業務執行報告について
- (7) その他



## 令和3年度 居眠り運転事故防止セミナー開催

大阪府トラック協会は4月5日・6日、大阪市中央区の東京海上日動 西日本研修センターにおいて「居眠り運転事故防止セミナー」を開催、会員事業者等から合計67名が参加した。

このセミナーは、長距離を運転するトラックドライバーは眠気が起きやすく、およそ3人に2人が運転中の眠気によって危険を感じたことがあり、トラックの追突による死亡事故は居眠り／居眠りに近い運転時により多く発生していることから、人はなぜ眠くなるのか、居眠り運転をどう防ぐのか、という観点から安全指導面での対策を考えることを目的に開催された。

セミナーでは、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社の担当者により、「居眠り運転の危険性」、「人はなぜ眠くなるのか」、「居眠り運転を防ぐシフト3箇条」、「居眠り運転を防ぐ指導のポイ

ント」などの講義が行なわれ、講義後には事故防止支援に関する情報提供などのアンケートが行なわれた。

講義では、疲れてくると目の錯覚が起きやすいとの事例を紹介し、居眠り運転危険度合を会社全体と個人の両面から分析し、事故防止のために疲労・眠気の可視化の重要性を認識すると同時に、居眠り運転を防ぐための対策を、効果的な仮眠の仕方など指導ポイントの具体例を用い説明し、運転中の対策と日常生活の対策、二つに分けて講義が行なわれた。



## 令和3年度 ヒューマンエラー防止セミナーを開催

大阪府トラック協会は4月8日・9日、大阪市中央区の東京海上日動 西日本研修センターにおいて「ヒューマンエラー防止セミナー」を開催、会員事業者等から66名が参加した。

交通事故の多くがヒューマンエラーから発生しており、このセミナーは、ヒューマンエラーとはどういったものなのか、それはどうしたら防げるのか、といった観点から人間工学的アプローチを用いて事故防止・軽減策を考察していくことを目的に開催された。

セミナーでは東京海上日動リスクコンサルティング株式会社の担当者により、「運輸安全マネジメントから考えるヒューマンエラー対策」、「事故の原因は不注意か?」、「ヒューマンエラーのパターン」、「どうしたら事故を防げるか」、「駐車場事故の防止を考えてみると」等について講義が行なわ

れ、事故防止支援に関する情報提供などのアンケートが行なわれた。

講義では、事故にはヒューマンエラーが関係していることが事例を用いて紹介され、ヒューマンエラーの対策を考える4つの手順（「危険にあう機会を減らす」、「作業における失敗の可能性を減らす」、「失敗に気が付くようにする」、「失敗に備える」）の重要性を認識する講義となった。



# 憲法記念日知事表彰

大阪府は、5月3日の憲法記念日に合わせ、府政の振興に顕著な功績のあった個人若しくは団体又は、篤行が特に優れ、府民の模範となる個人を善行者、産業功労者、公共関係功労者として知事から表彰し、当協会からは次の方が受賞されました。

## ■ 令和3年度 産業功労者商工関係知事表彰 受賞者

(当協会推薦)

尾崎 唯彦 氏 当協会常任理事 日之出運送(株) 代表取締役会長 (東北支部)

## 大正支部

# 交通安全キャンペーンを実施

大阪府トラック協会・大正支部では、春の全国交通安全運動期間(4月6日から15日)の初日となる4月6日に大正警察署交通課の協力を得て、本来は会員事業所をお願いする街頭キャンペーンを、コロナ禍を考慮して事務局職員のみで大正駅前においてポケットティッシュ200個とリーフレットを歩行者、自転車利用者に配布した。



## 広報誌「トラック広報」読者アンケートについて

トラック広報3月号にて『広報誌「トラック広報」読者アンケート』を実施したところ、たくさんのご協力をいただき、ありがとうございました。

トラック広報で取り上げてほしいテーマをお伺いした中で、以下のようなご意見等を頂戴いたしましたので、一部紹介します。

- 若手ドライバー求人のノウハウや実施報告など
- 高速道路でのマナーや交通規制
- 20代から30代の社長が今後やっていきたいことや目標
- ドライバー教育の参考資料
- お客様の声
- 動物などとの衝突事故の実態件数救助方法
- 車両整備関連・事件事例・交通法規解釈
- 特殊車両通行許可について
- KYTシート(令和3年度4月号より掲載しております)
- 空き倉庫の情報

以上、皆さまから頂戴いたしました貴重なご意見を参考に、より良い誌面を作っていきたいと考えております。

今後ともよろしく願いいたします。

# トラック運送業界の景況感

## (令和3年1月～3月期)

今期の調査でも新型コロナウイルスの感染拡大はトラック運送業界に大きな影響を与え、流行し始め1年が経った今でも、猛威を振るっており、特に第3波による緊急事態宣言の影響がトラック運送業界の景況感に表れる形となった。

実働率と実車率はともに、前期比は「横ばい」が減少しており、「やや低下」が増加している。さらに、前年同期比を見てみると「変わらない」や「やや低下」との回答が全体の8割以上となっており、新型コロナウイルスが感染拡大してから1年が経つが、荷動きは活発になっていないことがわかる。

営業収入と営業利益をみると、いずれも「変わらない」という回答が一番多い。新型コロナウイルスの影響で下降傾向となっていた収入・利益面が変わらず減少した状態のままであることがわかる。また、「流通量はそれなりにある。しかしながら、運賃は変わらないまま小ロット化が進むので、労務費が上昇し、結果的に経営が悪化している。」との声や、「メインとなる荷物の輸送量が減少、その代わりに売り上げにつなげるべく雑貨取扱い荷まで補填するものの、1件当たりの数量が少なく配達件数ばかりが増加傾向となっている。売上は維持できているが利益は減っている。」との声があり、輸送量はある程度あるものの、利益率が上がらないという声が多数を占めた。しかしながら、前年同期比に関して、「大幅に増加」や「やや増加」との回答も微増しており、「コロナ禍のため鉄鋼関係の輸送量が減少し売り上げにも影響があるが、徐々に回復する兆しが見えてきている。」との声もあり、鉄鋼関係の運送事業者や、普段から使用する日用品等を運んでいる運送事業者等、業種によっては回復傾向にある。

運賃・料金の水準は前期と同じで、全体的に「横ばい」との回答が多く、運送事業者からの標準的な運賃の届出が増えていない状況にあると考えられる。

輸送数量については、前年同期比と比べると「やや減少」が増えている。「コロナの先行きが見えず取引先の在宅ワークや人員削減により輸送量が減少している。」という声もあり、取引先の影響が運送事業者にも波及していることが伺える。

最後にトラック運送業界の景況感については、「やや悪化」という回答が多く、「コロナウイルスの影響が長期化し荷動きが悪い状況である。」という声があるように、新型コロナウイルスの感染拡大が長期化しており、業界の景況感も好転していないことがわかる。国内でも医療関係者を中心にワクチン接種が始まるなど収束に向けて動き出しているものの、ワクチン接種が全体に行き渡るまでは時間がかかるとのことなので、この先、収束するまで先行きが不透明である等、懸念する声が多数を占めた。

### ○実働率・実車率

実働率は「やや低下」、「大幅に低下」合わせた数値は前期と比べてほぼ変わらず1.2割増加したのに対して、「やや上昇」が9.5割減少した。

実車率は「やや低下」が12.3割増加したのに対して、「やや上昇」が4.7割減少、「横ばい」が9.2割減少となり、1月に発出された緊急事態宣言の影響を受けた形となった。

### ○ドライバーの過不足等

ドライバーの過不足については「適当」との声が15.8割増加し、全体の6割以上となった。これらを鑑みてドライバーの不足感は減少傾向にあるように感じるが、新型コロナウイルスの影響により輸送量が減少したことによるものとも考えられる。

### ○経常損益

経常損益については、前期と比べ「大幅に悪化」が6.7割増加、「やや悪化」が15.6割増加となり、合わせて22.3割と大幅な増加となった。好転し始めたと感じた前回の調査から一転、悪化しているとの声が多数を占めた。

### ○今期の水準

今期の水準については、前期と比べ「良い」が1.2割増加、「ふつう」は変わらず、「悪い」が0.9割増加と全ての項目ではほとんど変わらなかった。新型コロナウイルスの流行が長期化し先行きが不透明であるため、水準も改善していないと考えられる。

### ○業界の景況感

業界の景況感は、1月に2度目の緊急事態宣言が発令された影響を受け、輸送数量が減少したことから、前期に比べて「やや好転」が3.2割減少し、「やや悪化」が7.5割増加、「大幅に悪化」が3.4割増加している。また、先行きに関しても6割以上の事業者が「大幅に悪化」と「やや悪化」と回答している。これは緊急事態宣言が解除された後も、新型コロナウイルスの感染者数が下がらず、収束する気配すら見えないのが現状である。それに付随して、業界の景況感も好転していないものと考えられる。

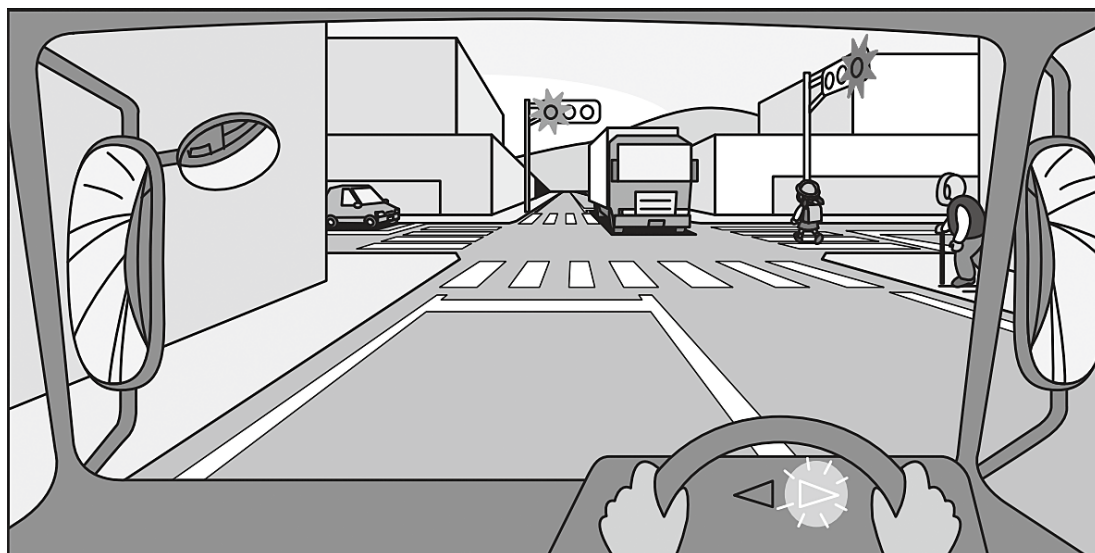
# 各社ドライバー教育にご活用ください

このコーナーでは、危険予知訓練（KYT）のKYTシートや事業用貨物自動車の事故事例等をご紹介します。会員事業者各社のドライバー教育や、事故防止教育等にご活用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 問題

### 信号機のある交差点の右折

あなたは信号機のある交差点に接近しています。対向車線を直進トラックが通過中であり、そのトラックの通過後に右折しようとしています。この場面にはどのような危険がありますか。また、危険を避けるためにはどのような運転をすればよいでしょうか。



どのような危険がありますか？

- ①
- ②
- ③

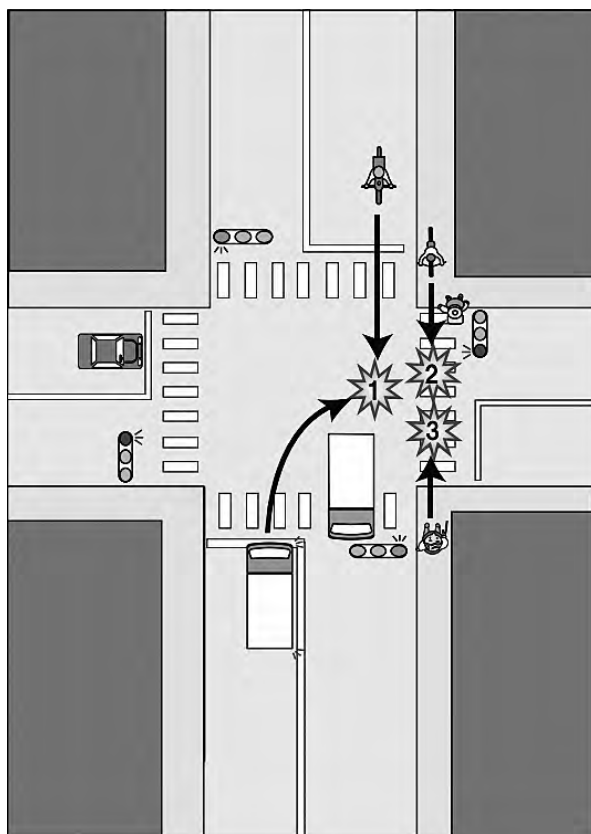
どのような運転をすれば安全ですか？

- ①
- ②
- ③

(企画・制作 (公社) 全日本トラック協会)

## 解説 信号機のある交差点の右折

### 事故パターン



### 危険要因

- ① 対向車の後方から進行してくる二輪車など（対向車の死角に入って見えない）と衝突する。
- ② 右折していく先の横断歩道の左側から横断してくる自転車など（対向車の死角に入って見えない）と衝突する。
- ③ 右折していく先の横断歩道の右側（自車と同一方向）から横断してくる高齢者をはねる。

### 安全運転の方法

- ① 対向車の通過直後に一気に右折するのではなく、対向車の死角に入って見えない部分が確認できるところまで徐行で進行し、そこでいったん停止して側方から進行してくる二輪車などがいないかどうかを確認する。
- ② 横断歩道の左右に横断してくる歩行者や自転車がないかどうかを確認し横断歩道の手前で停止できるよう徐行して進行する。

# 令和2年度 第2回 運行管理者試験問題及び正答 について

本試験の問題と解答は以下の通りです。なお、令和2年度第2回運行管理者試験問題及び正答については筆記試験のみ公表となり、CBT試験問題及び正答についての公表は行われません。

## 1. 貨物自動車運送事業法関係

問1 一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の事業計画の変更に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、「主たる事務所の名称及び位置」の事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。
2. 事業者は、「各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数」の事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。
3. 事業者は、「自動車庫庫の位置及び収容能力」の事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。
4. 事業者は、運賃及び料金(個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。)を対象とするものに限る。)、運送約款その他国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

問2 次の記述のうち、貨物自動車運送事業の運行管理者の行わなければならない業務として誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 運転者に対して、法令の規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに法令で定める所定の事項を記録し、かつ、その記録を1年間保存すること。
2. 事業用自動車に係る事故が発生した場合には、法令の規定により「事故の発生場所」等の所定の事項を記録し、及びその記録を3年間保存すること。
3. 事業用自動車に備えられた非常信号用具及び消火器の取扱いについて、当該事業用自動車の乗務員に対する適切な指導を行うこと。
4. 休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させること。

問3 貨物自動車運送事業輸送安全規則に定める貨物自動車運送事業者の過労運転の防止についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者(以下「運転者」という。)を常時選任しておかなければならず、この場合、選任する運転者は、日々雇い入れられる者、以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)であってはならない。

2. 貨物自動車運送事業者は、運転者及び事業用自動車の運転の補助に従事する従業員(以下「乗務員」という。)が有効に利用することができるように、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員に睡眠を与える必要がある場合にあっては睡眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を、しなければならない。

3. 貨物自動車運送事業者は、乗務員のに努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

4. 一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、当該運転者と交替するための運転者を配置しておかななければならない。

- |   |                |               |
|---|----------------|---------------|
| A | ① 1ヵ月          | ② 2ヵ月         |
| B | ① 維持するための要員を確保 | ② 適切に管理し、及び保守 |
| C | ① 運転履歴の把握      | ② 健康状態の把握     |
| D | ① 疲労等          | ② 酒気帯び        |

問4 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者(以下「運転者」という。)に対する点呼に関する次の記述のうち、正しいものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 乗務前の点呼は、対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法)により行われなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあっては、当該事業者は、国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。
2. 運転者が所属する営業所において、対面により乗務前の点呼を行う場合は、法令の規定により酒気帯びの有無について、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等を目視等により確認するほか、当該営業所に備えられたアルコール検知器を用いて確認を行わなければならない。



3. 2日間にわたる運行(1日目の乗務が営業所以外の遠隔地で終了し、2日目の乗務開始が1日目の乗務を終了した地点となるもの。)については、1日目の乗務後の点呼及び2日目の乗務前の点呼のいずれも対面で行うことができないことから、2日目の乗務については、乗務前の点呼及び乗務後の点呼(乗務後の点呼は対面で行う。)のほかに、当該乗務途中において少なくとも1回電話その他の方法により点呼(中間点呼)を行わなければならない。
4. 乗務終了後の点呼においては、「道路運送車両法第47条の第1項及び第2項の規定による点検(日常点検)の実施又はその確認」について報告を求め、及び確認を行わなければならない。

**問5** 自動車事故に関する次の記述のうち、一般貨物自動車運送事業者が自動車事故報告規則に基づき運輸支局長等に速報を要するものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業用自動車の運転者が一般道路を走行中、ハンドル操作を誤り積載されたコンテナを落下させた。
2. 事業用自動車は、交差点で信号待ちで停車していた乗用車の発見が遅れ、ブレーキをかける間もなく追突した。この事故で、当該事業用自動車の運転者が30日の医師の治療を要する傷害を負うとともに、追突された乗用車の運転者1人が死亡した。
3. 事業用自動車が高速度道路を走行中、前方に渋滞により乗用車が停止していることに気づくのが遅れ、追突事故を引き起こした。この事故で、乗用車に乗車していた5人が重傷(自動車事故報告規則で定める傷害をいう。)を負い、当該高速度道路の通行が2時間禁止された。
4. 消防法に規定する危険物である灯油を積載した事業用のタンク車が、運搬途中の片側1車線の一般道のカーブ路においてハンドル操作を誤り、転覆し、積み荷の灯油の一部がタンクから漏れいする単独事故を引き起こした。この事故で、当該タンク車の運転者が軽傷を負った。

**問6** 一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の事業用自動車の運行等の記録に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、法令の規定により運行指示書を作成した場合には、当該運行指示書及びその写しを、運行の終了の日から1年間保存しなければならない。
2. 事業用自動車の運転者の乗務について、道路交通法に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則に規定する事故又は著しい運行の遅延その他の異常な事態が発生した場合にあつては、その概要及び原因を「乗務等の記録」に記録させ、かつ、その記録を1年間保存すること。
3. 事業者は、特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配置する事業用自動車に係る運転者の乗務について、運行記録計による記録を行わなければならない。
4. 事業者が、貨物自動車運送事業輸送安全規則に定める「事故の記録」として記録しなければならない事故とは、死者又は負傷者を生じさせたものと定められており、物損事故については、当該記録をしなければならないものに該当しない。

**問7** 次の記述のうち、一般貨物自動車運送事業者の事業用自動車の運転者(以下「運転者」という。)が遵守しなければならない事項として正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 運転者は、①乗務を開始しようとするとき、②乗務前及び乗務後の点呼のいずれも対面で行うことができない乗務の途中、③乗務を終了したときは、法令に規定する点呼を受け、事業者に所定の事項について報告をすること。

2. 運転者は、踏切を通過するときは変速装置を操作しないで通過しなければならないが、また、事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに列車に対し適切な防護措置をとること。

3. 運転者は、乗務を終了して他の運転者と交替するときは、交替する運転者に対し、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について通告すること。この場合において、交替して乗務する運転者は、当該通告を受け、当該事業用自動車の制動装置、走行装置その他の重要な装置の機能について異常のおそれがあると認められる場合には、点検すること。

4. 運転者は、運行指示書の作成を要する運行の途中において、運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時に変更が生じた場合には、営業所の運行指示書の写しをもって、運転者が携行している運行指示書への当該変更内容の記載を省略することができる。

**問8** 一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の貨物の積載等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあつては、貨物の積載状況を当該乗務を行った運転者ごとに乗務等の記録をさせなければならない。
2. 事業者は、事業用自動車に貨物を積載するときに偏荷重が生じないように積載するとともに、運搬中に荷崩れ等により事業用自動車から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛けること等必要な措置を講じなければならないとされている。この措置を講じなければならないとされる事業用自動車は、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のものに限られる。
3. 事業者は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更、荷主の都合による集貨地点等における待機又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。
4. 国土交通大臣は、事業者が過積載による運送を行ったことにより、貨物自動車運送事業法の規定による命令又は処分をする場合において、当該命令又は処分に係る過積載による運送が荷主の指示に基づき行われたことが明らかであると認められ、かつ、当該事業者に対する命令又は処分のみによっては当該過積載による運送の再発を防止することが困難であると認められるときは、当該荷主に対しても、当該過積載による運送の再発の防止を図るため適当な措置を執るべきことを勧告することができる。

## 2. 道路運送車両法関係

**問9** 道路運送車両法の自動車の登録等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあつては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 登録自動車について所有者の変更があつたときは、新所有者は、その事由があつた日から15日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。
2. 登録自動車の所有者は、当該自動車が滅失し、解体し(整備又は改造のために解体する場合を除く。)、又は自動車の用途を廃止したときは、その事由があつた日(使用済自動車の解体である場合には解体報告記録がなされたことを知った日)から15日以内に、永久抹消登録の申請をしなければならない。
3. 自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号の表示は、国土交通省令で定めるところにより、自動車登録番号標を自動車の前面及び後面の任意の位置に確実に取り付けることによって行うものとする。

4. 何人も、国土交通大臣若しくは封印取付受託者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした自動車登録番号標は、これを取り外してはならない。ただし、整備のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

問10 道路運送車両法の自動車の検査等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 自動車運送事業の用に供する自動車は、自動車検査証を当該自動車又は当該自動車の所属する営業所に備え付けなければならない、運行の用に供してはならない。
2. 自動車は、その構造が、長さ、幅及び高さ並びに車両総重量(車両重量、最大積載量及び55キログラムに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう。)等道路運送車両法に定める事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。
3. 車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車の使用者は、スペアタイヤの取付状態等について、1ヵ月ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。
4. 自動車検査証の有効期間の起算日については、自動車検査証の有効期間が満了する日の1ヵ月前(離島に使用の本拠の位置を有する自動車を除く。)から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に有効期間を記入する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日とする。

問11 道路運送車両法に定める自動車の点検整備等に関する次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 事業用自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ A をすることにより、当該自動車を道路運送車両の保安基準に適合するように維持しなければならない。
2. 事業用自動車の使用者又は当該自動車を B する者は、1日1回、その C において、国土交通省令で定める技術上の基準により、自動車を点検しなければならない。
3. 事業用自動車の使用者は、当該自動車について定期点検整備をしたときは、遅滞なく、点検整備記録簿に点検の結果、整備の概要等所定事項を記載して当該自動車に備え置き、その記載の日から D 間保存しなければならない。

A ① 検査                      ② 整備                      B ① 運行                      ② 管理  
C ① 運行の開始前              ② 運行の終了後              D ① 1年                      ② 2年

問12 道路運送車両の保安基準及びその細目を定める告示についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 自動車(二輪自動車等を除く。)の空気入ゴムタイヤの接地部は滑り止めを施したものであり、滑り止めの溝は、空気入ゴムタイヤの接地部の全幅にわたり滑り止めのために施されている凹部(サイビング、プラットフォーム及びウエア・インジケータの部分を除く。)のいずれの部分においても1.6ミリメートル以上の深さを有すること。
2. 乗用等に備える事故自動緊急通報装置は、当該自動車が衝突等による衝撃を受ける事故が発生した場合において、その旨及び当該事故の概要を所定の場所に自動かつ緊急に通報するものとして、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
3. 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が7トン以上のものの後面には、所定の後部反射器を備えるほか、反射光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合する大型後部反射器を備えなければならない。
4. 自動車に備えなければならない非常信号用具は、夜間150メートルの距離から確認できる赤色の灯光を発するものでなければならない。

### 3. 道路交通法関係

問13 道路交通法に定める灯火及び合図等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両の運転者が同一方向に進行しながら進路を左方又は右方に変えるときの合図を行う時期は、その行為をしようとする地点から30メートル手前の地点に達したときである。
2. 車両の運転者が左折又は右折するときの合図を行う時期は、その行為をしようとする地点(交差点においてその行為をする場合にあっては、当該交差点の手前の側端)から30メートル手前の地点に達したときである。(環状交差点における場合を除く。)
3. 車両は、トンネルの中、濃霧がかかっている場所その他の場所で、視界が高速自動車国道及び自動車専用道路においては200メートル、その他の道路においては50メートル以下であるような暗い場所を通行する場合及び当該場所に停車し、又は駐車している場合においては、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。
4. 停留所において乗客の乗降のため停車していた乗合自動車が発進するため進路を変更しようとして手又は方向指示器により合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした乗合自動車の進路の変更を妨げてはならない。

問14 道路交通法に定める停車及び駐車等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両は、人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から5メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。
2. 車両は、法令の規定により駐車しようとする場合には、当該車両の右側の道路上に3メートル(道路標識等により距離が指定されているときは、その距離)以上の余地があれば駐車してもよい。
3. 車両は、交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。
4. 車両は、踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。

問15 道路交通法に定める自動車の法定速度に関する次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句を下の枠内の選択肢(①～⑤)から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 自動車の最高速度は、道路標識等により最高速度が指定されていない片側一車線の一般道路においては、A である。
2. 自動車の最低速度は、法令の規定によりその速度を減ずる場合及び危険を防止するためやむを得ない場合を除き、道路標識等により自動車の最低速度が指定されていない区間の高速自動車国道の本線車道(政令で定めるものを除く。)においては、B である。
3. 貸切バス(乗車定員47名)の最高速度は、道路標識等により最高速度が指定されていない高速自動車国道の本線車道(政令で定めるものを除く。)においては、C である。

4. トラック(車両総重量12,000キログラム、最大積載量8,000キログラムであって乗車定員3名)の最高速度は、道路標識等により最高速度が指定されていない高速自動車国道の本線車道(政令で定めるものを除く。)においては、

- |               |              |
|---------------|--------------|
| ① 時速40キロメートル  | ② 時速50キロメートル |
| ③ 時速60キロメートル  | ④ 時速80キロメートル |
| ⑤ 時速100キロメートル |              |

問16 貨物自動車に係る道路交通法に定める乗車、積載及び過積載(車両に積載する積載物の重量が法令による制限に係る重量を超える場合における当該積載。以下同じ。)等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 自動車の使用者は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、道路交通法第57条(乗車又は積載の制限等)第1項の規定に違反して政令で定める積載物の重量、大きさ又は積載の方法の制限を超えて積載をして運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。
2. 車両(軽車両を除く。)の運転者は、当該車両について政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。ただし、当該車両の出発地を管轄する警察署長による許可を受けてもばら貨物を運搬する構造の自動車の荷台上に乗車させる場合においては、当該制限を超える乗車をさせて運転することができる。
3. 警察署長は、荷主が自動車の運転者に対し、過積載をして自動車を運転することを要求するという違反行為を行った場合において、当該荷主が当該違反行為を反復して行うおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該自動車の運転者に対し、当該過積載による運転をしてはならない旨を命ずることができる。
4. 積載物の長さは、自動車(大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。以下同じ。)の長さにその長さの10分の1の長さを加えたものを超えてはならず、積載の方法は、自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出してはならない。

問17 道路交通法に定める運転者及び使用者の義務等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両等の運転者は、児童、幼児等の乗降のため、道路運送車両の保安基準に関する規定に定める非常点滅表示灯をつけて停車している通学通園バスの側方を通過するときは、徐行して安全を確認しなければならない。
2. 車両等の運転者は、高齢の歩行者でその通行に支障のあるものが通行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行を妨げないようにしなければならない。
3. 車両等に積載している物が道路に転落し、又は飛散したときは、必ず道路管理者に通報するものとし、当該道路管理者からの指示があるまでは、転落し、又は飛散した物を除去してはならない。
4. 自動車の運転者は、故障その他の理由により高速自動車国道等の本線車道若しくはこれに接する加速車線、減速車線若しくは登坂車線(以下「本線車道等」という。)において当該自動車を運転することができなくなったときは、政令で定めるところにより、当該自動車が故障その他の理由により停止しているものであることを表示しなければならない。ただし、本線車道等に接する路肩若しくは路側帯においては、この限りでない。

#### 4. 労働基準法関係

問18 労働基準法(以下「法」という。)の定めに関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日以前3ヵ月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいう。
2. 法で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、当事者間の合意がある場合を除き、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るよう努めなければならない。
3. 労働者が、退職の場合において、使用期間、業務の種類、その事業における地位、賃金又は退職の事由(退職の事由が解雇の場合にあっては、その理由を含む。)について証明書を請求した場合においては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。
4. 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。

問19 労働基準法(以下「法」という。)に定める労働時間及び休日等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、法定労働時間又は法定休日に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。
2. 使用者は、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において法に定める労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。
3. 使用者は、2週間を通じ4日以上以上の休日を与える場合を除き、労働者に対して、毎週少なくとも2回の休日を与えなければならない。
4. 使用者が、法の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の2割5分以上5割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

問20 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)に定める貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者(以下「トラック運転者」という。)の拘束時間等についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

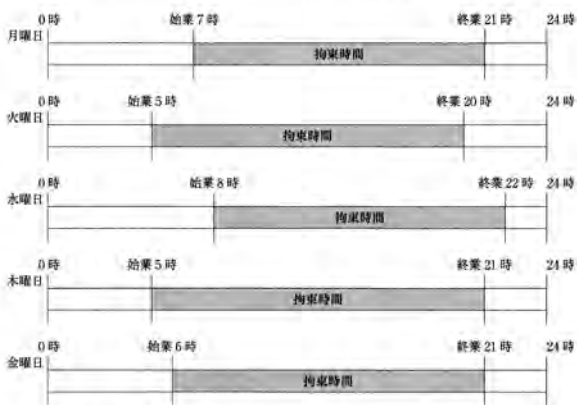
1. 労使当事者は、時間外労働協定においてトラック運転者に係る一定期間についての延長時間について協定するに当たっては、当該一定期間は、及び以内の一定の期間とするものとする。
2. 使用者は、トラック運転者に労働基準法第35条の休日に労働させる場合は、当該労働させる休日はについてを超えないものとし、当該休日の労働によって改善基準告示第4条第1項に定める拘束時間及び最大拘束時間の限度を超えないものとする。

- A ① 2週間 ② 4週間  
 B ① 1ヵ月以上3ヵ月 ② 3ヵ月以上6ヵ月  
 C ① 2週間 ② 4週間  
 D ① 1回 ② 2回

問21 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者(以下「トラック運転者」という。)の拘束時間等に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 拘束時間とは、始業時間から終業時間までの時間で、休憩時間を除く労働時間の合計をいう。
2. 使用者は、トラック運転者の休憩期間については、当該トラック運転者の住所地における休憩期間がそれ以外の場所における休憩期間より長くなるように努めるものとする。
3. 連続運転時間(1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。)は、4時間を超えないものとする。
4. 使用者は、業務の必要上、トラック運転者(1人乗務の場合)に勤務の終了後連続8時間以上の休憩期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数の2分の1を限度に、休憩期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。この場合において、分割された休憩期間は、1日(始業時刻から起算して24時間をいう。)において1回当たり連続4時間以上、合計8時間以上でなければならないものとする。

問22 下図は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の1週間の勤務状況の例を示したものであるが、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)に定める拘束時間等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。ただし、すべて1人乗務の場合とする。なお、解答にあたっては、下図に示された内容及び各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。



注) 土曜日及び日曜日は休日とする。

1. 1日についての拘束時間が改善基準告示に定める最大拘束時間に違反する勤務がある。
2. 勤務終了後の休憩期間が改善基準告示に違反するものがある。
3. 1日についての拘束時間が15時間を超えることができる1週間についての回数は、改善基準告示に違反している。
4. 木曜日に始まる勤務の1日についての拘束時間は、この1週間の勤務の中で1日についての拘束時間が最も長い。

問23 下表は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の5日間の運転時間の例を示したものであるが、5日間すべての日を特定日とした2日を平均し1日当たりの運転時間が「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に違反しているものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1.

	休日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	休日
運転時間	-	10時間	7時間	11時間	10時間	8時間	-

2.

	休日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	休日
運転時間	-	7時間	8時間	9時間	10時間	9時間	-

3.

	休日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	休日
運転時間	-	8時間	9時間	10時間	9時間	8時間	-

4.

	休日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	休日
運転時間	-	10時間	9時間	9時間	9時間	10時間	-

### 5. 実務上の知識及び能力

問24 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者に対する点呼の実施等に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 運行管理者は、乗務開始及び乗務終了後の運転者に対し、原則、対面で点呼を実施しなければならないが、遠隔地で乗務が開始又は終了する場合、車庫と営業所が離れている場合、又は運転者の出庫・帰庫が早朝・深夜であり、点呼を行う運行管理者が営業所に出動していない場合等、運行上やむを得ず、対面での点呼が実施できないときには、電話、その他の方法で行っている。
2. 3日間にわたる事業用トラックの運行で、2日目は乗務前及び乗務後の点呼を対面で行うことができない乗務のため、携帯電話による乗務前及び乗務後の点呼を実施するほか、携帯電話による中間点呼を1回実施した。
3. 同一の事業者内の輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、A営業所とB営業所間で国土交通大臣が定めた機器を用いて実施するIT点呼については、1営業日のうち連続する18時間以内としている。
4. 乗務前の点呼においてアルコール検知器を使用するのは、身体に保有している酒気帯びの有無を確認するためのものであり、道路交通法施行令で定める呼気中のアルコール濃度1リットル当たり0.15ミリグラム以上であるかを判定するためのものではない。

問25 一般貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導・監督に関する次の記述のうち、適切なものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 自動車が増速しをするときは、前の自動車の走行速度に応じた追越し距離、追越し時間が必要になるため、前の自動車と追越しをする自動車の速度差が大きい場合には追越しに長い時間と距離が必要になることから、無理な追越しをしないよう指導した。
2. ある運転者が、昨年今年と連続で追突事故を起こしたので、運行管理者は、ドライブレコーダーの映像等をもとに事故の原因を究明するため、専門的な知識及び技術を有する外部機関に事故分析を依頼し、その結果に基づき指導した。

3. 1人ひとりの運転者が行う日常点検や運転行動、または固縛作業は、慣れとともに、各動作を漫然と行ってしまうことがある。その行動や作業を確実に実施させるために、「指差呼称」や「安全呼称」を習慣化することで事故防止に有効であるという意識を根付かせるよう指導した。

4. 平成30年中に発生した事業用トラックによる人身事故のうち、追突事故が最も多く全体の約5割を占めており、このうち昼間の時間での追突事故が多く発生している。追突事故を防止するために、適正な車間距離の確保や前方不注意の危険性等に関し指導した。

問26 事業用自動車の運転者の健康管理に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、深夜業(22時～5時)を含む業務に常時従事する運転者に対し、法令に定める定期健康診断を6ヵ月以内ごとに1回、必ず、定期的に受診させるようにしている。
2. 一部の運転者から、事業者が指定する医師による定期健康診断ではなく他の医師による当該健康診断に相当する健康診断を受診し、その結果を証明する書面を提出したい旨の申し出があったが、事業者はこの申し出を認めなかった。
3. 事業者は、脳血管疾患の予防のため、運転者の健康状態や疾患につながる生活習慣の適切な把握・管理に努めるとともに、法令により義務づけられている定期健康診断において脳血管疾患を容易に見発することができることから、運転者に確実に受診させている。
4. 事業者は、運転者が軽症度の睡眠時無呼吸症候群(SAS)と診断された場合は、残業を控えるなど業務上での負荷の軽減や、睡眠時間を多く取る、過度な飲酒を控えるなどの生活習慣の改善によって、業務が可能な場合があるので、医師と相談して慎重に対応している。

問27 交通事故防止対策に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 交通事故は、そのほとんどが運転者等のヒューマンエラーにより発生するものである。したがって、事故惹起運転者の社内処分及び再教育に特化した対策を講ずることが、交通事故の再発を未然に防止するには最も有効である。そのためには、発生した事故の要因の調査・分析を行うことなく、事故惹起運転者及び運行管理者に対する特別講習を確実に受講させる等、ヒューマンエラーの再発防止を中心とした対策に努めるべきである。
2. ドライブレコーダーは、事故時の映像だけでなく、運転者のブレーキ操作やハンドル操作などの運転状況を記録し、解析することにより運転のクセ等を読み取ることができるものがあり、運行管理者が行う運転者の安全運転の指導に活用されている。
3. いわゆる「ヒヤリ・ハット」とは、運転者が運転中に他の自動車等と衝突又は接触するおそれなどがあったと認識した状態をいい、1件の重大な事故(死亡・重傷事故等)が発生する背景には多くのヒヤリ・ハットがあるとされており、このヒヤリ・ハットを調査し減少させていくことは、交通事故防止対策に有効な手段となっている。
4. 適性診断は、運転者の運転能力、運転態度及び性格等を客観的に把握し、運転の適性を判定することにより、運転に適さない者を運転者として選任しないようにするためのものであり、ヒューマンエラーによる交通事故の発生を未然に防止するための有効な手段となっている。

問28 自動車の運転の際に車に働く自然の力等に関する次の文中、A、B、Cに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 同一速度で走行する場合、カーブの半径が **A** ほど遠心力は大きくなる。
2. まがり角やカーブでハンドルを切った場合、自動車の速度が2倍になると遠心力は **B** になる。
3. 自動車が衝突するときの衝撃力は、車両総重量が2倍になると **C** になる。



- A ① 小さい ② 大きい  
 B ① 2倍 ② 4倍  
 C ① 2倍 ② 4倍

問29 荷主から下の運送依頼を受けて、A営業所の運行管理者が次のとおり運行の計画を立てた。この計画に関するア～イについて解答しなさい。なお、解答にあたっては、<運行の計画>及び各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

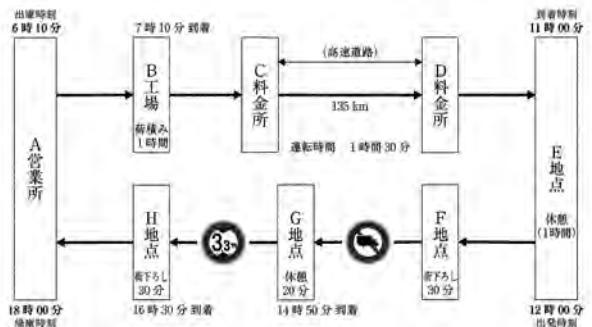
<荷主からの運送依頼>

B工場で重量が3,000キログラムの電化製品を積み、各地点(F地点、H地点)の配達先まで運送する。

<運行の計画>

- 次の運行経路図に示された経路に従い運行する。
- 道路標識等により最高速度が指定されていない高速自動車国道(高速自動車国道法に規定する道路。以下「高速道路」という。)のC料金所とD料金所間(走行距離135キロメートル)を、運転の中断をすることなく1時間30分で走行する。
- F地点とG地点間の道路には  が、G地点とH地点間の道路には  の道路標識が設置されているので、これらを勘案して通行可能な事業用自動車を配置する。

(道路標識は、「文字及び記号を青色、斜めの帯及び枠を赤色、線及び地を白色とする。」)



ア 当該運行に適した車両として、次の1～3の事業用自動車の中から正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

事業用自動車	乗車定員(人)	車両重量(kg)	最大積載量(kg)	車両総重量(kg)	自動車の大きさ(m)		
					長さ	幅	高さ
1	2	8,600	11,200	19,910	11.99	2.49	3.14
2	2	4,270	6,300	10,680	8.18	2.45	3.07
3	2	3,760	3,500	7,370	7.16	2.43	3.00

イ 高速道路のC料金所とD料金所間の運転時間を1時間30分としたことについて、次の1～2の中から正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 適切
2. 不適切

問30 貨物自動車運送事業者の運行管理者は複数の荷主からの運送依頼を受けて、下のとおり4日にわたる運行計画を立てた。この運行に関する、次の1～3の運行管理者の判断について、正しいものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、<4日にわたる運行計画>及び各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

<4日にわたる運行計画>

【前日】 当該運行の前日は、この運行を担当する運転者は、休日とする。

始業時刻 5時00分	出庫時刻 5時30分	到着時刻 12時45分	終業時刻 13時00分
乗務員 点呼等 30分	運転 1時間	荷積み 1時間	運転 3時間
		フェリー乗船 4時間	運転 5時間
		休憩 30分	運転 2時間
		荷下ろし 45分	運転 1時間
		乗務員 点呼等 15分	

【1日目】

始業時刻 4時00分	出庫時刻 4時30分	到着時刻 12時15分	終業時刻 17時30分
乗務員 点呼等 30分	運転 1時間	荷積み 1時間	運転 2時間
		休憩 15分	運転 2時間30分
		中継点呼 休憩 1時間	運転 2時間30分
		荷下ろし 1時間	運転 1時間
		乗務員 点呼等 15分	

【2日目】

始業時刻 4時00分	出庫時刻 4時30分	到着時刻 12時15分	終業時刻 17時30分
乗務員 点呼等 30分	運転 1時間	荷積み 1時間	運転 2時間
		休憩 15分	運転 2時間30分
		中継点呼 休憩 1時間	運転 2時間30分
		荷下ろし 1時間	運転 1時間
		乗務員 点呼等 15分	

【3日目】

始業時刻 6時00分	出庫時刻 6時30分	到着時刻 18時45分	終業時刻 19時00分
乗務員 点呼等 30分	運転 1時間	荷積み 1時間	運転 2時間
		休憩 1時間	運転 2時間
		中継点呼 休憩 1時間	運転 2時間
		荷下ろし 1時間	運転 1時間
		乗務員 点呼等 15分	

【翌日】 当該運行の翌日は、この運行を担当する運転者は、休日とする。

- 1人乗務とした場合、1日についての最大拘束時間及び休息期間が「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)に違反すると判断して、当該運行には交替運転者を配置する。
- 1人乗務とした場合、すべての日を特定の日とした場合の2日を平均して1日当たりの運転時間が改善基準告示に違反すると判断して、当該運行には交替運転者を配置する。
- 1人乗務とした場合、連続運転時間が改善基準告示に違反すると判断して、当該運行には交替運転者を配置する。

## 令和2年度 第2回 運行管理者試験問題正答表(貨物)

(令和3年3月7日実施)

問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
1, 4	4	A : 2 B : 2 C : 2 D : 1	1, 2	3, 4	4	1, 2	2	3	2, 4
問11	問12	問13	問14	問15	問16	問17	問18	問19	問20
A : 2 B : 1 C : 1 D : 1	4	1	3, 4	A : 3 B : 2 C : 5 D : 4	3	1, 2	2	3	A : 1 B : 1 C : 1 D : 1
問21	問22	問23	問24	問25	問26	問27	問28	問29	問30
2, 3	4	2, 3	適 2, 4 不適 1, 3	2, 3, 4	適 1, 4 不適 2, 3	適 2, 3 不適 1, 4	A : 1 B : 2 C : 1	ア : 3 イ : 1	2, 3

## 大阪府からののお知らせ

自動車税(種別割)の納期限は **▲ 5月31日(月) ▲** です。  
納期限までに納めましょう！

☎自動車税コールセンター → ふ ぜ い コール

# 0570-020156

**受付時間** 【平日9:00～17:45 / オペレーターによる対応】  
【上記以外の時間 / 自動音声案内による対応】  
土・日曜日・祝日・年末年始は24時間自動音声案内で対応しています。



©2014  
大阪府もずやん

納税通知書等の発送直後や9時台は、つながりにくくなる場合がありますのでご了承ください。  
※このナビダイヤルによる通話は大阪市までの通話料金でご利用いただけます。携帯電話からは20秒ごとに約10円でご利用いただけます。なお、通話料金はマイラインの登録にかかわらず、NTTコミュニケーションズからの請求となります。  
※お問合せの際には、自動車の「登録番号」及び「車台番号(下4桁)」をご確認ください。  
※一部のIP電話等でつながらない場合は、06-6776-7021までお願いします。

### ○抹消登録(廃車)の手続きを行うまで自動車税(種別割)は課税されます！

運輸支局等に登録されている自動車は、故障や検査有効期限が経過し、自動車を使用していない場合でも、自動車税(種別割)の課税対象となります。

自動車を使用しない場合は、速やかに自動車の抹消登録(廃車)の手続きをしてください。

### ○自動車税(種別割)はキャッシュレスでも納付することができます！

自動車税(種別割)は、金融機関・コンビニでの納付のほか、クレジットカードや、Pay-easyによる納付も可能です。

また、「PayB」「PayPay」「LINE Pay 請求書支払い」「楽天銀行コンビニ支払サービス」による納付もできます。

詳しくは、府税のホームページ「府税あらかると」をご覧ください。

### ○納期限までに納めていただけない場合は…

府税を滞納すると督促状の発付等、納税の催告が行われます。それでもなお完納されない場合は、貴重な財源である大切な府税を確保するため、また、納期限までに完納された方との公平性を保つため、やむを得ず滞納処分(差押え等)が行われることとなります。

なお、納期限までに府税を完納されなかった場合は、その滞納額について、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、法律の規定により一定の割合で延滞金がかかります。

※新型コロナウイルス感染症の影響等により、納付が困難である場合には納付を猶予する制度があります。納付が困難な方は、お早めに管轄の各府税事務所・大阪自動車税事務所にご相談ください。

©大阪府財務部税務局徴税対策課

## 令和3年度 経営診断受診促進事業

(公社) 全日本トラック協会

様々な経営課題を抱える会員事業者の相談ニーズに対応するため、この度(公社)全日本トラック協会が推薦する中小企業診断士等による経営実態の把握と課題を抽出するための診断や、その診断結果をベースに具体的な経営相談、助言を受ける際に要した費用の一部を助成する【経営診断受診促進事業】を下記のとおり実施します。

### ◆◇ 助成対象 ◇◆

- 当協会の会員であること。
- 中小企業診断士等(全ト協との契約がある者、または地方ト協の推薦がある者)が実施する全ト協標準経営診断システムによる総合的な経営診断、およびその経営診断結果に基づく経営改善相談を受診した事業者であること。

### ◆◇ 助成金額 ◇◆

	会員事業者	会員事業者 (安全性優良事業所)
総合的な経営診断 (ステップ1)	8万円 (診断費用の2分の1)	10万円 (診断費用の2分の1+ <u>2万円</u> )
経営改善相談 (ステップ2)	2万円	3万円

※診断費用は以下の通りです。

総合的な経営診断(ステップ1)・・・16万円(税別)

経営改善相談(ステップ2)・・・5万円(税別)

ただし、診断士の交通費は助成対象外となります。

### ◆◇ 公募期間 ◇◆

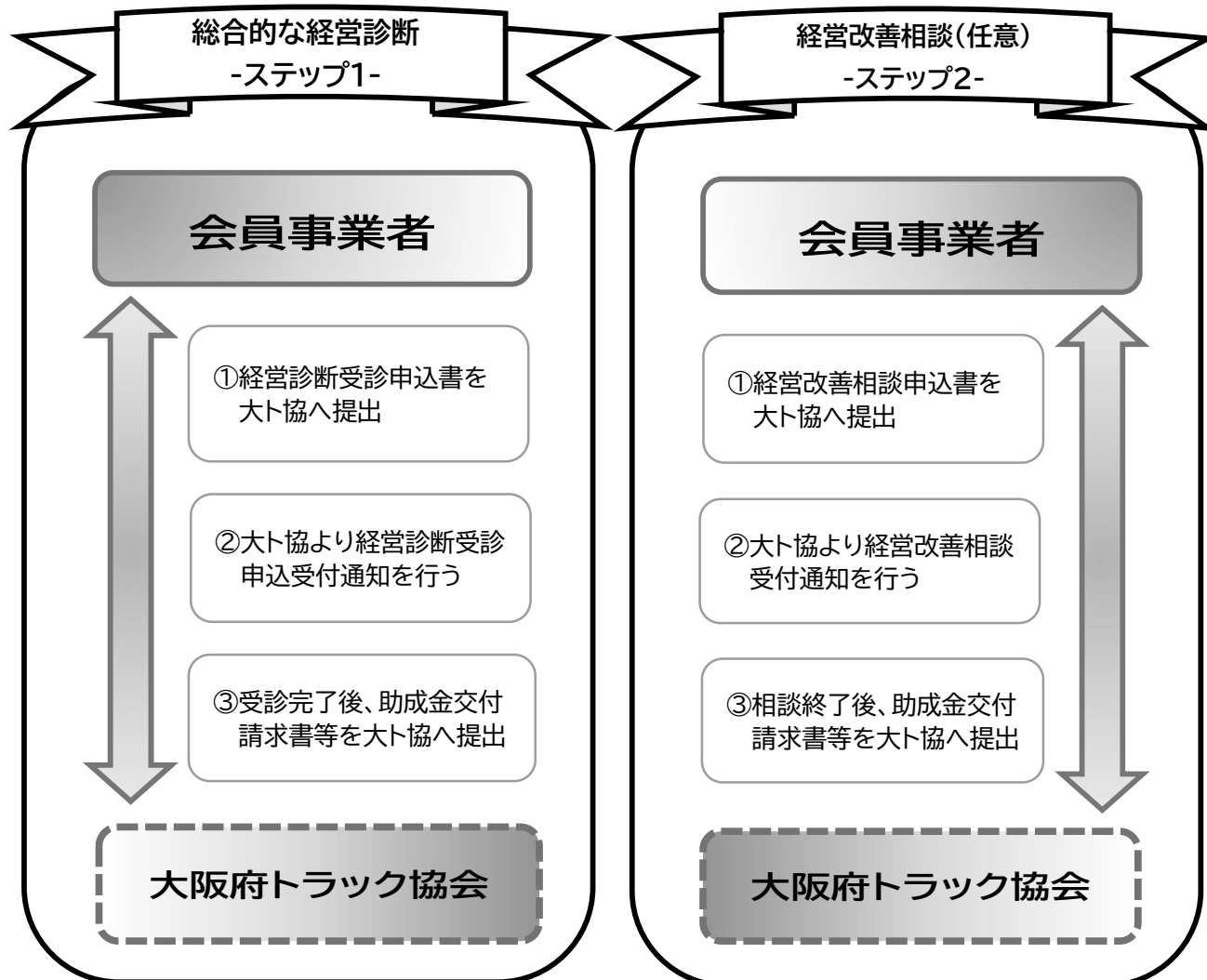
令和3年5月1日(土)～令和4年3月1日(火)

※公募期間中に助成申請額が全ト協予算総額(310万円)に達した場合は、公募を終了する可能性があります。

また、総合的な経営診断(ステップ1)、経営改善相談(ステップ2)ともに受けられる予定の方は原則として同一年度内の受診をお願いしており、申請から助成金の交付までに最長で約2ヵ月を要しますので、令和3年12月24日(金)までに各種申込書のご提出をお願いします。



◆◇ 申請方法 ◇◆



※経営改善相談の申し込みについては、総合的な経営診断との同時申請も可能です。

⇒本事業の詳細は・・・

大ト協ホームページ⇒【各種助成事業】⇒【経営診断受診促進事業】をクリック

◆◇ 申請先 および 本件お問い合わせ ◇◆

一般社団法人大阪府トラック協会 企業振興部

〒536-0014 大阪府大阪市城東区鳴野西2-11-2 大阪府トラック総合会館5階

TEL: 06-6965-4036 FAX: 06-6965-4039

## 令和3年度 中小企業大学校講座受講促進制度の実施について

(公社) 全日本トラック協会

みだしの制度につきましては、(公社)全日本トラック協会が都道府県トラック協会との協力のもとに、トラック運送事業者の経営基盤の一層の強化をはかることを目的として平成6年度から毎年実施しているもので、会員事業者のうち中小企業の経営者、後継者、および管理者の方々が中小企業大学校講座を受講される場合、受講料の「3分の1」を(公社)全日本トラック協会が負担いたします。

詳細につきましては、各社所属の都道府県トラック協会までお問い合わせください。

※平成30年度より(一社)大阪府トラック協会からの受講料「3分の1」助成を休止しておりますのでご注意ください。

### 制度の概要

#### ●目的

トラック運送事業者の経営者・管理者等が、中小企業大学校の経営戦略等の講座を受講することによって、経営基盤のより一層の向上を図ることを目的に、令和3年度中小企業大学校講座受講促進制度を実施する。

#### ●受講対象者

都道府県トラック協会(以下、「地方ト協」という)の会員である法定中小企業者(資本金3億円以下、または常備従業員300人以下)の経営者、後継者および管理者とする。

#### ●対象校

国の人材養成機関である中小企業大学校9校及び金沢キャンパス、四国キャンパス、WEBee Campus(Web講座)を対象とする。

最寄校での受講を原則とするが、希望する講座名・受講期間等により最寄校以外での受講も可とする。

学校名	〒	所在地	電話
旭川校	078-8555	北海道旭川市緑が丘東3条2-2-1	0166-65-1200
仙台校	989-3126	宮城県仙台市青葉区落合4-2-5	022-392-8811
三条校	955-0025	新潟県三条市上野原570	0256-38-0770
東京校	207-8515	東京都東大和市桜が丘2-137-5	042-565-1207
瀬戸校	489-0001	愛知県瀬戸市川平町79	0561-48-3400
関西校	679-2282	兵庫県神崎郡福崎町高岡1929 <a href="https://www.smrj.go.jp/institute/kansai/index.html">https://www.smrj.go.jp/institute/kansai/index.html</a>	0790-22-5931
広島校	733-0834	広島県広島市西区草津新町1-21-5	082-278-4955
直方校	822-0005	福岡県直方市永満寺1463-2	0949-28-1144
人吉校	868-0021	熊本県人吉市鬼木町梢山1769-1	0966-23-6800
WEBee Campus (Web講座) <a href="https://webecampus.smrj.go.jp/">https://webecampus.smrj.go.jp/</a>			

※金沢キャンパス、四国キャンパスは、特定の校舎を持たず、北陸、四国各県の会議施設等で開講されるもの。

※WEBee CampusはWeb上で開講されるもの。

## ●対象講座

対象となる講座は、中小企業大学校の各校（金沢キャンパス、四国キャンパス、WEBee Campus 含む）が定める講座であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座
- (5) 情報化、システム構築に関する講座
- (6) その他物流事業に関する講座

## ●受講（助成対象）定員

予算額580万円を限度とする。（1事業者からの複数申込みも可）

## ●受講申込み手続き

受講を希望する会員事業者は、受講者・受講講座等について事前に所属する地方ト協へ届出を行い、受講承認を得た後、受講しようとする学校に対して「受講申込み」の手続きを行うこととする。

なお、同時に受講料を納入することになっている学校については、所定の受講料（全額）を直接納入する。

受講申込みをした学校から受け入れ通知があった場合に受講することができる。

受講料は、所定の額（全額）を会員事業者が、直接、当該校に納入する。

## ●受講終了後の手続き

会員事業者は、受講者が所定期間を受講し「受講修了証書」の交付を受けたときは、速やかに「受講修了通知書」を地方ト協へ提出する。その際、「受講修了証書」の写しおよび「振込み金受取書等」の写しを添付する。

## ●受講申込み後の変更、または中止

会員事業者は、地方ト協から受講承認を得た後、申込み事項を変更または受講を中止した場合は、その旨を速やかに地方ト協あて届け出る。

## ●受講料の負担

受講料については、次の割合により負担する。

- ① （公社）全日本トラック協会 1/3

※ 国、自治体、他団体等からの助成金の合計が、受講料の2/3を超える場合は、助成金の交付をしません。

- ② 会員事業者 2/3

※ お問い合わせ先  
（一社）大阪府トラック協会  
企業振興部  
TEL (06) 6965-4036 まで

# 「あかん!くるまの不正改造!」

## 6月は「不正改造車排除運動」強化月間です

我が国の自動車保有台数は、令和2年10月末現在で8,200万台を超えており、自動車が国民生活に欠かせない移動手段となっていますが、昨年交通事故による死者数は2,839人、負傷者数は約37万人と減少しているものの、依然として多くの方が被害に遭われている厳しい状況が続いています。

このような状況の中、不正改造車については、交通の秩序を乱し、また、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因ともなっており、社会的にもその排除が強く求められています。

平成28年には大型車の速度抑制装置を改変したトラック運転手およびその装置の販売者、令和元年には大型トラックの荷台上部に「不正なあおり」を取り付けた運送事業者、令和2年には基準緩和処分を受けたトレーラを不正に改造した運送事業者が道路運送車両法違反で書類送検される事案も発生しました。

これらの事例以外にも自動車の窓ガラスへの着色フィルムの貼付・装飾板の設置、誤認を招くような灯火の色の変更、無許可での回転灯の取り付け、大型トラック用リアバンパの切断・取外し、騒音の増大を招く基準不適合マフラーの装着等、不正改造を施された車両は国民生活の安全を脅かし、他人に迷惑をかけるものとして、その排除が重要な課題として取り組みを進めてきました。

国土交通省では、令和3年度も、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、近畿運輸局においては特に6月を「不正改造車排除強化月間」として、一層強力に取り組むこととします。

皆様もぜひ、この機会に自動車の不正改造防止についての理解を深めていただき、その排除とともに「自動車の不正改造をさせない環境」作りにご協力下さい。

詳しい情報はこちらから「[www.tenken-seibi.com](http://www.tenken-seibi.com)」

この期間中、近畿運輸局が中心となって、次のような行事が展開されます。

- ① 不正改造に関する認知度を高めるための広報活動の推進
- ② 不正改造車を対象とした街頭検査及び指導の実施
- ③ 不正改造の防止に関する研修会及び講習会の開催
- ④ 不正改造車に重点をおいた監査及び査察の実施
- ⑤ 不正改造車に関する情報の収集及び調査

当協会としても、この運動の趣旨に賛同し、積極的に協力することとしましたので、会員各位におかれては、特に次の事項に留意され、不正改造車の排除に努めて下さい。

### 記

- ① 「不正改造車排除運動」のポスター等は運動期間以降も継続して掲示すること。
- ② 保安基準に適合する車両を使用すること。
- ③ 登録後に車両の改造が必要となった場合、自動車整備事業者、自動車販売店に相談し、正規の手続きを行い、不正な二次架装の防止を徹底すること。
- ④ 運転者に対し、本運動の主旨、実施事項、不正改造事例、不正改造防止に関する留意事項等について指導し、不正改造防止の徹底を図るとともに、速度制限装置の不適切な取り外し及び規格外の不正な軽油を使用するなどによるディーゼル黒煙の悪化の防止、騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し又は基準不適合マフラーの装着についても周知・指導を行うこと。
- ⑤ 運動実施責任者を選任するとともに、従業員等の車両を含む所有車両、整備実施体制及び管理体制等について点検を行うこと。
- ⑥ 保安基準の緩和車両は保安上の制限（積載物品等の制限）を遵守して使用すること。
- ⑦ 不正改造車等に関する情報・ご相談・お問い合わせは、  
近畿運輸局 (06) - 6949-6453 不正改造車・黒煙相談窓口  
大阪運輸支局 (072) - 822-4374 不正改造車・黒煙相談窓口  
で受付けています。(受付時間 午前9時～午後5時)

# 不正改造防止自主点検票

点検の実施日	年 月 日	点検の実施者	職責 氏名	
事業者名				
事業場名				
点検事項	点検内容		チェック欄	
			適	要改善
事業場関係者の所有車両等の状況	不正改造車両の有無	社用車	無	有( 台)
		従業員車両	無	有( 台)
		販売車両	無	有( 台)
		その他	無	有( 台)
不正改造防止についての事業場内の管理体制	事業場における運動実施責任者の選任状況			
	社用車、従業員車両及び販売車両の定期的な確認			
	不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況			
	休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認			
	不正改造の防止についてのユーザーに対するPRの実施			
不正改造車への対応と措置	不正改造車両の整備の依頼があった場合における不正改造部位の確実な復元等、ユーザーに対する適切な対応			
	上記ユーザーが拒否した場合の関係機関に対する情報提供			
	ユーザーから不正改造の依頼があった場合の拒否			

注 1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入して下さい。

2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。

## 自動車事故対策機構からのお知らせ



～頼れるナスバ 寄り添うナスバ～  
独立行政法人  
自動車事故対策機構 大阪主管支所

### NASVA運輸安全マネジメントガイドライン認定セミナーのご案内

〔このセミナーは貨物運送事業者様の安全性優良事業所（通称：Gマーク）申請（新規・更新）及び貸切バス事業者様の貸切バス安全性評価事業（通称：セーフティバス）申請（新規・更新）の加算対象になります〕

#### ◆セミナー詳細 《令和3年度第1回》受講料は¥5,200(税込)※当日、現金にてお支払頂きます

- 日時：令和3年6月4日(金) 12:50～16:30（受付開始 12:20～）  
定員：18名(先着順) ※定員となり次第、募集を締め切らせて頂きます  
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、定員を制限しております  
場所：中央大通FNビル13階会議室(大阪府中央区常盤町1丁目3番8号)  
〔最寄り駅：谷町四丁目駅(地下鉄中央線及び谷町線 ⑥番出口)〕

※受付時間内に受付を済ませられるよう、お時間に余裕をもって来場願います  
※費用はあらかじめ、つり銭のないようにご用意頂けますようお願い致します  
※簡単なアンケートのご記入を実施しますので、筆記用具のご用意をお願い致します

#### ～講習会お申込みの流れ～

- ①「受講申込書」に必要事項を記入し、(独)自動車事故対策機構 大阪主管支所までFAXにて送付(FAX 06-6942-2807)
- ②当方にてFAX受信後、受付を行い記載されている電話番号に予約番号をお知らせ致します。
- ③当日、「受講申込書」をご持参頂き、会場にて受付願います。  
(ご持参頂くものは受講申込書の「コピー」でもかまいません)

※今回のセミナーは全業態(トラック・バス・ハイタク)を対象と致します



**お申込は「受講申込書」に必要事項を記入の上、FAXにて  
(独)自動車事故対策機構 大阪主管支所までお送り下さい  
(大阪主管支所 FAX:06-6942-2807 担当:藤原・寺田)**

#### 【重要】セミナー受講者に与えられる「インセンティブ」について

貸切バス事業者を除く自動車運送事業者の経営管理部門の要員が受講し、かつ受講内容を活用していることが確認された事業者を地方運輸局は、長期間の監査未実施を理由とする監査の対象から除外することができるというものです。よって認定セミナーを受講したことで直ちに監査の対象から除外される訳ではありません。この点については誤解なきよう、お願い申し上げます。

運輸安全マネジメントの制度が導入されて10年以上が経過し、事業者様内部にもある程度、浸透しているものと思います。これまでに受講された方のみならず、転勤や人事異動等で運輸安全マネジメントの運用に携わることになった方や、実際に管理者として経営トップを含む経営者層と現業部門のパイプ役を担っている方々にご参加頂きたいと考えています。運輸安全マネジメントは会社が一丸となって取り組むことが重要ですので、これまで受講する機会に恵まれなかった皆様の参加をお待ちしております。

**【ご注意】 遅刻や途中退席の場合は受講済証を交付できません**

# NASVA運輸安全マネジメントガイドライン認定セミナー 受講申込書(令和3年度第1回)

※受講済証を作成するにあたり、正確を期す為に名刺貼付欄に名刺を貼り付けて頂きますようお願い致します！

(フリガナ) 貴社名又は 団体名等		(フリガナ) 支社・支店 営業所名等	
所在地	(〒      -      )	(フリガナ) お申込み ご担当者	
事業規模 (○で囲む)	(会社全体＝全ての支社・支店・営業所の保有両数を合算したもの) 50両未満 ・ 50～99両 ・ 100～199両 ・ 200～299両 ・ 300両以上		
業態	トラック ・ バス ・ タクシー ・ その他	受講者の 生年月日	S・H      年 月      日
(フリガナ) 受講者の ご芳名		お役職名	【必ず記入】
※受講済証に記載しますので正確に記入願います		※受講済証に記載しますので正確に記入願います	

## (名刺貼付欄)

【受講申し込み受付担当からのお願い】  
恐れ入りますが、受講済証の作成にあたり  
誤字防止等に細心を期す為、受講者様の  
名刺をセロハンテープか糊にてこのスペースに  
貼り付けた上でFAXにてお申込みを頂きますよう  
宜しくお願い申し上げます！

## (名刺貼付欄)

(独)自動車事故対策機構 大阪主管支所 受付印押印欄

**FAX:06-6942-2807**

【必須】あなたは経営管理部門の要員ですか？  
(はいorいいえを○で囲んで回答願います)  
はい ・ いいえ

TEL 【連絡 先】	(      )
FAX 【重要】	(      )

経営管理部門の要員で、国土交通省への  
通知を希望しない場合は、必ず「はい」を  
○で囲んで下さい

国土交通省への通知を希望しない ⇒ はい

講習名	NASVA運輸安全マネジメントガイドライン認定セミナー
日時	令和3年6月4日(金) 12:50～16:30
場所	中央大通FNビル 13階会議室
ご注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご本人の受講申込書(コピー可)を必ずご持参下さい</li> <li>・複数名お申込みをされる場合は申込み用紙をコピーの上、ご使用下さい</li> <li>・受講料はつり銭のないように願います</li> <li>・当日は早めに受付をお済ませ下さい</li> </ul>

お問い合わせ先：(独)自動車事故対策機構 大阪主管支所  
安全マネジメント担当(藤原・寺田) ☎電話番号:06-6942-2804

## 自動車事故対策機構からのお知らせ



～頼れるナスバ 寄り添うナスバ～  
独立行政法人  
自動車事故対策機構 大阪主管支所

### NASVA運輸安全マネジメントガイドライン認定セミナーのご案内

【このセミナーは貨物運送事業者様の安全性優良事業所（通称：Gマーク）申請（新規・更新）及び貸切バス事業者様の貸切バス安全性評価事業（通称：セーフティバス）申請（新規・更新）の加対象になります】

#### ◆セミナー詳細 《令和3年度第2回》受講料は¥5,200(税込)※当日、現金にてお支払頂きます

日時：令和3年6月9日(水) 12:50～16:30 (受付開始 12:20～)  
定員：18名(先着順) ※定員となり次第、募集を締め切らせて頂きます  
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、定員を制限しております  
場所：中央大通FNビル13階会議室(大阪府中央区常盤町1丁目3番8号)  
[最寄り駅:谷町四丁目駅(地下鉄中央線及び谷町線 ⑥番出口)]

※受付時間内に受付を済ませられるよう、お時間に余裕をもって来場願います  
※費用はあらかじめ、つり銭のないようにご用意頂きますようお願い致します  
※簡単なアンケートのご記入を実施しますので、筆記用具のご用意をお願い致します

#### ～講習会お申込みの流れ～

- ①「受講申込書」に必要事項を記入し、(独)自動車事故対策機構 大阪主管支所までFAXにて送付(FAX 06-6942-2807)
- ②当方にてFAX受信後、受付を行い記載されている電話番号に予約番号をお知らせ致します。
- ③当日、「受講申込書」をご持参頂き、会場にて受付願います。  
(ご持参頂くものは受講申込書の「コピー」でもかまいません)

※今回のセミナーは全業態(トラック・バス・ハイタク)を対象と致します



**お申込は「受講申込書」に必要事項を記入の上、FAXにて  
(独)自動車事故対策機構 大阪主管支所までお送り下さい  
(大阪主管支所 FAX:06-6942-2807 担当:藤原・寺田)**

#### 【重要】セミナー受講者に与えられる「インセンティブ」について

貸切バス事業者を除く自動車運送事業者の経営管理部門の要員が受講し、かつ受講内容を活用していることが確認された事業者を地方運輸局は、長期間の監査未実施を理由とする監査の対象から除外することができるというものです。よって認定セミナーを受講したことで直ちに監査の対象から除外される訳ではありません。この点については誤解なきよう、お願い申し上げます。

運輸安全マネジメントの制度が導入されて10年以上が経過し、事業者様内部にもある程度、浸透しているものと思います。これまでに受講された方のみならず、転勤や人事異動等で運輸安全マネジメントの運用に携わることになった方や、実際に管理者として経営トップを含む経営者層と現業部門のパイプ役を担っている方々にご参加頂きたいと考えています。運輸安全マネジメントは会社が一丸となって取り組むことが重要ですので、これまで受講する機会に恵まれなかった皆様の参加をお待ちしております。

**【ご注意】遅刻や途中退席の場合は受講済証を交付できません**



# NASVA運輸安全マネジメントガイドライン認定セミナー 受講申込書(令和3年度第2回)

※受講済証を作成するにあたり、正確を期す為に名刺貼付欄に名刺を貼り付けて頂けますようお願い致します！

(フリガナ) 貴社名又は 団体名等		(フリガナ) 支社・支店 営業所名等	
所在地	(〒      -      )	(フリガナ) お申込み ご担当者	
事業規模 (○で囲む)	(会社全体=全ての支社・支店・営業所の保有両数を合算したもの) 50両未満 ・ 50～99両 ・ 100～199両 ・ 200～299両 ・ 300両以上		
業態	トラック ・ バス ・ タクシー ・ その他	受講者の 生年月日	S・H      年 月      日
(フリガナ) 受講者の ご芳名		お役職名	【必ず記入】
※受講済証に記載しますので正確に記入願います		※受講済証に記載しますので正確に記入願います	

## (名刺貼付欄)

【受講申し込み受付担当からのお願い】

恐れ入りますが、受講済証の作成にあたり  
誤字防止等に細心を期す為、受講者様の  
名刺をセロハンテープか糊にてこのスペースに  
貼り付けた上でFAXにてお申込みを頂けますよう  
宜しくお願い申し上げます！

## (名刺貼付欄)

(独)自動車事故対策機構 大阪主管支所 受付印押印欄

**【必須】あなたは経営管理部門の要員ですか？**  
(はいorいいえを○で囲んで回答願います)  
はい ・ いいえ

TEL  
【連絡先】      (      )

FAX  
【重要】      (      )

経営管理部門の要員で、国土交通省への  
通知を希望しない場合は、必ず「はい」を  
○で囲んで下さい

国土交通省への通知を希望しない ⇒ はい

講習名	NASVA運輸安全マネジメントガイドライン認定セミナー
日時	令和3年6月9日(水) 12:50～16:30
場所	中央大通FNビル 13階会議室
ご注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご本人の受講申込書(コピー可)を必ずご持参下さい</li> <li>・複数名お申込みをされる場合は申込み用紙をコピーの上、ご使用下さい</li> <li>・受講料はつり銭のないように願います</li> <li>・当日は早めに受付をお済ませ下さい</li> </ul>

お問い合わせ先：(独)自動車事故対策機構 大阪主管支所  
安全マネジメント担当(藤原・寺田) ☎電話番号:06-6942-2804

# FAX:06-6942-2807

## 自動車事故対策機構からのお知らせ

**NASVA** ～頼れるナスバ 寄り添うナスバ～  
独立行政法人 自動車事故対策機構 大阪主管支所  
お申込みは各社1名様限定でお願い致します

### 中小規模貨物運送事業者限定 NASVA運輸安全マネジメントガイドライン認定セミナーのご案内

◆セミナー詳細 《令和3年度第2回》受講料は¥5,200(税込)※当日、現金にてお支払頂きます

- 日時 : 令和3年6月14日(月) 12:50～16:30 (受付開始 12:20～)  
定員 : 18名(先着順) ※定員となり次第、募集を締め切らせて頂きます  
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、定員を制限しております  
場所 : 中央大通FNビル13階会議室(大阪市中央区常盤町1丁目3番8号)  
〔最寄り駅:谷町四丁目駅(地下鉄中央線及び谷町線 ⑥番出口)〕

- ※受付時間内に受付を済ませられるよう、お時間に余裕をもって来場願います  
※費用はあらかじめ、つり銭のないようにご用意頂きますようお願い致します  
※簡単なアンケートのご記入を実施しますので、筆記用具のご用意をお願い致します

#### ～講習会お申込みの流れ～

- ①「受講申込書」に必要事項を記入し、(独)自動車事故対策機構 大阪主管支所までFAXにて送付(FAX 06-6942-2807)
- ②当方にてFAX受信後、受付を行い記載されている電話番号に予約番号をお知らせ致します。
- ③当日、「受講申込書」をご持参頂き、会場にて受付願います。  
(ご持参頂くものは受講申込書の「コピー」でもかまいません)

※今回のセミナーは車両数100台未満の貨物運送事業者を対象と致します



**お申込は「受講申込書」に必要事項を記入の上、FAXにて  
(独)自動車事故対策機構 大阪主管支所までお送り下さい  
(大阪主管支所 FAX:06-6942-2807 担当:藤原・寺田)**

#### 【重要】セミナー受講者に与えられる「インセンティブ」について

貸切バス事業者を除く自動車運送事業者の経営管理部門の要員が受講し、かつ受講内容を活用していることが確認された事業者を地方運輸局は、長期間の監査未実施を理由とする監査の対象から除外することができるというものです。よって認定セミナーを受講したことで直ちに監査の対象から除外される訳ではありません。この点については誤解なきよう、お願い申し上げます。

運輸安全マネジメントの制度が導入されて10年以上が経過し、事業者様内部にもある程度、浸透しているものと思います。これまでに受講された方のみならず、転勤や人事異動等で運輸安全マネジメントの運用に携わることになった方や、実際に管理者として経営トップを含む経営者層と現業部門のパイプ役を担っている方々にご参加頂きたいと考えています。運輸安全マネジメントは会社が丸となって取り組むことが重要ですので、これまで受講する機会に恵まれなかった皆様の参加をお待ちしております。

**【ご注意】 遅刻や途中退席の場合は受講済証を交付できません**

# NASVA運輸安全マネジメントガイドライン認定セミナー

## 受講申込書(令和3年度第2回)※中小規模貨物運送事業者様限定 保有車両数100台未満の事業者様に限りです!

※受講済証を作成するにあたり、正確を期す為に名刺貼付欄に名刺を貼り付けて頂きますようお願い致します!

(フリガナ) 貴社名又は 団体名等		(フリガナ) 支社・支店 営業所名等	
所在地	(〒      -      )	(フリガナ) お申込み ご担当者	
事業規模	(会社全体=全ての支社・支店・営業所の保有両数を合算したもの) 100両未満 ※今回のセミナーは保有車両数100両未満の貨物運送事業者を対象にしています		
車両保有数	トラック(保有車両数=      両)	受講者の 生年月日	S・H      年 月      日
(フリガナ) 受講者の ご芳名		お役職名	【必ず記入】
<small>※受講済証に記載しますので正確に記入願います</small>		<small>※受講済証に記載しますので正確に記入願います</small>	

### (名刺貼付欄)

【受講申し込み受付担当からのお願い】

恐れ入りますが、受講済証の作成にあたり  
誤字防止等に細心を期す為、受講者様の  
名刺をセロハンテープか糊にてこのスペースに  
貼り付けた上でFAXにてお申込みを頂きますよう  
宜しくお願い申し上げます!

### (名刺貼付欄)

(独)自動車事故対策機構  
大阪主管支所 受付印押印欄

受付番号記載欄  
(当方から電話で連絡します)

【必須】あなたは経営管理部門の要員ですか?  
(はいorいいえを○で囲んで回答願います)  
はい・いいえ

TEL 【連絡先】	(      )
FAX 【重要】	(      )

経営管理部門の要員で、国土交通省への  
通知を希望しない場合は、必ず「はい」を  
○で囲んで下さい

国土交通省への通知を希望しない ⇒ はい

講習名	NASVA運輸安全マネジメントガイドライン認定セミナー
日時	令和3年6月14日(月) 12:50~16:30
場所	中央大通FNビル 13階会議室
ご注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご本人の受講申込書(コピー可)を必ずご持参下さい</li> <li>・複数名お申込みをされる場合は申込み用紙をコピーの上、ご使用下さい</li> <li>・受講料はつり銭のないように願います</li> <li>・当日は早めに受付をお済ませ下さい</li> </ul>

お問い合わせ先：(独)自動車事故対策機構 大阪主管支所  
安全マネジメント担当(藤原・寺田) ☎電話番号：06-6942-2804

**FAX:06-6942-2807**

## 自動車事故対策機構からのお知らせ

N A S V A

～頼れるナスバ 寄り添うナスバ～

独立行政法人

自動車事故対策機構 大阪主管支所

今回は同一日で実施します！

国土交通省認定

### 運輸安全マネジメントガイドラインセミナー・内部監査(基礎)セミナー

開催のお知らせ

◆ご要望にお応えし午前・午後の二部制で実施！ 受講料は各¥5,200(税込)※当日、現金にてお支払頂きます

- 日時 : 令和3年6月15日(火) ※同一期日での実施希望が多く、このような開催とさせていただきます  
・運輸安全マネジメントガイドラインセミナー  
(受付8:40～ ・講義9:00～12:30 受講料¥5,200)  
・内部監査(基礎)セミナー  
(受付13:00～ ・講義13:20～17:00 受講料¥5,200)
- 定員 : 両セミナーとも18名(先着順) ※定員となり次第、募集を締め切らせて頂きます  
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、定員を制限しております
- 場所 : 中央大通FNビル13階会議室(大阪府中央区常盤町1丁目3番8号)  
[最寄り駅: 谷町四丁目駅(地下鉄中央線及び谷町線 ⑥番出口)]

※受付時間内に受付を済ませられるよう、お時間に余裕をもって来場願います  
※費用はあらかじめ、つり銭のないようにご用意頂きますようお願い致します  
※簡単なアンケートのご記入を実施しますので、筆記用具のご用意をお願い致します

#### ～講習会お申込みの流れ～

- ①「受講申込書」に必要事項を記入し、(独)自動車事故対策機構 大阪主管支所までFAXにて送付(FAX 06-6942-2807)
- ②当方にてFAX受信後、受付を行い記載されている電話番号に予約番号をお知らせ致します。
- ③当日、「受講申込書」をご持参頂き、会場にて受付願います。  
(ご持参頂くものは受講申込書の「コピー」でもかまいません)

※今回のセミナーは全業態(トラック・バス・ハイタク)を対象と致します



お申込は「受講申込書」に必要事項を記入の上、FAXにて(独)自動車事故対策機構 大阪主管支所までお送りください (FAX:06-6942-2807 担当:藤原・寺田)

当該セミナーは、国土交通省認定の運輸安全マネジメントセミナーです  
貨物のGマーク加点対象、貸切バスの事業者安全性評価認定制度における加点対象  
となっております

次年度、Gマークの更新等がある貨物運送事業者様や安全評価認定の認定を受けようとする貸切バス事業者様は、運輸安全マネジメントセミナーのご受講をご検討ください。

ナスバはお客様からのご要望をできる限り反映させ、皆様のお役に立ちます。

**【ご注意】 遅刻や途中退席の場合は受講済証を交付できません**

## 国交省認定セミナー 受講申込書

いずれかの ( )内に ○を記入する	( )	午前のガイドラインセミナーと午後の内部監査セミナーの両方を受講する
	( )	午前のガイドラインセミナーのみを受講する
	( )	午後の内部監査セミナーのみを受講する

※受講済証を作成するにあたり、正確を期す為にな刺貼付欄に名刺を貼り付けて頂きますようお願い致します！

(フリガナ) 貴社名又は 団体名等		(フリガナ) 支社・支店 営業所名等	
所在地	(〒 - )	(フリガナ) お申込み ご担当者	
事業規模 (○で囲む)	(会社全体＝全ての支社・支店・営業所の保有両数を合算したもの) 50両未満 ・ 50～99両 ・ 100～199両 ・ 200～299両 ・ 300両以上		
業態	トラック ・ バス ・ タクシー ・ その他	受講者の 生年月日	S・H 年 月 日
(フリガナ) 受講者の ご芳名		お役職名	【必ず記入】
※受講済証に記載しますので正確に記入願います		※受講済証に記載しますので正確に記入願います	

### (名刺貼付欄)

【受講申し込み受付担当からのお願い】

恐れ入りますが、受講済証の作成にあたり  
誤字防止等に細心を期す為、受講者様の  
名刺をセロハンテープか糊にてこのスペースに  
貼り付けた上でFAXにてお申込みを頂きますよう  
宜しくお願い申し上げます！

### (名刺貼付欄)

(独)自動車事故対策機構 大阪主管支所 受付印押印欄

## FAX: 06-6942-2807

【必須】あなたは経営管理部門の要員ですか？  
(はいorいいえを○で囲んで回答願います)  
はい ・ いいえ

TEL 【連絡先】	( )
FAX 【重要】	( )

経営管理部門の要員で、国土交通省への  
通知を希望しない場合は、必ず「はい」を  
○で囲んで下さい

国土交通省への通知を希望しない ⇒ はい

講習名	① 国交省認定 ガイドラインセミナー ② 国交省認定 内部監査セミナー
日時	令和3年6月15日(火) ① 9:00～12:30(受付8:40～) ② 13:20～17:00(受付13:00～)
場所	中央大通FNビル 13階会議室
ご注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご本人の受講申込書(コピー可)を必ずご持参下さい</li> <li>・複数名お申込みをされる場合は申込み用紙をコピーの上、ご使用下さい</li> <li>・受講料はつり銭のないように願います</li> <li>・当日は早めに受付をお済ませ下さい</li> </ul>

お問い合わせ先：(独)自動車事故対策機構 大阪主管支所  
安全マネジメント担当(藤原・寺田) ☎電話番号:06-6942-2804

# 守って！ 電波のルール

暮らしの安全・安心のために、電波のルールを守りましょう

総務省 近畿総合通信局

総務省では、皆様がいつも快適に電波を利用できるよう、電波利用環境保護に取り組んでいます。

毎年6月は、「電波利用環境保護周知啓発強化期間」です。この期間を中心に重点的に電波の適正利用に関する周知・啓発活動を行っています。

不法市民ラジオ・不法パーソナル無線・不法アマチュア無線などの機器から出される不法電波は、消防・救急、鉄道、防災などの重要な無線通信を妨害し、国民生活の「安心・安全」に支障をきたすことがあります。

無線機器を使用する際は、「電波のルール」を守りましょう。

不法な無線機器を使用すると、電波法により処罰の対象となります。

免許がないのに無線局を開設したものは「一年以下の懲役又は百万円以下の罰金」、重要な無線通信を妨害したものは「五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金」に処されます。

無線局の免許を持っていても、無線機を改造して出力を大きくするなど、指定された電波以外で運用することは禁止されています。

※上記の改造を行い運用したものは「一年以下の懲役又は百万円以下の罰金」に処されます。

**STOP THE 不法電波!**

電波の不正利用は、犯罪です。

電波の不正利用は、犯罪です。

# 守って! 電波のルール

暮らしの安心・安全のために、電波のルールを守りましょう。

- 無線機器を使用の際は「技適マーク」の確認を。
- 電波の利用には、原則、免許が必要です。
- 外国規格の無線機器にはご注意ください。

電波は消防、防災、放送、携帯電話など、私たちの暮らしの安心・安全のために使われています。不法な電波は、それら大切な通信を妨害します。

総務省 近畿総合通信局  
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/>

詳しくは、総務省 電波利用ホームページ  
電波利用

2021.05

# 「感染症対策」ポスターを活用して 安全・健康教育を



サイズ:横317mm×縦468mm  
A3より一回り大きいサイズ

新型コロナウイルスの収束が見えない中、エッセンシャルワーカーであるドライバーさんは、人一倍感染対策に気を配っておられることでしょう。

その反面、長引く状況に、つい気が緩んでしまうことも否めません。今一度、手洗い・消毒・マスクなど各自の対策が予防の決め手であることを再認識しましょう。

このポスターは、個人への注意喚起とともに、車中を行うドライバーとしての注意点や、運転中の体調急変時の対応、管理者の役割についても触れています。

## 啓発・教育ツールとして活用を!



社員教育の履歴として、ポスターの周囲に、個人がポスターを見た日付と署名欄を設けましょう。ポスターご購入者には、ご希望でしたら書式サンプルをお送りいたします。

ご注文は、下記にご記入の上、メール(sas@ochis-net.com)またはFAX(06-6965-5261)をお送りください。

フリガナ 貴社名	部署名
担当者名	E-mail
住所 〒	
電話	FAX

\*ポスターに請求書を同梱し発送いたします。到着後、1週間以内にお振込みください。(振込手数料はご負担願います)

●通常版(厚紙)	1枚 ¥1,650(税込)	枚
●パウチ版(ラミネート加工)	1枚 ¥3,300(税込)	枚
社員教育履歴 書式サンプル	ご購入者のみ 無料	要・不要

◎送料一律 ¥1,430(税込)  
\*総計数3枚からのご注文となります。  
\*30枚以上のご注文には割引があります。  
\*事務所までお越しいただければ1枚からの販売も承ります。

(公社)全日本トラック協会 運輸ヘルスケアナビシステム®受託機関・SAS対策事業指定機関  
(一社)大阪府トラック協会 SAS検査受託機関



## NPO法人 ヘルスケアネットワーク (OCHIS)

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号 大阪府トラック総合会館3階

TEL: 06-6965-3666

FAX: 06-6965-5261

URL: <https://www.ochis-net.jp/>

E-mail: sas@ochis-net.com

ヘルスケアネットワーク

検索

# 令和3年度 交通事故防止 作品コンクール

標語・体験記・児童画募集

近畿共済では、今年度も組合員・従業員の皆さまから交通事故防止を訴える「標語・体験記・児童画」を募集しています。日々のお仕事での貴重な体験や事故防止についてのご意見を標語・体験記にしてお寄せください。体験記については、無事故を祈るご家族の方の作品も歓迎します。また、小学生、幼児の子どもさんのかわいい児童画も募集します。

入選作品には全国トラック交通共済協同組合連合会から賞状と副賞を、また体験記・児童画の応募者にはQUOカード500円分を進呈いたします。(標語への応募者にはQUOカードの進呈はありません)

体験記および児童画を応募いただいた方には、近畿共済から別途記念品を差し上げます。

なお、作品は1人につき1点(標語は3点まで)とさせていただきます。



**応募資格** 組合員事業主および従業員とその家族(親、配偶者、子ども)  
児童画については、幼児、小学校低学年および高学年の3部門

**記載事項** 応募作品には、氏名、年齢、会社名および会社住所を明記してください。加えて、体験記および児童画には、タイトル、電話番号、家族の場合は続柄を、児童画には学年を明記してください。

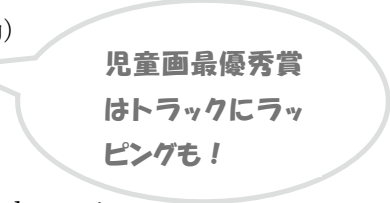
**応募締め切り** 令和3年6月30日(水)(当日消印のあるものは有効)

**送り先・お問い合わせは** (標語のみメールでの送付可)

近畿交通共済協同組合 事故防止サービス課

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西 2-11-2

TEL/06-6965-2826 FAX/06-2965-2838 E-mail/safety@kinkyō.or.jp



近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています  
**近畿共済の自動車共済・自賠償共済をご利用ください**  
 ご契約のお問い合わせ・お申し込みは、契約サービス課06-6965-2824まで



# D.K 大貨健保のページ

## 割引利用券のご案内

～大貨健保に加入の皆さまへ～



「関西サイクルスポーツセンター」の割引利用券を用意していますので  
ご希望の方は大貨健保までお申し出ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、施設の営業にも影響が出る場合があります。ご利用の際は施設ホームページ等でご確認ください。

### 関西サイクルスポーツセンター

#### 【入場券】

利用区分	一般料金	割引	割引後料金
おとな（中学生以上）	800円	2割引	640円
こども（3歳～小学生）	500円	2割引	400円
シルバー（60歳以上）	400円	対象外	400円

#### 【入場券 + フリーパス】

利用区分	一般料金	割引	割引後料金
おとな（中学生以上）	3,000円	400円引	2,600円
こどもA（3歳～小学生） ・身長110cm以上	2,700円	400円引	2,300円
こどもB（3歳～小学生） ・身長110cm未満	1,900円	400円引	1,500円
シルバー（60歳以上）	2,200円	100円引	2,100円

◆ 枚数に限りがありますので、お早めにご連絡ください。

◆ 割引券1枚で5名まで利用できます。

大阪府貨物運送健康保険組合 保健事業係 TEL06-6965-4056  
ホームページアドレス <http://www.daika-kenpo.or.jp>

# 大貨特退共のページ

## 【特定退職金共済制度について】

特定退職金共済制度とは、業界団体がその業界の特殊性に基づき、退職金共済制度を実施するものです。事業主が従業員の将来の退職金支払いに備えて、退職金を特定退職金共済団体に毎月共済掛金として払い込みをし、従業員が退職した時に規約に基づいた退職金を給付します。

このように特定退職金共済制度は、企業にとって雇用の安定と退職金が計画的に準備できるもので経営基盤の安定が図れ、退職金に要する資金の実質的な軽減化と、従業員に対する退職金の給付が保証されます。

### 『制度の特色』

- ★共済掛金は1人月額30,000円まで損金算入（1,000円から500円きざみで選択可能）
- ★労務対策としても好適

### 『給付表』

口数 月額 掛金 加入年数	2口	4口	6口	8口	10口	20口	30口	40口	60口
1年	4,100	8,200	12,300	16,400	20,500	41,000	61,500	82,000	123,000
2	23,600	47,200	70,800	94,400	118,000	236,000	354,000	472,000	708,000
3	35,300	70,600	105,900	141,200	176,500	353,000	529,500	706,000	1,059,000
4	48,000	96,000	144,000	192,000	240,000	480,000	720,000	960,000	1,440,000
5	60,100	120,200	180,300	240,400	300,500	601,000	901,500	1,202,000	1,803,000
10	121,100	242,200	363,300	484,400	605,500	1,211,000	1,816,500	2,422,000	3,633,000
20	253,200	506,400	759,600	1,012,800	1,266,000	2,532,000	3,798,000	5,064,000	7,596,000
30	391,600	783,200	1,174,800	1,566,400	1,958,000	3,916,000	5,874,000	7,832,000	11,748,000

### 『資産の運用』

生命保険会社で新企業年金保険契約に基づく、元本保証と保証利率0.75%の一般勘定で安全運用

## 特定退職金共済制度についてのお問合せ

お手数ですが該当事項に○印をご記入のうえ  
FAXにてご返信ください

- ① 検討したい
- ② 詳しい資料が欲しい
- ③ 説明を聞きたい
- ④ 加入したい

ご住所	
会社名称	
電話番号	
ご担当者	

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号  
一般社団法人 大阪府貨物運送特定退職金共済会  
電話 06-6965-2230  
FAX 06-6965-2231

- 委託保険会社（委託割合）  
住友生命保険相互会社(64.3%) [事務幹事]  
日本生命保険相互会社(31.2%)  
明治安田生命保険相互会社(4.5%)

委託保険会社は、各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの委託割合（平成14年7月4日現在）による保険契約上の責任を負います。（委託会社および委託割合は変更されることがあります。）

この頁をコピーしてそのままFAX下さい

## 近畿地区軽油価格調査集計表(2021年3月分)

全ト協調ベ

※消費税抜き価格です

### ■単純集計表

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	104.21	95.67	100.80

### ■元売別集計表

元売別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S	103.47	93.86	105.38
出光昭和シェル	107.23	97.83	99.64
キグナス			
コスモ	95.10	93.74	109.50
その他	104.86	96.18	93.43

### ■月間購入量別集計表

月間購入量別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	104.49	96.29	103.79
30～50キロリットル未満	99.70	93.40	89.08
50～100キロリットル未満		93.69	103.00
100キロリットル以上		94.45	

### ■支払期限別集計表

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	104.72	94.34	106.35
30～60日未満	104.46	95.12	98.94
60日以上	98.90	100.08	105.45

### ■軽油価格推移表

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2020年11月	88.84	77.90	87.35
2020年12月	90.49	82.21	93.25
2021年1月	94.69	85.53	93.94
2021年2月	99.20	89.40	97.56
2021年3月	104.21	95.67	100.80

### 軽油「元売別」購入価格表(1ℓ当たり)

(2021年3月度)

大ト協調ベ

※消費税抜き価格です

項目	スタンド買い		ローリー買い	
	平均(円)	最低(円)	平均(円)	最低(円)
エネオス	105.7	100.0	94.9	92.2
出光	104.8	100.0	94.4	93.0
昭和シェル	104.0	102.0	96.9	95.0
モーター				
エッソ			92.5	92.0
ゼネラル			92.0	92.0
キグナス				
コスモ	105.5	100.0	95.7	93.0
その他	103.6	100.0	96.4	94.1
全社	(加重平均値)105.1	(最低価格)100.0	(加重平均値)95.3	(最低価格)92.0

### 府下営業用トラック増・減車状況

(最近3カ月)

	増・減車区分	事前届出					
		件数			台数		
		1月	2月	3月	1月	2月	3月
特別積合せ	増車	24	21	28	44	60	83
	減車	33	14	43	65	55	96
一般	増車	(6)413	(7)514	(7)681	(26)704	(35)884	(39)1,181
	減車	428	449	449	677	664	1,012
特定	増車	0	0	0	0	0	0
	減車	0	0	0	0	0	0
合計	増車	(6)437	(7)535	(7)709	(26)748	(35)944	(39)1,264
	減車	461	463	492	742	719	1,108

※( )新規許可内数(大阪運輸支局調べ)

※( )新規許可 タクデリ:2件(237台)

# トラ坊のご存知ですか？



## 大阪府トラック協会 SNS (YouTube チャンネル、Instagram・TikTok アカウント) を開設しました

大阪府トラック協会ではこのたび、YouTube チャンネルならびに Instagram・TikTok アカウントを開設いたしました。YouTube チャンネルでは現在、原価計算活用セミナーの様態を掲載しておりますが、今後も会員事業者の皆様へ動画を通じて様々な情報を提供していく予定となっておりますので、ご活用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、昨年度トラック広報連載企画の「活躍する若手ドライバー」で取材協力いただきました、会員事業者の若手トラックドライバーの皆様へこれからトラック運送業界を目指される皆様へのメッセージ動画や、今年度のトラック広報連載企画の「コロナに負けない！トラック運送業界」で取材協力いただいております、会員事業者の皆様へ、コロナ禍においてもエッセンシャルワーカーとして社会と生活のライフラインを支えるべく日々奮闘しているトラック運送業界として社会への熱いメッセージ動画も掲載しております。ぜひ、ご覧いただきますようよろしくお願いいたします。

また、YouTubeをはじめ、Instagram・TikTok を通じて、人材不足が課題となっているトラック運送業界において、若い世代の方にトラック運送業界に興味・関心を持っていただけるような写真や動画によるトラック運送業界のPRとなる発信について活用していく予定となっております。

なお、TikTok に関してはトラ坊の着ぐるみ等を活用しながら、子どもたちを含め、若い世代にトラック運送業界に親しみを持ってもらえるような娯楽要素も交えた発信をしていく予定となっております。

※なお、「コロナに負けない！トラック運送業界」の動画については、特集記事とは別途、動画のみ参加ご希望の会員事業者様も募集しております。ご協力いただける会員事業者様は下記までご連絡いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



TikTok QR コード



Instagram QR コード



YouTube QR コード

【お問い合わせ先】

(一社)大阪府トラック協会  
企画室

TEL 06-6965-4001

# 令和3年度トラック広報・表紙 トラック写真のご協力をお願い

トラック広報4月号をご覧になられたかと思いますが、令和3年度のトラック広報では、表紙デザインを刷新し、トラックの写真、特に若手ドライバーを中心に人材不足が課題となっているトラック運送業界において若い世代の方にトラックに興味・関心を持っていただけるようなカッコいいトラックの写真を掲載したいと考えております。

つきましては、自慢のカッコいいトラックを保有されている会員事業者様を募集させていただきますので、下記によりFAXにてご連絡いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

※ 写真については、基本的には撮影取材をさせていただくか、掲載を希望されるお写真をお持ちの場合、写真データをいただく形となります。



## 記

(一社) 大阪府トラック協会 企画室 宛  
FAX: 06-6965-4019

貴社名 \_\_\_\_\_ 所属支部 \_\_\_\_\_ 支部 \_\_\_\_\_

トラックの車種・積載トン数等 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

【お問い合わせ先】 TEL: 06-6965-4001 (一社) 大阪府トラック協会 企画室

※ 引き続き、令和3年度トラック広報連載企画「コロナに負けない！トラック運送業界」についても、取材にご協力いただける会員事業者様も募集しております。  
(詳しくは、トラック広報4月号41ページをご覧ください)

# 今月の 「Let's Try Cooking 1. 2. 3」

学校法人行吉学園 発行  
神戸女子大学・神戸女子短期大学食物研究会 編集  
「食物と健康」No.165 より掲載  
<http://www.yg.kobe-wu.ac.jp>



## ひじきツナサンド

### 【材料】1人分

食パン(10枚切)	2枚
乾燥ひじき	1.5g
卵	小さじ1杯
玉葱	5g
ツナ(缶)	15g
ゆで枝豆(湯やから出したもの)	15g
マヨネーズ	5g
こしょう	少々
油	1個
油	少々

### 【作り方】

- ① ひじきは水に漬けて戻す。玉葱は薄切りにしておく。
- ② フライパンに油を入れ、あたためてから、煮いた卵を流し入れて両側の焦げ目を焼く。
- ③ ひじきがやわらかくなったら水気を切り、小鍋に入れる。水気がなくなるまで混ぜながら加熱し、卵を加え、さらに水気がなくなるまで煎る。(焦げたくないよう弱火にする)
- ④ ボールに③を入れ、冷まし、Aを混ぜ合わせる。
- ⑤ 1枚の食パンの上に④の薄焼き卵をのせ、その上に③を広げて厚めにし、玉ねぎをのせ、上から食パンをのせて軽く押さえる。
- ⑥ 食べやすい大きめに切る。

### 【栄養DATA】1人分

エネルギー	305kcal
たんぱく質	16.6g
脂肪	18.1g
食物繊維	3.0g
カルシウム	73mg
鉄	1.9mg
食塩相当量	1.3g

## ひじきコロッケ

### 【材料】1人分

乾燥ひじき	2.5g
醤油	5g
めん油	5g
とろろ	5g
じゃが芋	70g
コーン(缶)	30g
小麦粉	5g
溶き卵	10g
片栗粉	5g
揚げ油	

### 【作り方】

- ① ひじきを水に漬けて戻し、やわらかくなった水気を切る。小鍋の中に入れ、水気がなくなるまで、乾煎りする。Aを加えて弱火で軽く混ぜながら、汁気がなくなるまで加熱する。
- ② ジャが芋を洗い、皮ごとチップで切んで電子レンジ600Wで5～7分加熱する。冷ましてから、皮をむいて潰す。
- ③ ②と①とコーンを加えて混ぜ、2等分してお好みの形にまとめる。
- ④ 小麦粉、溶き卵、片栗粉の順に表面全体に衣をつける。
- ⑤ 180℃の油で、きつね色になるまで揚げる。

### 【栄養DATA】1人分

エネルギー	309kcal
たんぱく質	5.0g
脂肪	15.9g
食物繊維	4.5g
カルシウム	37mg
鉄	1.1mg
食塩相当量	1.1g



## 編集室から

今回、特集記事取材のご協力をいただいた株式会社SEHIROさんは、有元社長の元、さまざまな取り組みをされており、特に人材確保に関して魅力的で積極的な取り組みをされており、有元社長が従業員一人一人や従業員のご家族も大切にされており、社内のコミュニケーションがしっかりとされているアットホームな印象を受けました。また、今回はプロ野球でも活躍されてこられた池之上さんからは、現役当時の貴重なお話をお伺いさせていただきました。また、阪神タイガースでスカウトをされてこられた経験を活かされ、挨拶を中心としたコミュニケーションを大切にされながら、「プロ」のトラックドライバーの育成に取り組まれておられ、今年から高校卒の新卒採用も始められたSEHIROさんで、今後も素晴らしいドライバーの方々をご活躍されることを期待しております！今回、取材にご協力いただきました有元社長、池之上さん、杉浦室長、そして株式会社SEHIROの皆様、ありがとうございました。

◎運行管理者等指導講習業務

(令和3年3月末現在)

区分 年月	一般講習				基礎講習		特別講習	
	開催回数	受講者数と区分			開催回数	受講者数	開催回数	受講者数
		運行管理者	補助者等	計				
令和3年3月	3	151	33	184	0	0	1	15
令和2年度累計	33	1,715	331	2,046	7	381	5	71

◎適性診断業務

(令和3年3月末現在)

区分 年月	受診者数						合計
	任意		義務				
	一般	特別	初任	適齢	特定I	特定II	
令和3年3月	737	0	407	38	13	0	1,195
令和2年度累計	8,789	9	4,565	541	83	0	13,987

お悔やみ申し上げます

株山田運輸店(高槻市井尻2ノ7ノ23=河北支部) 社長 ご令室 加藤玲子殿、4月13日死去、80歳。葬儀は4月18日午前10時半から千葉県松戸市串崎新田63ノ1の松戸市斎場 第二式場にて執り行なわれた。

株谷田運送(堺市中区深阪2ノ3ノ40=泉州支部) 創業者 谷田正幸殿、4月8日死去、74歳。葬儀は4月10日午前11時半から堺市南区竹城台1ノ1ノ1の泉ヶ丘メモリアルホールにて執り行なわれた。

トラック協会からのお知らせ

夏季における軽装の励行について

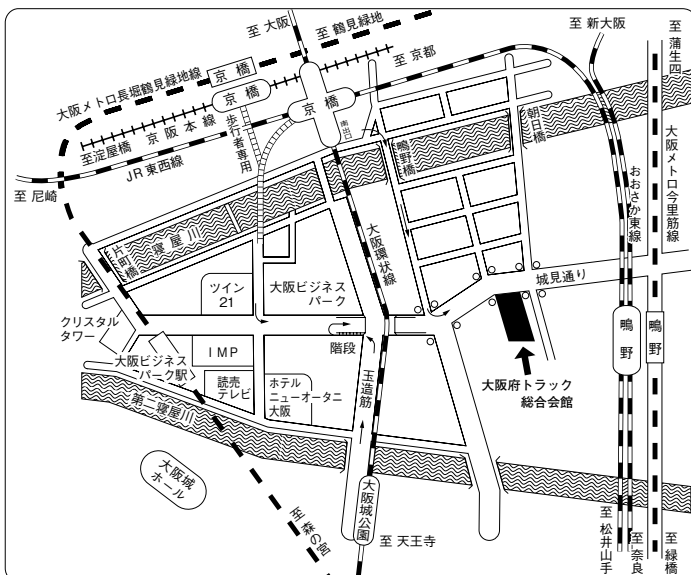
一般社団法人 大阪府トラック協会

一般社団法人大阪府トラック協会では、事務所等の冷房設定温度を見直し、省エネルギーの推進と併せ、地球温暖化防止運動の一つとして、職場内での「軽装」を励行いたします。皆様のご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

記

実施期間 5月1日(土)～10月31日(日)

大阪府トラック総合会館



● 交通のご案内 ●

- JR大阪環状線・・・  
「京橋」南出口徒歩約10分・  
「大阪城公園」徒歩約10分
- JR東西線・・・  
「京橋」南出口徒歩約10分・  
「鳴野」徒歩約15分
- JRおおさか東線・・・  
「鳴野」徒歩約15分
- 京阪本線・・・「京橋」徒歩約15分
- 大阪メトロ長堀鶴見緑地線・・・  
「大阪ビジネスパーク」徒歩約10分・  
「京橋」徒歩約20分
- 大阪メトロ今里筋線・・・  
「鳴野」徒歩約15分

# 令和3年度第1回 運行管理者試験 貨物

公示


1. 試験方法	<b>C B T 試験</b> ※C B T 試験とは、問題用紙やマークシートなどの紙を使用せず、パソコンの画面に表示される問題に対しマウス等により解答する試験です。											
2. 試験期日	令和3年8月7日(土)～9月5日(日)											
3. 試験場所	全国47都道府県で実施します。											
4. 受験資格	受験資格は、次の(1)又は(2)の要件を満たす方 (1) 試験日の前日において、自動車運送事業(貨物軽自動車運送事業を除く。)の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行管理に関し、1年以上の実務の経験を有する方 (2) 国土交通大臣が認定する講習実施機関において、平成7年4月1日以降の試験の種類に応じた基礎講習を修了した方(受講予定の方は、令和3年7月28日までに修了した方)											
5. 受験手続	①申請の方法及び期間 <table border="1"><thead><tr><th>申請方法</th><th>申請期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>インターネット申請 (新規・再受験)</td><td>令和3年6月7日(月)～7月14日(水)</td></tr></tbody></table> (公財)運行管理者試験センターのホームページにアクセスし、所定の手順に従って必要事項を入力してお申込み下さい。(書面申請はありません。) ②試験会場等の予約 試験会場と試験日時を指定された範囲内で申請者が選択できます。 ③受験手数料：6,000円(非課税)	申請方法	申請期間	インターネット申請 (新規・再受験)	令和3年6月7日(月)～7月14日(水)							
申請方法	申請期間											
インターネット申請 (新規・再受験)	令和3年6月7日(月)～7月14日(水)											
6. 合格基準	試験の合格基準は、次の(1)及び(2)の得点が必要です。 (1) 原則として、総得点が満点の60%(30問中18問)以上であること。 (2) 次表の出題分野(①～⑤)ごとに必要な正解数を満たしていること。 <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">出題分野</th><th>必要な正解数</th></tr></thead><tbody><tr><td>①貨物自動車運送事業法関係</td><td>②道路運送車両法関係</td><td rowspan="2">各1問以上</td></tr><tr><td>③道路交通法関係</td><td>④労働基準法関係</td></tr><tr><td colspan="2">⑤その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力</td><td>2問以上</td></tr></tbody></table>	出題分野		必要な正解数	①貨物自動車運送事業法関係	②道路運送車両法関係	各1問以上	③道路交通法関係	④労働基準法関係	⑤その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力		2問以上
出題分野		必要な正解数										
①貨物自動車運送事業法関係	②道路運送車両法関係	各1問以上										
③道路交通法関係	④労働基準法関係											
⑤その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力		2問以上										
7. 試験結果の発表	(1) 令和3年9月21日(予定) (2) 試験結果通知書を受験者に郵送します。											

—— 国土交通大臣指定試験機関 ——

**NECO** 公益財団法人  
**運行管理者試験センター**

〒105-0012 東京都港区芝大門1丁目16番3号 芝大門116ビル7F  
ホームページ <https://www.unkan.or.jp/>

お問い合わせ先 運行管理者試験センター 試験事務センター TEL 0476-85-7177



(掲出期間 公示日～令和3年9月下旬まで)



トラ坊

(一社)大阪府トラック協会  
シンボルキャラクター

「安心」を運ぶ、それが私たちの誇りです。

編集・発行人 一般社団法人 **大阪府トラック協会**  
専務理事 滝口 敬介



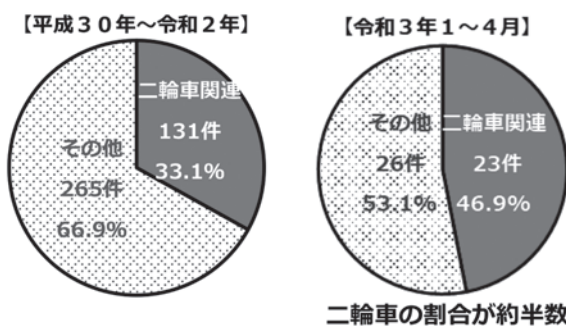
# 5月の安全運転実践目標

大阪府自動車交通事故防止実行会  
大阪府警察本部交通部

## 二輪車の死亡事故が多発！

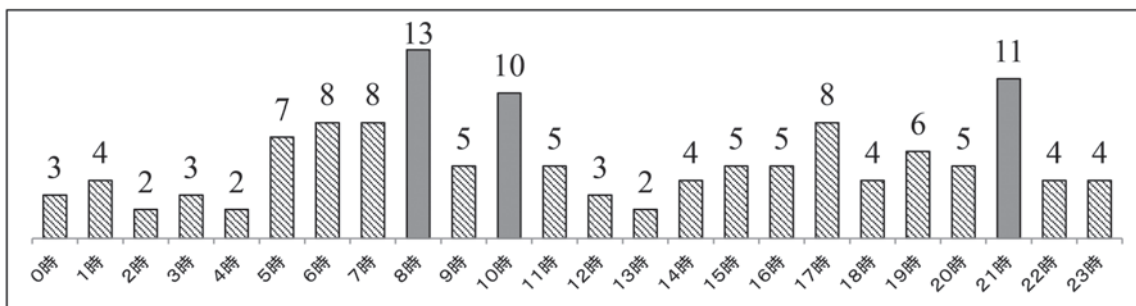
### 二輪車事故の特徴的傾向

#### 1 全死亡事故における二輪車関連が占める割合

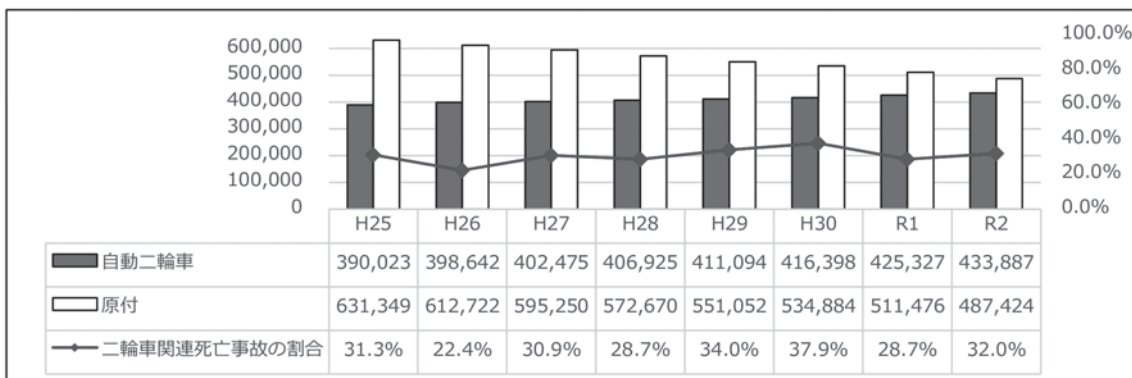


時間に余裕を持った運転  
で、無理な追い越し、  
すり抜けはやめましょう！

#### 2 二輪車関連死亡事故の時間別発生件数【平成30年～令和2年】



#### 3 二輪車の保有台数と全死亡事故に占める二輪車関連死亡事故の割合推移



- ・ 大阪府下における自動二輪車の保有台数は増加傾向
- ・ 全死亡事故に占める二輪車関連死亡事故の割合は高水準で推移

カチッとね ベルトが守る その笑顔

みなさんのご協力をお願いします

# 事業用貨物自動車の交通事故発生状況

## ● 各年の12月末までの確定値

区分 \ 年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
件数	2,164	2,144	2,000	1,892	1,677
死者数	19	21	21	20	17
負傷者数	2,666	2,684	2,514	2,321	1,970

## ● 各年の3月末までの確定値

区分 \ 年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
件数	496	441	441	444	401
死者数	4	7	4	3	3
負傷者数	594	574	531	521	469

## ● 各年の3月中の確定値

区分 \ 年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
件数	196	170	179	166	162
死者数	1	2	2	0	1
負傷者数	234	211	221	192	193

注：件数は事業用貨物自動車1台となった事故件数、死傷者数はその事故により生じた全死傷者数を計上。

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会  
会長 辻 卓 史

## 令和3年度 飲酒運転・ながら運転防止セミナーの開催について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、当協会運営に格別のご高配を賜わり誠にありがとうございます。

さて、過日発表されました、事業用自動車総合安全プラン2025の飲酒運転事故件数の目標値はゼロ件ですが、令和元年は48件発生しています。また、令和2年における携帯電話使用等違反は、前年度から半減しましたが、いまだに30万件以上発生しています。このセミナーでは、飲酒運転・ながら運転をどのように防止するか、という観点から安全指導面の対策を考察します。

みなさまにおかれましては、ご多用のこととは存じますが、事故防止に向けて、お繰り合わせのうえ是非ともご参加賜わりますようお願いいたします。

### 記

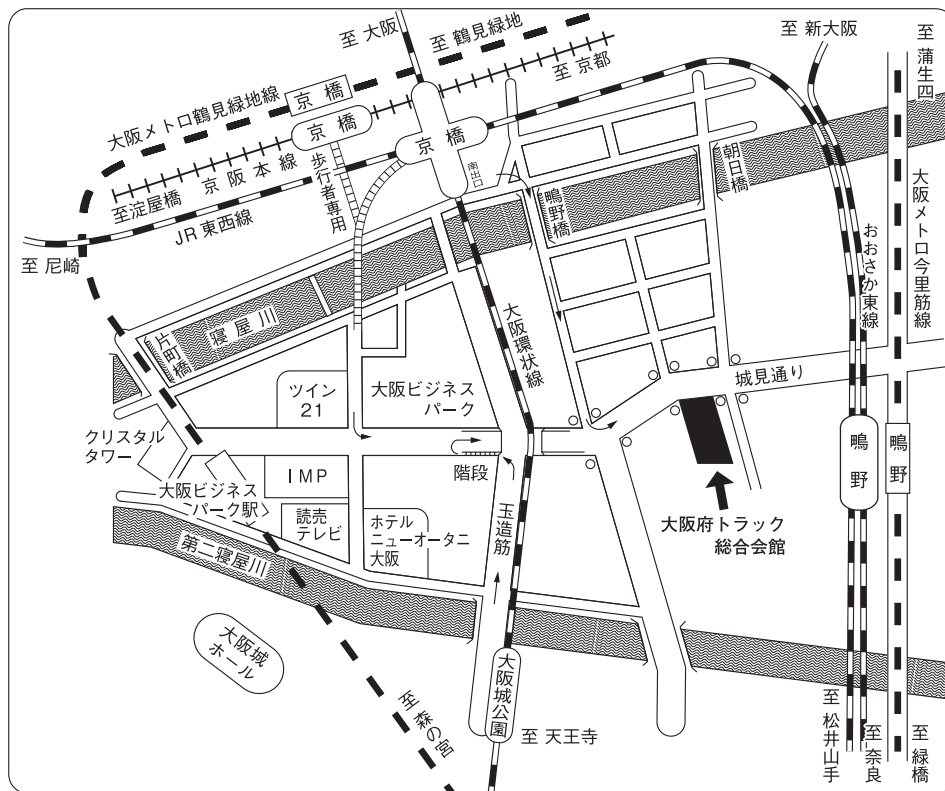
1. 日 時 **令和3年6月 9日(水) 午後1時30分～午後4時 (40名)**  
**令和3年6月10日(木) 午後1時30分～午後4時 (40名)**
2. 場 所 **大阪府トラック総合会館 6階 601号室**
3. 講 師 SOMPOリスクマネジメント株式会社ご担当者
4. 内 容 飲酒運転・ながら運転はどのように行動変容して防いでいくか、という観点から安全指導面の対策を考察し、飲酒運転・ながら運転の防止につなげていきます。  
○第1部：セミナー（2時間程度）  
○第2部：質疑応答ならびにアンケート記入他（30分程度）
5. 申込方法 **令和3年5月31日(月)まで**に別紙申込書によりFAXでお申し込みください。
6. その他
  - ・本セミナー受講でGマーク（令和3年7月申請分）の加算対象となります。
  - ・公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。
  - ・受講の際はマスク着用にご協力のほど、よろしく願いいたします。また、発熱、咳、倦怠感など風邪症状のある方の受講はお断りいたします。
6. お問い合わせ 一般社団法人大阪府トラック協会 「交通・環境部」  
TEL (06) 6965-4033

令和3年度 飲酒運転・ながら運転防止セミナー 参加申込書

希望日時 (ご希望の日程に✓を お願いします)	□令和3年6月 9日(水) 午後1時30分～午後4時 □令和3年6月10日(木) 午後1時30分～午後4時 <b>大阪府トラック総合会館 6階 601号室</b>		
事業者名	(支部名 )		
営業所名	営業所 ※社内呼称ではなく正式名称でお書きください。		
参加者	氏名1		氏名2
連絡先	TEL		FAX
住所			

1事業者の定員は2名までとさせていただきます。

大阪府トラック総合会館



交通のご案内

- JR「京橋駅南出口」下車徒歩約10分
- JR「鳴野駅」下車徒歩約15分
- 大阪メロ「大阪ビジネスパーク駅」下車徒歩約10分
- 京阪「京橋駅」下車徒歩約15分

# 通 報

大ト協第23号  
令和3年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会  
会長 辻 卓 史

## 令和3年度「脳健診助成事業」の実施について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、近年、健康起因事故原因の上位である脳疾患は通常健康診断では発見できず、早期発見のためには脳健診の受診が有効であります。脳健診は健康保険の適用外となっております。

そこで、今後の労働力確保のためには高齢ドライバーの活用も重要であり、何より健康起因事故の撲滅のためにも業界内における脳健診の需要を把握する必要があるため、下記のとおり【脳健診助成事業】を実施いたします。

### 記

#### 1. 助成対象

当協会の会員・非会員を問わず、貨物自動車運送事業法第3条または第35条の許可を受けた事業者で、大阪府下に有する営業所に配置した営業用車両のドライバーが、医療機関が実施する脳健診を受診する際、頭部MRI検査と頭部MRA検査をセットで受診した場合において、その費用の一部を助成します。（常時選任運転者以外の方も対象可）

#### 2. 助成金額

受診者1人につき受診費用の半額（上限2万円）とし、1事業者につき最大10回（10名）まで。

#### 3. 助成枠

200万円（助成枠に達し次第打ち切りとなります。）

#### 4. 公募期間

令和3年5月10日（月）～令和4年3月11日（金）

※この期間内に受診及び支払いが完了したものに限り。但し、令和3年4月1日から令和3年5月9日までの間に受診したものについては、公募期間内に限り請求できるものとします。

## 5. 申請方法

別紙「助成金交付申請書」(様式1-1)に必要事項を記入し、以下の書類と併せて当協会までご提出下さい。

<添付必要書類>

- ① 受診内容明細書(様式1-2)
- ② 脳健診受診証明書(様式2) ※複数名受診の場合は受診者全員分
- ③ 誓約書(様式3)
- ④ 受診料の確認ができる書類(医療機関等の請求書(写)、領収書(写)等)

※申請時にセット受診を確認する書類「脳健診受診証明書(様式2)」の添付を必要としますが、医療機関によっては証明書の発行が有料となる可能性がございますので、受診前に医療機関にご確認下さい。

<参考>

「(一社) 運転従事者脳MRI健診支援機構」が提携する医療機関での受診であれば、セット受診した場合の費用は一律22,000円(税込)で、複数名受診の場合は事業者にて一括精算することも可能です。また、必要書類での「脳健診受診証明書」(様式2)の添付が不要となります。

(一社) 運転従事者脳MRI健診支援機構 <<https://www.brainscan.or.jp/>>

## 6. 申請先および本件お問い合わせ

一般社団法人大阪府トラック協会 企業振興部

〒536-0016 大阪市城東区鳴野西2-11-2 大阪府トラック総合会館5階

TEL: 06-6965-4036 FAX: 06-6965-4039

(様式1-1)

令和 年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

(所属支部 支部)

住 所  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者名

印

### 令和3年度 脳健診助成事業 助成金交付申請書

当社は、貴協会が行なう標記事業助成金交付要綱第6条に基づき、関係書類を添えて助成金の交付を申請します。

#### 1. 申請額・申請人数

申請額	円	申請人数	名 (総受診者数: 名)
-----	---	------	--------------

※受診内容の詳細は様式1-2のとおり

#### 2. 助成金の振込先 ※口座名義が申請事業者のものに限る

金融機関名		支店名	
預金種類 (該当する方に○印)	普通・当座	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義			

#### 3. 自認事項

当該受診にかかる費用は、当社が全額負担していることを自認します。

会社名	代表者名
	印

- ◆添付書類◆ ①受診内容明細書(様式1-2)  
②脳健診受診証明書(様式2)※複数名受診の場合は全員分  
③誓約書(様式3)  
④受診料が確認できる書類(医療機関等の請求書(写)、領収書(写)等)

※申請額は、1名につき受診費用の半額(上限2万円)までで100円未満切り捨て、1社最大10名まで。

(様式1-2)

## 受診内容明細書

	受診者名・生年月日	受診日	受診医療機関名	受診費用(税込)	申請額(円)
1	氏名： (男・女) S・H 年 月 日生 ( 歳)				
2	氏名： (男・女) S・H 年 月 日生 ( 歳)				
3	氏名： (男・女) S・H 年 月 日生 ( 歳)				
4	氏名： (男・女) S・H 年 月 日生 ( 歳)				
5	氏名： (男・女) S・H 年 月 日生 ( 歳)				
6	氏名： (男・女) S・H 年 月 日生 ( 歳)				
7	氏名： (男・女) S・H 年 月 日生 ( 歳)				
8	氏名： (男・女) S・H 年 月 日生 ( 歳)				
9	氏名： (男・女) S・H 年 月 日生 ( 歳)				
10	氏名： (男・女) S・H 年 月 日生 ( 歳)				



(様式2)

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

## 脳健診受診証明書

受診者氏名 \_\_\_\_\_

上記受診者が、令和 年 月 日に当院で脳健診として、頭部MRI検査と  
頭部MRA検査をセットで受診したことを証明します。

令和 年 月 日

所在地

医療機関名

担当医

⑩

(様式3)

令和 年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会  
会 長 殿

住 所

事業者名

代表者名

⑩

## 誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込むにあたり、私（当社）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

### 記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

# 通 報

大ト協第29号  
令和3年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会  
会長 辻 卓 史

## 令和3年度 アイドリングストップ支援機器導入にかかる助成について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では、地球温暖化防止対策のためのCO<sub>2</sub>をはじめとする温室効果ガスの削減及び省エネルギー対策の一環として、アイドリングストップの励行を支援するため、標記の機器を導入する際の経費の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の要領をご参照のうえご利用いただきますようご案内申しあげます。

### 記

#### 1. 募集期間 令和3年4月1日(木)～令和4年2月28日(月)

上記期間に、機器の装着および代金の支払後、申請書類が大ト協に必着のものを対象とします。

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で受付を終了させていただきますので、予めご承知おきくださいますようお願い申しあげます。(終了の際は[大ト協ホームページ TOPICS 欄にてご案内](#))

#### 2. 助成対象機器

トラックドライバーが、休憩ならびに荷待ち時等におけるエンジン停止時に、相当時間連続して使用できる車載用機器で、次に掲げるものとします。エアヒータおよび車載バッテリー式冷房装置は(別表 アイドリングストップ支援機器一覧)が対象機器となります。機器一覧の機器に追加・変更等がありましたら、大阪府トラック協会ホームページの「各種助成事業」欄でご案内いたします。

- (1) 蓄熱式の毛布、マット又はベッド(外部電源対応機器を除く)
- (2) 温水式ヒータ
- (3) 蓄冷式クーラー
- (4) エアヒータ
- (5) 車載バッテリー式冷房装置

### 3. 助成額・上限台数

機器の価格の1/2（消費税・取付工賃等は助成対象外）、かつ機器別の助成額の上限は以下のとおりです。各事業者につき、大阪府下自社保有営業用貨物車両数を上限とします。

(1) 蓄熱式の毛布、マット又はベッド	7,000円
(2) 温水式ヒータ	60,000円
(3) 蓄冷式クーラー	40,000円
(4) エアヒータ	60,000円
(5) 車載バッテリー式冷房装置	60,000円

### 4. 助成条件（以下のすべてに該当する必要があります）

- 大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両（大阪・なにわ・堺・和泉ナンバー）に、令和3年4月1日以降、新たに新品の機器を導入・装着すること。（被けん引、軽自動車、自家用車を除く）
- 新車導入で購入の場合は、登録日が令和3年4月1日以降のもの。
- 賃貸借機器・中古機器等は助成いたしません。
- エアヒータおよび車載バッテリー式冷房装置について、国の補助金が交付された機器に対しては、重複助成いたしません。

### 5. 助成申請必要書類（郵送可）

- ①（様式1）令和3年度アイドリングストップ支援機器導入助成金交付申請書（兼誓約書）
- ②（様式2）アイドリングストップ支援機器導入内訳書
  - ・メーカー名、機器名・型式は別表を参照してください。
- ③（様式3）エアヒータ・車載バッテリー式冷房装置 装着証明書
  - ・販売店等に依頼して、作成してもらってください。
  - ・【導入事業者名】欄に、運送事業者名をご記入ください。
  - ・エアヒータおよび車載バッテリー式冷房装置導入の場合に必要です。（蓄熱マット・温水式ヒータ・蓄冷式クーラーを導入した場合は不要です）
- ④（様式4）暴力団排除の誓約書
  - ・令和3年度中に、他の助成事業で提出済みの場合は不要です。
- ⑤請求書（写）
  - ・請求書（見積書）は、機器メーカー名、機器名・型式、機器価格等が明記されていること。
  - ・請求書の額と領収証（または振込明細書等）の額が同じであること。数件の請求書を合算して支払った場合は、すべての請求書（写）を添付してください。
  - ・請求書は、該当箇所のみならず、全ページの写しを添付してください。
  - ・車両と機器を同時に導入する場合は、車両見積書（写）を添付してください。機器のみをリース契約および割賦購入する場合は、機器の見積書（写）を添付して

ください。

- ・請求書（見積書）に値引き表示がある場合、どの項目にかかる値引きかが明記されていること。（例：「取り付け費値引き」など）

⑥領収証（写）（※振込明細書等（写）も可）

リース契約の場合はリース契約書（写）

割賦購入の場合は割賦販売契約書（写）

- ・領収証、振込明細書等は、振込日・金額・振込元・振込先等が確認できるものとし、その他の部分（残高等）を黒く塗りつぶすのは可とします。また、切り貼りや修正があるものは不可とします。
- ・通帳の写しは不可とします。
- ・領収証等の代金領収日が、令和3年4月1日以降であること。
- ・手形でのお支払は、令和4年3月末までの決済分が助成対象となりますので、領収証（写）の余白部分に手形決済日（支払期日）をご記入ください。
- ・リース契約書や割賦販売契約書等に、契約日が記載されていること。また、契約書等に登録車番が記載されていない場合は、物件受領証等の車番がわかるものの写しを添付してください。

⑦車検証（写）

- ・申請時点で、有効期間内のもの。

⑧その他

- ・必要に応じて、大ト協からご提出をお願いする場合があります。

6. その他

- 申請書類等に不明瞭な点が見られる場合は、助成いたしません。
- 募集期間中に、何度でも申請できます。
- 記入を訂正する場合、修正液等は使用せず、二重線で消した上から書き直してください。
- 申請後にFAXやお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、必ず事前に各社にて申請書類の控えをお取りください。

（助成金申請先ならびにお問合せ先）

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

（一社）大阪府トラック協会 交通・環境部

TEL：（06）6965-4033 FAX：（06）6965-4029

# アイドリングストップ支援機器一覧

(別表1)

令和3年4月1日現在

## ◎エアヒーター

メーカー名	機器名・型式
ベバストサーモアンド コンフォートジャパン	エアヒーター AT2000ST
	ベバストヒーター AT2000STC
エバスペヒャー ミクニ	エアトロニック D2
クロコアートファクトリー	BRANOエアヒーター ATESO ALFA D2

## ◎車載バッテリー式冷房装置

メーカー名	機器名・型式
太陽工業	エアースタイル
ベバストサーモアンド コンフォートジャパン	パーキングクーラー フレスコ3000
	ベバストクーラー Cool Split20 Top/Back
アイ・シー・エル	ISC-1800W i-cool+ (アイクール プラス)
	i-Cool mini (アイクール ミニ)
	i-Cool Hi (アイクール ハイ) ISC-2200W
エバスペヒャー ミクニ	クールトロニック 9457001
	クールトロニック 9457321
	クールトロニック 9457322
	クールトロニック 9457323
ホワイトハウス	クールトロニック
スカニアジャパン	Bycool Compact3.0

( 様 式 1 )



年 月 日

支 部

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

〒

住 所

事業者名

代表者名 ⑩

電話番号

担当者名

※印鑑は貴社印(丸印)を押印してください

## 令和3年度 アイドリングストップ支援機器導入助成金交付申請書(兼 誓約書)

当社車両にアイドリングストップ支援機器を導入するにあたり、下記のとおり助成金を申請いたします。  
また、エアヒータおよび車載バッテリー式冷房装置の導入に対して、国の助成金交付申請を行わない(行っていない)ことをここに誓います。

### 記

1. 助成金申請額 \_\_\_\_\_ 円 (様式2の助成額合計をご記入ください)

内訳：蓄熱式の毛布、マット、ベッド	枚/台
温水式ヒータ	台
蓄冷式クーラー	台
エアヒータ	台
車載バッテリー式冷房装置	台

2. 助成金振込先口座

金融機関名 \_\_\_\_\_ 支店名 \_\_\_\_\_

口座種別 ( 当座 ・ 普通 )      口座番号 \_\_\_\_\_

フリガナ  
口座名義 \_\_\_\_\_

<必要書類> (※ ご提出前に下記の書類が揃っているかご確認下さい)

- ① (様式2) アイドリングストップ支援機器導入内訳書
- ② (様式3) 装着証明書 ※エアヒータおよび車載バッテリー式冷房装置装着時のみ
- ③ (様式4) 暴力団排除の誓約書

←年度内に他の助成金申請で暴力団排除の誓約書を提出済の場合はここにチェックを入れてください。

- ④ 請求書の写し (※新車導入および機器のみをリース・割賦契約の場合は見積書の写し)
- ⑤ 領収書の写し (振込み明細書等でも可)、リース契約・割賦契約の場合は契約書の写し (契約書に車番等の記載がない場合は物件受領証・リース自動車検収完了証等の写しも添付してください)
- ⑥ 装着車両の自動車検査証の写し(有効期限内のもの)

◆助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取り頂き、保管して下さい◆

# アイドリリングストップ支援機器導入内訳書

No.	装着車両番号	※区分(○をつけてください)				機器メーカー名	機器名・型式	機器価格(税抜)	助成額	装着年月日
		マ	温	冷	工					
1	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	工	車冷			年 月 日	
2	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	工	車冷			年 月 日	
3	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	工	車冷			年 月 日	
4	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	工	車冷			年 月 日	
5	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	工	車冷			年 月 日	
6	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	工	車冷			年 月 日	
7	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	工	車冷			年 月 日	
8	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	工	車冷			年 月 日	
9	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	工	車冷			年 月 日	
10	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	工	車冷			年 月 日	
11	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	工	車冷			年 月 日	
12	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	工	車冷			年 月 日	
13	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	工	車冷			年 月 日	
14	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	工	車冷			年 月 日	
15	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	工	車冷			年 月 日	
16	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	工	車冷			年 月 日	
17	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	工	車冷			年 月 日	
18	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	工	車冷			年 月 日	
19	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	工	車冷			年 月 日	
20	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )	マ	温	冷	工	車冷			年 月 日	
助成額合計										

※ (注) 「区分」…マ：蓄熱マット・ベッド等／温：温水式ヒーター／冷：蓄冷式クーラー／エ：エアヒーター／車冷：車載バッテリー式冷房装置





( 様式 3 )

年 月 日

(装着証明者)

住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

電話番号 \_\_\_\_\_

※装着証明者の会社印（丸印）を押印してください

エアヒータ・車載バッテリー式冷房装置 装着証明書

下記事業者保有の車両に対し、当社がみだしの装置を装着したことを証明いたします。

【導入事業者名】 \_\_\_\_\_

No.	装着車両番号	装置の種類 (○をつけてください)	機器メーカー名	機器名・型式	装着年月日
1	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
2	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
3	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
4	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
5	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
6	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
7	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
8	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
9	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
10	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
11	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
12	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
13	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
14	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
15	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
16	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
17	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
18	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
19	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日
20	(大阪・和泉・なにわ・堺)	エ・車冷			年 月 日

※装置の種類・・・エ：エアヒータ/車冷：車載バッテリー式冷房装置

※ディーラー・販売店等に依頼し、作成してください。

( 様式 4 )

年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

住 所

会社名

代表者

⑩

※貴社印（丸印）を押印してください

## 誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込むにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

### 記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

# 通 報

大ト協第30号  
令和3年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会  
会長 辻 卓 史

## 令和3年度 低燃費タイヤ（エコタイヤ）導入にかかる助成について （ ご 案 内 ）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では、環境保全対策の一環として、走行距離に対する燃料消費量を抑制し、CO<sub>2</sub>排出量を削減するとされる低燃費タイヤの導入費用の一部助成を実施いたします。つきましては、以下の要領をご参照のうえご利用いただきますようご案内申し上げます。

### 記

#### 1. 募集期間 令和3年4月1日（木）～ 令和4年2月28日（月）

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で受付を終了させていただきますので、予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。（終了の際は[大ト協ホームページ TOPICS 欄にてご案内](#)）

#### 2. 助成対象タイヤ

- タイヤメーカーが公表する検証データ等に基づき、大ト協が別表1に定めた新品タイヤとします。
- 別表1のタイヤに追加、変更等がありましたら、大ト協ホームページの「各種助成事業」欄でご案内いたします。
- 再生タイヤ、スペアタイヤは対象外です。
- 新製品・他メーカー製などについては、お問合せください。

#### 3. 助成額 ・ 上限本数

タイヤ1本 上限 3,000円

1事業者につき、大阪府下自社保有営業用貨物車両1台あたり、タイヤがついている本数まで、かつ最大100本までを上限とします。（※各事業者ごとに、保有車両台数

等により上限本数が異なります)

(例) タイヤが6本ついている車両の場合、夏タイヤ・冬タイヤ等すべてあわせて年度中に6本を上限とします。

(例) 1台あたりタイヤが10本ついている車両を5台と、6本ついている車両を5台保有している事業者の場合、  
 $10本 \times 5台 + 6本 \times 5台 = \underline{80本}$ を上限として申請できます。

#### 4. 助成条件 (以下のすべてに該当する必要があります)

- 大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両 (大阪・なにわ・堺・和泉ナンバー) に、令和3年4月1日以降、新たに新品のタイヤを導入・装着していること。(軽自動車、自家用車は不可)
- 新車導入で購入の場合は、登録日が令和3年4月1日以降のもの
- 被けん引車両に装着したタイヤも助成します。
- 消費税・取付工賃等には助成いたしません。

#### 5. 助成申請必要書類 (郵送可)

- ① (様式1) 令和3年度 低燃費タイヤ導入助成金交付申請書
- ② (様式2) 低燃費タイヤ導入内訳書
  - ・タイヤメーカー名・商品名等は別表1を参照してください。
- ③ (様式3) 低燃費タイヤ装着証明書
  - ・タイヤ販売店等に依頼し、作成してもらってください。
  - ・【導入事業者名】欄に、運送事業者名をご記入ください。
  - ・タイヤメーカー名・商品名等は別表1を参照してください。
- ④ (様式4) 暴力団排除の誓約書
  - ・令和3年度中に、他の助成事業で提出済であれば不要です。
- ⑤ 請求書 (写)
  - ・請求書 (見積書) は、タイヤメーカー名・商品名・単価・本数等が明記されていること。(タイヤメーカー名・商品名等は別表1を参照してください)
  - ・請求書の額と領収証 (または振込明細書等) の額が同じであること。数件の請求書を合算して支払った場合は、すべての請求書 (写) を添付してください。
  - ・請求書は、該当箇所のみならず、全ページの写しを添付してください。
  - ・車両とタイヤを同時に導入する場合、車両見積書 (写) を添付してください。
  - ・請求書 (見積書) に値引き表示がある場合、どの項目にかかる値引きかが明記されていること。(例: 「取り付け費値引き」など)

⑥領収証（写）（※振込明細書等（写）も可）

リース契約の場合はリース契約書（写）

割賦購入の場合は割賦販売契約書（写）

- ・リース契約書や割賦販売契約書等に、契約日が記載されていること。
- ・契約書等に、登録車番が記載されていない場合は、物件受領証等の車番がわかるもの（写）を添付してください。
- ・領収証、振込明細書等は、振込日、金額、振込元、振込先が確認できるものであること。また、切り貼りや修正があるものは不可としますが、必要箇所以外（残高等）を黒く塗りつぶすのは可とします。
- ・通帳の写しは不可とします。
- ・領収証等の代金領収日が、令和3年4月1日以降であること。
- ・手形でのお支払は、令和4年3月末までの決済分が助成対象となりますので、領収証（写）の余白部分に決済日（支払期日）をご記入ください。

⑦車検証（写）

- ・申請時点で、有効期間内のもの。

⑧その他

- ・必要に応じて、こちらからご提出をお願いする場合があります。

6. その他

○申請書類等に不明瞭な点が見られる場合は、助成いたしません。

○記入を訂正する場合、修正液等は使用せず、二重線で消した上から書き直してください。

○募集期間中に、複数回ご申請できます。

○申請後にFAXやお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、必ず事前に各社にて申請書類の控えをお取りください。

（助成金申請先ならびにお問合せ先）

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

（一社）大阪府トラック協会 交通・環境部

TEL：（06）6965-4033 FAX：（06）6965-4029

低燃費タイヤ助成対象一覧

(別表1)

令和3年4月 現在

メーカー名	ブランド名	商品名	備考
(株)ブリヂストン	ECOPIA (エコピア)	M801	
		M801II	
		W901	スタッドレス
		W911II	スタッドレス
		R201	
		R214	
		M812	
		R710	
住友ゴム工業(株) (ダンロップファルケンタイヤ)	ECORUT (エコルト)	SP128	
		SP628	
		SP068	スタッドレス
		SP088	スタッドレス
	ENASAVE (エナセーブ)	SP688Ace	
		SPLT38	
		SPLT50	
		VAN01	
横浜ゴム(株)	ZEN (ゼン)	102ZE	
		702ZE-s	
		702ZE-i	
		902ZE	スタッドレス
		903ZW	スタッドレス
	PRO FORCE TOUGH(プロフォースタフ)	TY787T	315/80R22.5のみ
	BlueEarth(ブルーアース)	LT152R	
	PRO FRORSE(プロフォース)	RY01	
		SY397	スタッドレス 315/80R22.5のみ
		LT752R	
	iceGUARD (アイスガード)	IG91	スタッドレス
	iceGUARD (アイスガード)	IG91forVAN	スタッドレス
		JOB RY52	
TOYO TIRE(株)	NANOENERGY(ナノエナジー)	M166	
		M176	
		M134E	
		M676	
		M966	スタッドレス
		M638	
	DELVEX (デルベックス)	M634	
		M934	スタッドレス
		M935	スタッドレス
	日本ミシュランタイヤ(株)	ENERGY TIRE (エナジタイヤ)	XJE4 MIX ENERGY
X LINE ENERGY Z			
XZN+ MIX ENERGY			
X ONE LINE ENERGY D			
GREEN TIRE(グリーンタイヤ)		XDW ICE GRIP GREEN	スタッドレス

※上記以外の低燃費タイヤ商品についてはお問い合わせ下さい。



( 様 式 1 )

年 月 日

支 部

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

〒 -

住 所

事業者名

代表者名 (印)

電話番号

担当者名

※印鑑は貴社印 (丸印) を押印してください

### 令和3年度 低燃費タイヤ導入助成金交付申請書

当社車両に対し低燃費タイヤを導入いたしましたので、要領に基づき下記の通り助成金の交付を申請いたします。

#### 記

1. 助成金申請額 \_\_\_\_\_ 円 (@3,000 円× \_\_\_\_\_ 本)

2. 助成金振込先口座

金融機関名 \_\_\_\_\_ 支店名 \_\_\_\_\_

口座種別 ( 当座 ・ 普通 ) 口座番号 \_\_\_\_\_

フリガナ  
口座名義 \_\_\_\_\_

<必要書類> (※ ご提出前に下記の書類が揃っているかご確認下さい)

- ① (様式2) 低燃費タイヤ導入内訳書
- ② (様式3) 低燃費タイヤ装着証明書
- ③ (様式4) 暴力団排除の誓約書

←年度内に他の助成金申請で暴力団排除の誓約書を提出済の場合はここにチェックを入れてください。

- ④ 請求書の写し (※新車導入および機器のみをリース・割賦契約の場合は見積書の写し)
- ⑤ 領収書の写し (振込み明細書等でも可)、リース契約・割賦契約の場合は契約書の写し (契約書に車番等の記載がない場合は物件受領証・リース自動車検収完了証等の写しも添付してください)
- ⑥ 装着車両の自動車検査証の写し (有効期限内のもの)

◆助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取り頂き、保管して下さい◆

(様式 2)

### 低燃費タイヤ導入内訳書

	装着車両番号	メーカー名	商品名	本数	装着年月日
1	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
2	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
3	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
4	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
5	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
6	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
7	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
8	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
9	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
10	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
11	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
12	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
13	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
14	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
15	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
16	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
17	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
18	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
19	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
20	(大阪・和泉・なにわ・堺)			本	年 月 日
				合計	本





( 様式 3 )

年 月 日

(装着証明者)

住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ ㊞

電話番号 \_\_\_\_\_

※装着証明者の会社印（丸印）を押印してください

### 低 燃 費 タ イ ヤ 装 着 証 明 書

下記事業者保有の車両に対し、下記のとおり当社が低燃費タイヤを装着したことを証明いたします。

**【導入事業者名】** \_\_\_\_\_

No.	装着車両番号	装着タイヤ			装着年月日
		メーカー名	商品名	本数	
1	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
2	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
3	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
4	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
5	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
6	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
7	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
8	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
9	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
10	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
11	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
12	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
13	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
14	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
15	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
16	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
17	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
18	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
19	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日
20	(大阪・和泉・なにわ・堺)				年 月 日

※ タイヤ販売店等に依頼し、作成してください。

(様式 4)

年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

住 所

会社名

代表者

⑨

※貴社印（丸印）を押印してください

## 誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込むにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

### 記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

# 通 報

大ト協第31号  
令和3年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会  
会長 辻 卓 史

## 令和3年度 EMS 機器（デジタルタコグラフ）導入にかかる助成について （ご案内）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、当協会では、エコドライブの実践について効果があるとされるEMS機器（デジタルタコグラフ）について、導入費用の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の要領をご参照のうえご利用いただきますようご案内申し上げます。

### 記

#### 1. 募集期間

**令和3年4月1日（木）～ 令和4年2月28日（月）**

※上記期間に、申請書類が大ト協に必着のもの。

**上記期間内であっても、助成予算枠に達した時点で受付を終了**させていただきます。予めご了承下さいますようお願い申し上げます。**（終了の際は、大ト協ホームページ TOPICS 欄にてご案内します。）**

#### 2. 助成対象機器

（別表）令和3年度対象機器一覧（EMS機器）を参照してください。（公社）全日本トラック協会の定めるEMS機器（デジタルタコグラフ）とします。助成対象機器に追加・変更等がありましたら、大阪府トラック協会ホームページの「各種助成事業」欄でご案内いたします。

#### 3. 助成額・上限台数

1台あたり機器本体価格の1/2、かつ上限2万円までとし、1事業者あたり上限台数は20台までとします。

※年度内、同一車両の複数回の申請は不可とします。

#### 4. 助成条件（以下のすべてに該当する必要があります）

○大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両（大阪・なにわ・堺・

和泉ナンバー) に、新品の機器を装着すること。(被けん引、軽自動車、自家用車を除く)

- 令和3年4月1日以降に、導入・装着後、代金を支払った機器を、助成対象とします。
- 新車導入で購入の場合は、登録日が令和3年4月1日以降のもの。
- 導入方法は、買い取り(一括、割賦)、リースのいずれかとし、賃貸借機器・中古機器等は助成対象外とします。
- 機器本体価格のみに助成し、消費税・事務所用機器・解析ソフト・取付工賃等は助成対象外とします。
- アナログタコグラフは、助成いたしません。
- 1台の機器で、デジタルタコグラフ機能とドライブレコーダ機能を両方備えている場合、(別表) 令和3年度対象機器一覧(EMS機器) 欄に○印がついている機器のみ、デジタルタコグラフ・ドライブレコーダの両方で助成申請できます。
- 1台の機器で、デジタルタコグラフ・ドライブレコーダ・ASV(先進安全自動車)の3つの機能を備えている場合、デジタルタコグラフ・ドライブレコーダの両方で申請するか、ASV(先進安全自動車)として申請してください。
- 国の補助金が交付された機器については、重複助成いたしません。**

#### 5. 助成申請必要書類(郵送可)

- ①(様式1) 令和3年度 EMS機器導入助成金交付申請書(兼誓約書)
- ②(様式2) EMS機器導入内訳書
  - ・機器メーカー名等は、(別表)を参照してください。
- ③(様式3) EMS機器装着証明書
  - ・機器メーカー名等は、(別表)を参照してください。
  - ・**【導入事業者名】欄に、運送事業者名をご記入ください。**
- ④(様式4) 暴力団排除の誓約書
  - ・年度中に、他の助成事業で提出済の場合は不要です。
- ⑤請求書(写)
  - ・請求書(見積書)は、機器メーカー名・型式・本体価格等が明記されていること。
  - ・請求書の額と領収証(または振込明細書等)の額が同じであること。数件の請求書を合算して支払った場合は、すべての請求書(写)を添付してください。
  - ・請求書は、該当箇所のみならず、全ページの写しを添付してください。
  - ・車両と機器を一括で導入する場合、もしくは機器のみをリース契約および割賦購入する場合は、見積書(写)を添付してください。
  - ・請求書(見積書)に値引き表示がある場合、どの項目にかかる値引きかが明記されていること。(例:「設定費値引き」など)
- ⑥領収証(写)(※振込明細書等(写)も可)
  - リース契約の場合はリース契約書(写)

割賦購入の場合は割賦販売契約書（写）

- ・リース契約書や割賦販売契約書等に、契約日が記載されていること。また、契約書等に登録車両番号が記載されていない場合は、物件受領証等（写）を添付してください。
- ・領収証、振込明細書等は、振込日、金額、振込元、振込先等が確認できるものとし、切り貼りや修正があるものは不可としますが、必要箇所以外の部分（残高等）を黒く塗りつぶしていただくのは可とします。
- ・通帳の写しは不可とします。
- ・領収証等の代金領収日が、令和3年4月1日以降であること。
- ・手形でのお支払は、令和4年3月末までの決済分が助成対象となりますので、領収証（写）の余白部分に手形決済日（支払期日）をご記入ください。

⑦車検証（写）

- ・助成金を申請する時点で有効期間内のもの。

⑧その他

- ・上記の書類の他、必要に応じてこちらからご提出をお願いすることがあります。

## 6. その他

- 申請書類等に不明瞭な点がみられる場合は、助成いたしません。
- 記入を訂正する場合、修正液等は使用せず、二重線で消した上から書き直してください。
- 機器の在庫状況等については、販売店等にご確認ください。
- 申請後にFAXやお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、必ず事前に各社にて申請書類の控えをお取りください。**

（助成金申請先ならびにお問合せ先）

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西 2-11-2

（一社）大阪府トラック協会 交通・環境部

TEL：（06）6965-4033 FAX：（06）6965-4029

## 令和3年度対象機器一覧(EMS機器)

令和3年4月1日現在

(別表)

機器メーカー名	機器名称	型式	DR助成対象	備考
ITSグリッド	スマートロジ	PSL-0101		
あきば商会	タコドラ	MAS-A1		
		MAS-A1DR	○	
アポロ技研	AdaptEco	AD-E1		
いすゞ自動車	MIMAMORIコントローラー	17MDU		※ドラレコとのセットは、アイ・シー・エル製「IDR-1200M」と連動要
NPシステム開発	e-Tacho	NET-300		
		NET-380	○	
		NET-500		
		NET-580	○	
		NET-780	○	
エムモビリティ	SKYEYEDMS	RYK-CC201	○	※別途通信契約要
中日諏訪オプト電子ファインフィットデザインカンパニー	デジタルタコグラフGFIT	FD-1000		
	デジタルタコグラフGFITX	FD-2000		
沖電気工業	エコポジ	NDC-1000		
クラリオン	ドライブレコーダー	CF-2500A-A		
光英システム	車載端末機	K-220		
		K-250		
		KD-250		
システック	ロジこんぱす	EDUT-1000U		
ダックス	デジタルタコグラフ	DUKS-C01		
データ・テック	SRPocket II	M623		
	SRDigitacho	M603(M603DR)		ドラレコ(DVRmini+)とのセットはM603DRと表記
	SRVDigitacho	M610	○	
	SRVDigitacho N	M612	○	
	SRConnect	M619	○	
	SRDLite	M622		
	SRDLite(ドラレコ通信型)	M622-DR01	○	
データロン	車載端末機	TMS-1		
デンソー	ドライビングパートナー	DDD-100		
		DDD-100-DR	○	
	DN-magic MINI	261799-0040		※スマホ連携必須
	DN-magic PREMIUM	FV71D1WD		
	DN-magic PREMIUM/D	FV71D1WDD	○	

機器メーカー名	機器名称	型式	DR助成対象	備考
デンソーテン	OBVIOUSレコーダー	DRD-4020(E)		専用ソフト 「エコ安全運転支援ソフト」使用時に対応
		DRD-4020(E)-DR	○	
		DRU-5010(E)	○	
		DRD-5020(E)	○	
	G500Lite	DRU-T500	○	DCM-T500、ICR-T500をあわせて購入していることを確認
トランストロン	DTS-D2A	FV710D2A		
	DTS-D2D	FV710D2D	○	
	DTS-D2X	FV710D2X	○	
	DTS-D1WD	FV710D1WD	○	
	DTS-D1WDS	FV710D1WDS	○	
トワード	TRU-SAM	TK1512-12		
ナブアシスト	スマートデジタコ DTS-E1	FV710E1A		※スマホ連携必須
日米電子	車載端末機	D-NAS III		
		D-NAS IV		
日本低炭素開発	EcoDriveManager	EDM-01		
パイオニア販売	B・PROカーナビ(オンダッシュ)	AVIC-BX500 II -VA1		
		AVIC-BX500 II -VA2V		
	B・PROカーナビ(メインユニットタイプ)	AVIC-BZ500 II -VA1		
		AVIC-BZ500 II -VA2V		
	業務用カーナビゲーション	AVIC-BX500-3-VA**		
		AVIC-BZ500-3-VA**		
日野自動車	ドライブマスター			
富士ソフト	VADI	FSDT-01		
富士通	デジタコ本体	FV5501A1		MBC2002
		FV5501B1		
		FV5511A2		MBCD/communications
		FV5511B2		
		FV5601A1		MBCD/basic
		FV5601B1		
		FV5602A1		MBCD/basic II
		FV5602B1		
		FV5512A2		MBCD/communications II
		FV5512B2		
		FV7100C1		DTS-C1
		FV7100C1M		DTS-C1M
		FV7100C1X		DTS-C1X
		FV710C1A		DTS-C1A
		FV710C1MA		DTS-C1MA
		FV710C1XA		DTS-C1XA
		FV710C1W		DTS-C1W
		TV7000A1		DTS-A1
		TV7000A1G		DTS-A1G

機器メーカー名	機器名称	型式	DR助成対象	備考
富士通	デジタコ本体	FV710D1A		DTS-D1A
		FV710D1M		DTS-D1M
		FV710F1A		DTS-F1A
	ドラレコ内蔵	FV7100C1D	○	DTS-C1D
		FV7100C1MD	○	DTS-C1MD
		FV7100C1XD	○	DTS-C1XD
		FV710C1DA	○	DTS-C1DA
		FV710C1MDA		DTS-C1MDA
		FV710C1XDA		DTS-C1XDA
		FV710C1DW		DTS-C1DW
		FV710D1D	○	DTS-D1D
	FV710D1MD	DTS-D1MD		
	モバイルトレーサー	FV7100B1		DTS-B1
		FV7100B1M		DTS-B1M
		FV7100B1F		DTS-B1F
堀場製作所	デジタコ本体	HIT-802G		
		HIT-802GA		
		HIT-1100		
		HIT-1100Y		
堀場製作所	ドライブレコーダー機能付 デジタルタコグラフ	DRT-7100	○	※別途システム使用料 又は専用ソフト要
		DRT-7100A		※別途通信契約要
		DRT-7100F		
	デジタコ本体	DRT-7500		※別途システム使用料 又は専用ソフト要
		DRT-7500A		※別途通信契約要
		DRT-7500F		※別途通信契約要
三菱ふそう トラック・バス	エコフリートPRO	QZ064660A (QZ064680A)		
ミヤマ	ナビゲーションユニット	MHS-03DT		
メルモ	i-Tacho	IT-1000		「法定三要素解析ソフト」単 独使用、「運行管理支援シ ステム」併用どちらでも可
モバイルリンク	C-805M	SC800MS	○	
矢崎エナジー システム	デジタコ本体	DTG3		
		DTG3 $\alpha$		
		DTG4		
		YAZAC-eye3T	○	
		YAZAC-eye3TLDW		
		DTG5		
		DTG7		
		DTG7C	○	
UDトラックス	デジタコ本体	NDT-200		
ワーテックス	スマートデジタコ	XDT-1		

※「DR助成対象」欄に○印のあるものは、デジタルタコグラフとドライブレコーダの両方で助成します。

※解析ソフト、カードリーダー等の事務所用機器については対象外とする。





( 様 式 1 )

年 月 日

支 部

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

〒 -

住 所

事業者名

代表者名 (印)

電話番号

担当者名

※印鑑は貴社印 (丸印) を押印してください

### 令和3年度 EMS機器導入助成金交付申請書(兼 誓約書)

当社車両にEMS機器を導入するにあたり、下記のとおり助成金を申請いたします。  
なお、機器の導入に対して、国の助成金交付申請を行わない (行っていない) ことをここに誓います。

#### 記

1. 助成金申請額 \_\_\_\_\_ 円 ( \_\_\_\_\_ 台分)

※様式2の助成額合計をご記入ください。

2. 助成金振込先口座

金融機関名 \_\_\_\_\_ 支店名 \_\_\_\_\_

口座種別 ( 当座 ・ 普通 ) 口座番号 \_\_\_\_\_

フリガナ  
口座名義 \_\_\_\_\_

#### <必要書類> (※ ご提出前に下記の書類が揃っているかご確認下さい)

- ① (様式2) EMS 機器導入内訳書
- ② (様式3) EMS 機器装着証明書
- ③ (様式4) 暴力団排除の誓約書

←年度内に他の助成金申請で暴力団排除の誓約書を提出済の場合はここにチェックを入れてください。

- ④ 請求書の写し (※新車導入および機器のみをリース・割賦契約の場合は見積書の写し)
- ⑤ 領収書の写し (振込み明細書等でも可)、リース契約・割賦契約の場合は契約書の写し (契約書に車番等の記載がない場合は物件受領証・リース自動車検収完了証等の写しも添付してください)
- ⑥ 装着車両の自動車検査証の写し (有効期限内のもの)

◆助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取り頂き、保管して下さい◆

## EMS 機器導入内訳書

	装着車両番号	機器メーカー名	型式	本体価格 (税抜)	助成額	装着年月日
1	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )					年 月 日
2	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )					年 月 日
3	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )					年 月 日
4	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )					年 月 日
5	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )					年 月 日
6	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )					年 月 日
7	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )					年 月 日
8	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )					年 月 日
9	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )					年 月 日
10	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )					年 月 日
11	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )					年 月 日
12	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )					年 月 日
13	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )					年 月 日
14	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )					年 月 日
15	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )					年 月 日
16	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )					年 月 日
17	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )					年 月 日
18	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )					年 月 日
19	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )					年 月 日
20	( 大阪・和泉・なにわ・堺 )					年 月 日
助成額合計						



( 様式 3 )

年 月 日

(装着証明者)

住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

※装着証明者の会社印（丸印）を押印してください

### E M S 機 器 装 着 証 明 書

下記事業者保有の車両に対し、下記のとおり当社がEMS機器を装着したことを証明いたします。

**【導入事業者名】** \_\_\_\_\_

No.	装着車両番号	装着機器		装着年月日
		機器メーカー名	型 式	
1	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
2	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
3	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
4	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
5	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
6	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
7	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
8	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
9	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
10	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
11	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
12	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
13	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
14	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
15	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
16	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
17	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
18	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
19	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日
20	(大阪・和泉・なにわ・堺)			年 月 日

※ ディーラー・自動車修理工場・販売店等に依頼し、作成してください。

(様式 4)

年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

住 所

会社名

代表者

⑩

※貴社印（丸印）を押印してください

## 誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込みにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

### 記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

# 通 報

大ト協第32号  
令和3年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会  
会長 辻 卓 史

## 令和3年度環境対応車導入にかかる助成について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、令和3年度も、環境対策事業の一環として環境対応車〔CNG（天然ガス）車・ハイブリッド車〕の導入経費の一部助成を実施いたします。

つきましては、同車の導入をご計画の事業者のみなさまは、下記に基づきお手続きいただきますようご案内申し上げます。

なお、国土交通省の補助金事業につきましては、トラック協会では受付業務は実施しておりません。国土交通省の実施要綱等を確認の上、近畿運輸局で各自申請手続きを行ってください。

### 記

#### 1. 申請期間

令和3年4月1日(木)～令和3年11月30日(火)

※助成予算枠に達した時点で申込みの取り扱いを終了させていただきますので、予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

#### 2. 助成の条件

- (1) 車両総重量2.5トン超の新車の営業用貨物自動車で、導入する車両の使用本拠の位置が大阪府下（大阪・和泉・なにわ・堺ナンバー）であること。
- (2) 事前申請であること（但し、案内時期の関係上、4月～6月に登録した車両に限り事後申請を認める。その場合、7月2日(金)までに申請を行うこと）。
- (3) 令和4年2月25日(金)までに必ず登録が完了し、実績報告を含めたすべての書類を必ず提出すること。

(4) 1台から助成は可能です。

※ただし、国土交通省の補助金を併用する場合、下記の緩和条件を満たさない場合は、原則として**1社3台以上**導入することが条件となります。また、一括購入(**割賦購入不可**)またはリースによる導入が必須となります。

(詳しくは、国土交通省の補助金事業案内等をご覧ください)

【[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk1\\_000003.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000003.html)】

【緩和条件】①グリーン経営認証取得事業者

②Gマーク認定事業者

③IS09001/14001適合組織のいずれかに適合していること。

※リース利用の場合は、1台から助成は可能。

### 3. 補助金額

#### ◎CNG車

最大積載量	大ト協	全ト協	助成額合計
2トン・3トンクラス	122,000円	122,000円	244,000円
4トンクラス	459,000円	459,000円	918,000円
大型(車両総重量25トンクラス)	0円	1,000,000円	1,000,000円

#### ◎ハイブリッド自動車

最大積載量	大ト協	全ト協	助成額合計
2トンクラス	97,000円	97,000円	194,000円
4トンクラス	335,000円	335,000円	670,000円
大型(車両総重量25トンクラス)	0円	300,000円	300,000円

### 4. 申込要領

① 導入希望の事業者の方は、別添「令和3年度 環境対応車導入助成申込書」に必要事項記入のうえ、大ト協 交通・環境部までFAX [(06) 6965-4029] でお申し込みください。(仮申請)

② 大ト協より仮申請の事業者に対し、導入台数分の「環境対応車導入促進助成金交付申請書(以下、申請書)」を送付いたしますので、記載・押印の上、下記まで申請(郵送・持込み)してください。(本申請)

注1. **申請書は必ず1台ごとにご記入下さい。**

**※申請書1枚につき複数台の申請は受理いたしません。**

注2. 暴力団排除の誓約書（様式1）を添付してください。（令和3年度中に他の助成事業を利用の際に、すでにご提出いただければ、提出不要です。）

（申請先）〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

（一社）大阪府トラック協会 交通・環境部

TEL（06）6965-4033

## 5. 注意事項

- （1）本助成と自動車環境総合改善対策費補助金との併用はできますが、**その他の助成金との併用はできません。**（但し、大型CNG車、大型HVを除く）
- （2）リースの場合導入決定に当たりましては、リース利用会社〔一般財団法人環境優良車普及機構（LEVO）を含む〕の審査があります。
- （3）CNG車をリースにて導入する場合は、一般財団法人環境優良車普及機構（LEVO）のみとなります。

### 【参考】国土交通省「自動車環境総合改善対策費補助金」

※経年車の廃車を伴う新車導入の場合も、新車導入のみの場合も同じ補助金額です

#### ※令和3年度の主な改正点

- ・交付申請書等の各交付要綱様式について、申請者の押印省略で申請が出来るように改正
- ・第14号様式（第15条関係）補助金額請求書が押印省略で提出された際に、請求書の責任を確認するため、請求書に責任者氏名及び連絡先、担当者氏名及び連絡先を追加

#### ◎CNG車

最大積載量	要件	補助金額
2トン・3トンクラス	改造費の1/3	243,000円
4トンクラス	改造費の1/3	916,000円

注) 最大積載量5トン、かつ車両総重量8トン以上の改造車両については、補助対象外となります。

◎ハイブリッド車

最大積載量	要件	補助金額
2トンクラス	改造費の1/3	256,000円
4トンクラス	改造費の1/3	893,000円

注)最大積載量2トン、かつ車両総重量4トン以下の車両については、  
国の補助対象外となります。



# 令和3年度 環境対応車（CNG車・HV車）導入助成 申込書

申込年月日	令和3年 月 日	支 部	受 付 No. (記入不要)
事業者名		連絡担当者	
住 所	〒	TEL	
		FAX	
種 別	天然ガス（CNG）自動車 ・ ハイブリッド（HV）自動車		
台 数	リ ー ス	買 取 (割賦含む)	台 計
ハイブリッド車リース の 場 合	台	台	台
< 備 考 >	LEVORリース利用 ・ 一般リース会社利用 リース会社名 ( )		
	登録予定時期	月	
	車種 小型(2・3tクラス)	台、中型(4tクラス)	台、大型(車両総重量25t)

※ 各項目必ずご記入ください

FAX. (06) 6965-4029

(様式1)

令和3年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会長 殿

住 所

会社名

代表者

⑩

## 誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込むにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

### 記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

# 通 報

大ト協第33号  
令和3年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会  
会長 辻 卓 史

## 令和3年度 グリーン経営認証取得にかかる助成について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、当協会では、環境に配慮した経営の推進を目的とし、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団による、グリーン経営認証の新規取得および更新取得の手数料にかかる費用の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の要領をご参照のうえご活用いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 募集期間 令和3年4月1日(木)～令和4年2月28日(月)

**※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で受付を終了**させていただきますので、予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。**(終了の際は 大ト協ホームページ TOPICS 欄にてご案内)**

2. 助成対象

令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木)に大阪府下の営業所において、新規取得の場合は初回登録日または更新取得の場合は更新登録日を受けたもの。

**※令和4年2月～3月に更新予定の事業所につきましては、おおよそ3ヵ月前から更新手続きが可能ですので、【5. その他】記載のグリーン経営認証取得に関するお問い合わせ先に助成金を申請する旨お伝えいただき、必ず 1月末までに全ての書類を提出してください。**

### 3. 助成額

1 事業者あたり、大阪府下の複数事業所を申請できます。

- ・新規…1 事業所につき 50,000円
- ・更新…1 事業所につき 25,000円

### 4. 助成申請必要書類（郵送可）

- ①（様式1 新規）令和3年度 グリーン経営認証取得（新規）助成金申請書  
（様式1 更新）令和3年度 グリーン経営認証取得（更新）助成金申請書

※①（様式1）について、「新規」と「更新」に用紙が分かれております。

※①（様式1）「新規」「更新」ごとに、下記②～⑤を添付してください。

- ②（様式2）暴力団排除の誓約書

※令和3年度中に、他の助成事業で提出済の場合は不要

- ③大阪府下のグリーン経営認証登録証（写）※助成申請事業所分すべて必要

- ④請求書（写）と請求明細書（写）※両方とも必要

- ⑤領収証（写）※振込明細書等（写）も可

### 5. その他

- ・記入の訂正は、修正液等を使用せず二重線で消して書き直してください。
- ・申請後にFAXやお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、必ず事前に各社にて申請書類の控えをお取りください。

（助成金申請先ならびにお問合せ先）

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

（一社）大阪府トラック協会 交通・環境部

TEL：（06）6965-4033 FAX：（06）6965-4029

（グリーン経営認証取得に関するお問合せ先）

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 交通環境対策部

TEL：（03）3221-7636

ホームページ：<https://www.green-m.jp/>



( 様式1 新規 )

年 月 日

支 部

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

〒 -

住 所

事業者名

代表者名 (印)

電話番号

担当者名

※印鑑は貴社印 (丸印) を押印してください

## 令和3年度 グリーン経営認証取得 (新規) 助成金申請書

グリーン経営認証取得 (新規) 助成要領により、下記のとおり助成金を申請いたします。

### 記

1. 助成金申請額 新規 50,000円 × 件 = 円  
※ 新規取得のみご申請ください。

2. 助成金振込先口座

金融機関名 \_\_\_\_\_ 支店名 \_\_\_\_\_

口座種別 ( 当座 ・ 普通 ) 口座番号 \_\_\_\_\_

フリガナ  
口座名義 \_\_\_\_\_

<必要書類> (※ ご提出前に下記の書類が揃っているかご確認下さい)

① (様式2) 暴力団排除の誓約書

←年度内に他の助成金申請で暴力団排除の誓約書を提出済の場合はここにチェックを入れてください。

② 大阪府下のグリーン経営認証登録証 (写) (助成申請事業所分、すべて必要)

③ 請求書 (写) と請求明細書 (写)

④ 領収証 (写) (振込明細書等 (写) も可)

◆助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取り頂き、保管して下さい◆



(様式1 更新)

年 月 日

支 部

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

〒 -

住 所

事業者名

代表者名 (印)

電話番号

担当者名

※印鑑は貴社印(丸印)を押印してください

### 令和3年度 グリーン経営認証取得(更新)助成金申請書

グリーン経営認証取得(新規)助成要領により、下記のとおり助成金を申請いたします。

#### 記

1. 助成金申請額 更新 25,000円 × 件 = 円  
※ 更新取得のみご申請ください。

2. 助成金振込先口座

金融機関名 \_\_\_\_\_ 支店名 \_\_\_\_\_

口座種別(当座・普通) 口座番号 \_\_\_\_\_

フリガナ  
口座名義 \_\_\_\_\_

<必要書類> (※ ご提出前に下記の書類が揃っているかご確認下さい)

① (様式2) 暴力団排除の誓約書

←年度内に他の助成金申請で暴力団排除の誓約書を提出済の場合はここにチェックを入れてください。

② 大阪府下のグリーン経営認証登録証(写)(助成申請事業所分、すべて必要)

③ 請求書(写)と請求明細書(写)

④ 領収証(写)(振込明細書等(写)も可)

◆助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取り頂き、保管して下さい◆

(様式 2)

年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

住 所

会社名

代表者

⑩

※貴社印（丸印）を押印してください

## 誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込みにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

### 記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

# 通 報

大ト協第35号  
令和3年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会  
会長 辻 卓 史

## 令和3年度 先進安全自動車（ASV）導入にかかる助成について （ご案内）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では、危険予測に効果があると思われる先進安全自動車（ASV）の導入費用の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の募集要領をご参照の上、ご活用いただきますようご案内申し上げます。

記

### 1. 募集期間

令和3年4月1日（木）～ 令和4年2月28日（月）

**※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で受付を終了**させていただきますので、予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。**（終了の際は**  
**は大ト協ホームページ TOPICS 欄にてご案内）**

### 2. 助成額

車両1台につき、「4. 助成対象装置」の①～③の装置を各1つずつ、**装置取得  
本体価格の1/2、1装置あたり最大5万円、3装置装着の場合は合計15万円  
まで**とする。（消費税・取付工賃等は助成対象外）

### 3. 上限台数

（新車標準装着の装置）

**1事業者あたり5台を上限とする。**

（後付け装置）

**1事業者あたり3台3装置**（現在、後付け装置で助成対象装置は、「4. 助成対象装置」の②の装置のみです）

**※新車標準装着5台と後付け装置3台の計8台での申請も可**

**※年度内に同一車両の複数回申請は不可とする。**



#### 4. 助成対象装置

- ①衝突被害軽減ブレーキ装置
- ②ふらつき注意喚起装置・車線逸脱警報装置・車線維持支援制御装置
- ③車両横滑り時制動力・駆動力制御装置

#### 5. 助成条件（すべてに該当する必要があります）

- 大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両（大阪・和泉・なにわ・堺）であること。（自家用車、軽自動車は除く）
- 賃貸借・中古装置等は助成いたしません。（装置装着済中古車両の購入等を含む）
- **令和3年4月1日以降に装着・支払いをした装置を助成対象とします。（新車標準装着の場合は登録日が令和3年4月1日以降のもの）**
- **ドライブレコーダ、EMS機能を持ち合わせた後付け装置について、ドライブレコーダ導入助成、EMS機器導入助成との重複助成はいたしません。**

#### 6. 必要書類（郵送可）

- ① 令和3年度 先進安全自動車導入促進助成金交付申請書（様式1）
- ② 先進安全自動車（ASV）導入促進助成金申請内訳書（様式2）
- ③ 先進安全自動車（ASV）装置 装着（搭載）証明書（様式3）
- ④ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式4）

※令和3年度中に他の助成事業を利用の際に、すでにご提出いただければ提出不要

- ⑤ 車両見積書の写し（新車標準装着の場合）

（※後付け装置の場合は、請求書の写し（購入の場合）、または装置見積書の写し（リース・割賦契約の場合））

**※必ず購入装置の型式・税抜き取得価格（工賃を除く）が明記されたもの。**

※購入の場合、領収書と金額が一致すること。（請求書が複数にわたる場合は領収額に合致するよう、全ての写しを添付して下さい。）

**※標準価格ではなく取得価格**が分かるもの

- ⑥ 領収書の写し（振込み明細書等でも可）または、リース契約・割賦契約の場合は契約書の写し

※領収日が令和3年4月1日以降のもの。（手形の場合は手形決済日が、令和4年3月末までのもの）※余白部分に手形決済日を書き添えて下さい

**※割賦販売契約書・リース契約書で、契約日・契約期間・車両番号等の詳細が確認できない場合は、必ず物件受領証・リース自動車検収完了証等の写しも添付してください。**

※通帳のコピーは不可

※振り込み明細書等については振込先・振込元・振込日・振込額が確認できるもの。（助成申請に係る該当箇所以外の黒塗りは可ですが、該当箇所のみを切り貼り等加工されたものは不可）

- ⑦ 装着車両の自動車検査証の写し（※助成申請日において有効期限内のもの）

※申請後に FAX やお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、**必ず事前に各社にて申請書類の控えをお取りください。**

※記入を訂正する際、修正液等は使用しないでください。

※同時に他の助成金申請をする場合、見積書・請求書・領収証・割賦販売契約書・リース契約書・車検証のそれぞれの写しは**申請する助成金ごとすべてに添付**してください。

## 7. 申請ならびにお問い合わせ先

〒536-0014

大阪市城東区鳴野西2-11-2

（一社）大阪府トラック協会 交通・環境部 宛

お問合せ電話番号 （06）6965-4033

## 8. 注意事項

- 助成申請は、装置の導入完了後およびお支払い完了後（リース契約・割賦契約の場合は契約完了後）となります。（助成金の枠取りはいたしません）
- 助成申請は**申請書類に不備・不足がない状態**で、当協会にて受け付けた時点での受理となります。助成終了時点で書類が到着していない場合や（郵送中等）、終了時点において郵送による申請等で当協会にてお預かりしている書類に不備・不足があり受理となっていない場合は受付できません。
- **令和3年度より、事業報告書の添付は不要となりました。**



( 様 式 1 )

令和 年 月 日

支 部

一般社団法人大阪府トラック協会  
会 長 殿

〒 -

住 所

事業者名

代表者名 ㊟

電話番号

担当者名

※印鑑は貴社印 (丸印) を押印してください

### 令和3年度 先進安全自動車 (ASV) 導入促進助成金交付申請書

弊社車両に導入の先進安全自動車 (ASV) について、下記のとおり申請いたします。

記

1. 助成金申請額 \_\_\_\_\_ 円 (※様式2の助成金額合計①と同額とする)

( \_\_\_\_\_ 台 \_\_\_\_\_ 装置 ) 例: 1台に3装置搭載車両を2台分助成申請する場合、2台6装置と記入

2. 助成金振込先口座

金融機関名 \_\_\_\_\_ 支店名 \_\_\_\_\_

口座種別 ( 当座 ・ 普通 )    口座番号 \_\_\_\_\_

フリガナ  
口座名義 \_\_\_\_\_

〈必要書類〉 (※ 詳細は別紙案内をご覧ください)

① 先進安全自動車 (ASV) 導入促進助成金申請内訳書 (様式2)

② 先進安全自動車 (ASV) 装置 装着 (搭載) 証明書 (様式3)

③ 暴力団排除の誓約書 (様式4)

←年度内に他の助成金申請で暴力団排除の誓約書を提出済の場合はここにチェックを入れてください。

④ 車両見積書の写し (新車標準装着の場合)

※新車購入の場合は、領収書と金額が一致すること。

(※後付け装置の場合は、請求書の写し (購入の場合)、または装置見積書の写し (リース・割賦契約の場合))

⑤ 領収書の写し (振込み明細書等でも可) またはリース契約・割賦契約の場合は契約書の写し (契約書に車番等の記載がない場合は物件受領証・リース自動車検収完了証等の写しも添付して下さい)

⑥ 装着車両の自動車検査証の写し (有効期限内のもの)

● 助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取り頂き、保管して下さい ●

## 先進安全自動車 ( A S V ) 導入促進助成金申請内訳書

No.	自動車登録番号	車台番号	種 別	装置メーカー名	装置名称・型式	装置価格 税・工賃抜き	助成金額	装着年月日 (※新車標準装着の 場合は新車登録日)
例	大阪・和泉 なにわ・堺 800あ〇〇-〇〇	〇〇〇-〇〇〇	ブレーキ ふらつき等 横滑り	〇〇自動車	〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇	▲▲, ▲▲▲円 ▲▲, ▲▲▲円 ▲▲, ▲▲▲円	令和〇年〇月〇〇日	
1	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り			円 円 円	令和 年 月 日	
2	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り			円 円 円	令和 年 月 日	
3	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り			円 円 円	令和 年 月 日	
4	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り			円 円 円	令和 年 月 日	
5	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り			円 円 円	令和 年 月 日	
助成金額合計①							円	

※新車標準装着装置の助成上限は5台、後付け装置の助成上限は3台です。(合わせて6台以上申請される場合は本紙をコピーしてご使用下さい)

※ブレーキ＝衝突被害軽減ブレーキ装置、ふらつき等＝ふらつき注意喚起装置・車線逸脱警報装置・車線維持支援制御装置、横滑り＝車両横滑り時制動力・駆動力制御装置

※装置メーカー名、装置名称・型式は正確にご記入下さい。

※助成金額は装置取得本体価格の1/2、1装置あたりの上限は50,000円、3装置装着の上限は150,000円です。



( 様 式 3 )

# 先進安全自動車 (ASV) 装置 装着 (搭載) 証明書

記入日：[令和 年 月 日]

一般社団法人大阪府トラック協会 会 長 殿 当社が下記事業所保有の下表車両に対し、下表のとおり安全装置等を装着 (搭載) したことを証明いたします。 <b>【導入先事業者】</b> (貨物運送事業者名) _____	<b>【装着証明事業者】</b> (自動車販売会社等) 所在地
	事業者名
	代表者名 <span style="float: right;">①</span> ※社印(個人印不可)
	電話番号
	取付担当者名(連絡先担当者)

## 【装着車両一覧】

No.	装着車両番号	車台番号	装着安全装置		装置数	装着年月日 (※新車標準装着の場合は新車登録日)
			装置メーカー名	装置名称・型式		
例	大阪・和泉 なにわ・堺 800あ〇〇-〇〇	〇〇〇-〇〇〇	ブレーキ ふらつき等 横滑り	〇〇自動車	3	令和〇年〇月〇〇日
1	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り			令和 年 月 日
2	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り			令和 年 月 日
3	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り			令和 年 月 日
4	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り			令和 年 月 日
5	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り			令和 年 月 日

※新車標準装着装置の助成上限は5台、後付け装置の助成上限は3台です  
 (合わせて6台以上申請される場合は本紙をコピーしてご使用下さい)

※ディーラー各社・販売店等に作成を依頼して下さい。

※ブレーキ=衝突被害軽減ブレーキ装置、ふらつき等=ふらつき注意喚起装置・車線逸脱警報装置・車線維持支援制御装置、  
 横滑り=車両横滑り時制動力・駆動力制御装置

※装置メーカー名、装置名称・型式は正確にご記入下さい。

※証明書類につき、**修正液等は使用しないで下さい。**

**※原本を添付して下さい。**

( 様 式 4 )

令和 年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会  
会 長 殿

住 所

会社名

代表者 ⑩

## 誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込むにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

### 記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

# 通 報

大ト協第36号  
令和3年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会  
会長 辻 卓 史

## 令和3年度 ドライブレコーダ機器等導入にかかる助成について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、当協会ではドライブレコーダの普及促進を支援するため、**みだしの機器および追加で車内撮影用カメラ（赤外線カメラのみ）を導入する際の費用**の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の要領をご参照のうえご活用いただきますようご案内申し上げます。

### 記

#### 1. 募集期間

令和3年4月1日（木）～ 令和4年2月28日（月）

※**上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で受付を終了**させていただきますので、予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。**（終了の際は大ト協ホームページ TOPICS 欄にてご案内）**

#### 2. 助成額

##### ① ドライブレコーダ機器

1 機器あたり機器の本体購入価格の1/2、最大4万円（消費税・取付工賃等は助成対象外）

##### ② 車内撮影用カメラ（追加導入した赤外線カメラのみ）

1 台あたりカメラの本体購入価格の1/2、最大1万円（消費税・取付工賃等は助成対象外）

※①と②両方導入した場合は、車両1台あたり最大5万円まで

#### 3. 上限台数

1 事業者あたりの上限台数は、**①と②の合計で車両15台とする。**

※**年度内に同一車両の複数回申請は不可とする。**

	ドライブレコーダ機器	車内撮影用カメラ	備考
車両1台あたり	1 機器まで (助成額上限 4 万円まで)	1 台まで (助成額上限 1 万円まで)	車内撮影用カメラは運転席が確認できるよう設置して下さい。但し、車内撮影用カメラを2台以上取り付けた場合は1台限りの助成とする。 <b>車内撮影用カメラの仕様については、赤外線カメラのみとする。</b>

※既存のドライブレコーダ機器に車内撮影用カメラを後付け装着した場合も助成対象となります。

#### 4. 助成対象機器

##### ①(公社)全日本トラック協会の定めるドライブレコーダ車載器

別紙 令和3年度助成対象機器一覧をご覧ください。(追加・変更等は随時ホームページにて更新します。)

##### ②車内撮影用カメラについては、各メーカーのカタログおよび仕様書に記載のある追加導入した赤外線カメラのみとする。(複数カメラが標準装備のドライブレコーダ機器のカメラについては助成対象外とする。)

#### 5. 助成条件 (すべてに該当する必要があります)

- 大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両 (大阪・和泉・なにわ・堺) に取り付ける場合であること。(自家用車、軽自動車を除く)
- **国の補助金が交付された(交付申請を行なう)機器については重複助成いたしません。**
- 賃貸借・中古機器等は助成いたしません。
- **令和3年4月1日以降、装着・支払いをした機器を助成対象とします。(新車の場合は登録日が令和3年4月1日以降のもの)**
- **車線逸脱警報・ふらつき運転警報等のASV機能を持ち合わせたドライブレコーダ機器について、先進安全自動車 (ASV) 導入助成との重複助成はいたしません。**

#### 6. 必要書類 (郵送可)

- ① 令和3年度 ドライブレコーダ機器等導入助成金交付申請書(兼 誓約書) (様式1)
- ② ドライブレコーダ機器等導入助成金申請内訳書 (様式2)
- ③ ドライブレコーダ機器等 装着証明書 (様式3)
- ④ 暴力団排除の誓約書 (様式4)

※令和3年度中に他の助成事業を利用の際に、すでにご提出いただければ提出不要



⑤ 請求書の写し **(※新車導入に装着の場合は車両見積書の写し、機器をリース・割賦契約の場合は機器見積書の写し)**

※必ず購入機器の型式・税抜き本体価格（工賃を除く）が明記されたもの。

※領収書と金額が必ず一致すること。(請求書が複数にわたる場合は領収額に合致するよう、全ての写しを添付して下さい。)

※機器のみの購入で、値引きの表記がされている場合、値引き後の本体価格が明確に確認できる必要があります。(例えば、値引きが本体にかかっておらず工賃からの値引きである場合は「工賃値引き」等の表記である必要があります)

⑥ 領収書の写し（振込み明細書等でも可）または、リース契約・割賦契約の場合は契約書の写し

※領収日が令和3年4月1日以降のもの。(手形の場合は手形決済日が令和4年3月末までのもの) ※余白部分に手形決済日を書き添えて下さい

**※割賦販売契約書・リース契約書で、契約日・契約期間・車両番号等の詳細が確認できない場合は、必ず物件受領証・リース自動車検収完了証等の写しも添付してください。**

※通帳のコピーは不可

※振り込み明細書等については振込先・振込元・振込日・振込額が確認できるもの。  
(助成申請に係る該当箇所以外の黒塗りは可ですが、該当箇所のみを切り貼り等加工されたものは不可)

⑦ 装着車両の自動車検査証の写し(助成申請日において有効期限内のもの)

⑧ **追加導入した車内撮影用カメラにつきましては、各メーカーのカタログ又は仕様書の写しを添付し赤外線カメラとわかるものを提出して下さい。**

※申請後に FAX やお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、**必ず事前に各社にて申請書類の控えをお取りください。**

※記入を訂正する際、修正液等は使用しないでください。

※同時に他の助成金申請をする場合、見積書・請求書・領収証・割賦販売契約書・リース契約書・車検証のそれぞれの写しは**申請する助成金ごとすべてに添付**してください。

6. 申請ならびにお問い合わせ先

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

(一社)大阪府トラック協会 交通・環境部 宛

お問合せ電話番号 (06) 6965-4033

## 7. 注意事項

- 1台でEMS機能とドライブレコーダ機能を備えている機種で、別紙の助成対象機種一覧表（運行管理連携型）で○印がついている機種については、EMS機器としても助成いたします。別途、EMS機器助成の申請を行なってください。（助成申請の受付を終了している場合もございますのでホームページをご確認ください）
- 助成申請は、機器の装着完了後およびお支払い完了後（リース契約・割賦契約の場合は契約完了後）となります。（助成金の枠取りはいたしません）
- 助成申請は申請書類に不備・不足がない状態で、当協会にて受け付けた時点での受理となります。助成終了時点で書類が到着していない場合や（郵送中等）、終了時点において郵送による申請等で当協会にてお預かりしている書類に不備・不足があり受理となっていない場合は受付できません。
- 助成を利用された機器を使用して実際に得られたヒヤリハット映像や事故の映像について提供を求める場合がございます。

## 簡易型ドライブレコーダー一覧

令和3年4月1日現在  
(50音順)

機器メーカー名	機器名称	型式	備考
ITSグリッド	スマーティクスアイ	PSE-3010	
	スマートアイ	PSE-1020	
		PSE-7010	
青木製作所	フルタイムHDドライブレコーダー	AMEX-A04HDTR	
	フォーマットフリー・2カメラ対応ドライブレコーダー	AMEX-A05TR	
	256GB対応ドライブレコーダー	AMEX-A07TR	R2.11月追加
アサヒリサーチ	Driveman TR-1	TR-1	R2.6月廃止
	Driveman GP-T1	GP-T1	
	<del>Driveman T1080GS</del>	<del>T1080GS</del>	R2.6月廃止
	Driveman T1080s α	T1080s α	
	ドライブレコーダ	Driveman TG-T1	R1.11月追加
		Driveman TR-2	
ドライブレコーダー	Driveman TR-21	R3.3月追加	
綾瀬設備工業	CAR DVR ST-102DA	ST-102DA	
アヤリシステム	ドライブレコーダー「DIMO」	TM-201A	R2.6月廃止
アルファ・デポ	単眼タイプドライブレコーダー	VD-1500G8	
		VD-1500MG Pro	
	2カメラタイプドライブレコーダー	VD-1600HD Pro	※標準は1カメラ R2.6月廃止
		VD-7000W Pro	
	2カメラタイプドライブレコーダー	MT3500BL	
	2カメラタイプドライブレコーダー	X9DC	
	3カメラタイプドライブレコーダー(液晶内蔵型)	B35FDD	R2.7月追加
業務用2ch対応ドライブレコーダー	VD-8500WHG Pro		
イーテック	JANUS	GN-100	※WiFi対応
		GW-200	
	NEXTV2 HD	N-2HD	
ウインズ・テクノロジー・ジャパン	簡易型ドライブレコーダー	WTJ-N7	
	3CH対応型ドライブレコーダー	WTJ-MK3	R1.8月追加
	3CHドライブレコーダー E7	WTJ-E7	R2.6月追加
エコモット	PDrive	MVTZ-100	
		MVTZ-100NET	※別途通信契約要

機器メーカー名	機器名称	型式	備考
NH Technology	innowa Basics D	BS002	※12V車のみ使用可能 R2.12月追加
NPシステム開発	ドライブレコーダー 本体	NDR-200	
エフ・アール・シー	FOCUSAVOR	FC-77DRT	
		FC-708DRT	
	ドライブレコーダー	NX-DR201DRT	
		NX-GigaDRT	
エムアンドケイ	風神雷神	FU-JIN, RAIJIN	
MSネット	フロント／車内カメラタイプドライブレコーダー	JTADRC-423	R3.4月追加
エムモビリティ	通信型ドライブレコーダー	RYK-CC104W	R1.9月追加
		RYK-CC121W	R1.9月追加
カーメイト	d'Action 360	EMK3004	
	d'Action 360 S	EMK5001	
クリューシステムズ	UVC1000	UVC1000-3G-WRG	※別途専用Webサイト利用料要 (3G通信費含む)
		UVC1000-SDT-WRG	
		UVC1000-WiFi-WRG	※別途専用Webサイト利用料要
ケイティアール	ITB-100HDH	ITB-100HDH	
コムテック	i-safe simple GPS	DC-DR411(T)	
	i-safe Simple Plus GPS	DC-DR412(T)	
	i-safe simple2 GPS	DC-DR510(T)	
		DC-DR511(T)	
	i-safe Separate	DC-DR430(T)	
	i-safe simple3	DC-DR531(T)	
	i-safe simple4	DC-DR651(T)	
i-safe simple5	DC-DR652(T)	R2.6月追加	
JK TECH	ドライブレコーダー	S-2500	
		S-3300	
ジェットイノウエ	DVR-NEO	GE-12GPS	
	TEAM SMART RECORDER	JSN-02GPS	
		592803 TSR-T2	
		TSR-T3GPS	
		TSR-TAT2GPS	
		NEW TSR-T5 (592723)	R3.2月追加
		TSR-T5WiFi (592817)	
YM-201GH(592773)			

機器メーカー名	機器名称	型式	備考
シルバーアイ	2カメラセパレートドライブレコーダー	DR-1200J	
	ドライブレコーダ	DR-210WH	
		STM-101	
		STM-102	
		STM-102BC	
2カメラドライブレコーダー	STM-302BC	R2.11月追加	
スマートパリュー	CiMES Eye	CiMES EyeT5 16GS	R3.2月追加
セラヴィ	ドライブレコーダー-CARPA-10H	CARPA-10H	
	ドライブレコーダー-CARPA-11H	CARPA-11H	
セルスター工業	Dvr=GALUDA	TR-17	R2.6月廃止
		TR-250	R2.6月廃止
		TR-260	R2.6月廃止
		TR-290	R2.6月廃止
	ドライブレコーダ	TR-21	
		TR-31	
		TR-350	R2.6月廃止
		TR-360	R2.6月廃止
		TR-390	
		TR-570	
		TR-610	
		TR-670	
	TR-690		
	セルスター工業	ドライブレコーダー	TR-750
TR-790			
TR-36W			R2.10月追加
TR-41			R2.4月追加
TR-61			R2.4月追加
匠技研	ドライブレコーダー	TK-V2-HD1	
TCL	スマートレコ WHSR-532WP	WHSR-532WP-T	
ディー・エヌ・エー	DRIVE CHART 通信型ドライブレコーダー	GC-DRT1-A	R1.11月追加 機器メーカー名 : Mobility Technologiesを参照
トコムス	RoadView8	RV-800TA	
トム通信工業	ドライブレコーダー	TM-V731A12-T1	R2.5月廃止
トワード	Eco-SAM/DR	SJ-X26D	

機器メーカー名	機器名称	型式	備考
Nauto Japan	ナウト車載器	NAUT02	
		NAUTO	R2.7月追加
日商エレクトロニクス	くるま-i	MVT-100NET	
日本ビューテック	1カメラ用ドライブレコーダー	VF-DVR-001	
	小太郎4ch	VHR-400M	
	撮太郎	VF-DVR-202	
ノーティス	リスク分析型ドライブレコーダー	LNP-1000	
ピー・エス・ディー	DRIVE-ONE HD-T	DRIVE-ONE HD-T	
	DRIVE-ONE MINI-T	DRIVE-ONE MINI-T	
ビューテック	FirstView	V1HD	
富士ソフト	B8HD	B8HD	
	B8HD2	B8HD2	
モバイルクリエイト	通信型ドライブレコーダ	IM-A801	R3.4月追加
Mobility Technologies	DRIVE CHART 通信型ドライブレコーダー	GC-DRT1-A	R2.5月メーカー名変更(株)ディー・エヌ・エー⇒(株)Mobility Technologies)による仕様変更
ユピテル	トラック法人専用ドライブレコーダー	BU-DR R605T	
		BU-DR HD630T	
レコディアジャパン	レコディアUシリーズ(1チャンネル)	U1HD-T	
	レコディアUシリーズ(2チャンネル)	U2HD-T	
	レコディアVシリーズ(1チャンネル)	V1HD-T	
	レコディアVシリーズ(2チャンネル)	V2HD-T	
ワーテックス	XDR-2CAM-KG	XDR-2CAM-KG-B	R2.6月廃止
	XDR-55KG	XDR-55KG-B	R2.6月廃止
	XDR-66KG	XDR-66KG-B	
	XLDR-501G&E	XLDR-501G&E-B	R2.6月廃止
	XLDR-ADAS	XLDR-ADAS-B	
		XLDR-ADAS-IR-B	
		XLDR-ADAS-R-B	R3.3月廃止
		XLDR-ADAS-NR-B	R3.3月リヤカメラ形状変更によりXLDR-ADAS-R-Bが型式変更したものの
	XLDR-L2	XLDR-L2KG-B	
		XLDR-L2KG-IR-B	
XLDR-L2KG-R-B			
XLDR-L3	XLDR-L3KG-B		

## 標準型ドライブレコーダー一覧

令和3年4月1日現在  
(50音順)

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ 一体型	備考
アイ・シー・エル	ドライブレコーダー	IDR-1100		※ビューアソフト別売 ※「IDR-1100C」はシガーソケットタイプなので選定対象外
		IDR-1200		※別途専用ソフト要
		IDR-2100		※ビューアソフト別売
市光工業	SAFETY VISION	STR-100		
	ドライブレコーダー一体型7型液晶モニター	STR-200N		※別途専用ソフト要
INBYTE	安全運転支援システム	MDAS-9T		R2.2月追加
ウインズ・テクノロジー・ジャパン	4CH対応MDVR	WTJ-425		カメラ別売
中日諏訪オプト電子 ファインフィットデザ インカンパニー	Tough More=Eye	THD-102T		R3.4月廃止
		THD-402T		R3.4月廃止
		Tough More=Eye-S	THD-403S	
光英システム	ドライブレコーダーK110	K110		
JK TECH	ドライブレコーダー	S-DBX		
シルバーアイ	ドライブレコーダー	STX-001		
タカラ物流システム	ドライブレコーダーTBR	TBR-200		
テクノホライゾンファ インフィットデザ インカンパニー	タフモアイX	THD-501S		R2.2月追加 R3.4月メーカー名変更(中日諏訪オプト電子ファインフィットデザインカンパニー⇒テクノホライゾンファインフィットデザインカンパニー)による仕様変更
デンソーテン	OBVIOUSレコーダー	DRU-4010(S)-DR		※専用ソフト
		DRD-4020(S)-DR	自TD II-36	「画像解析ソフト」使用時に対応
		DRU-5010(S)-DR		※ドライブレコーダー管理ソフト要 (エコ安全運転支援ソフト無し)
		DRD-5020(S)-DR	自TD II-64	
東海クラリオン	2カメラ通信ドライブレコーダー	CL-2CM		
	GPS搭載8カメラドライブレコーダー	CL-8CM		
	8カメラ対応通信型ドライブレコーダー	CL-8CM II		※カメラ別途購入要 (複数種から選択)
	安全運転支援機能+ドライブレコーダ	DS-3002J		
		DS-5012J		
	2カメラ対応ドライブレコーダー	TX2000		
4カメラ対応ドライブレコーダー	TX4000		カメラ別売、4カメラ対応 R1.8月追加	
トム通信工業	カメラ一体型ドライブレコーダー	TM-V750A01		R2.5月追加
日本ヴェーテック	録太郎-8FHD	VHR-851FHD		カメラ・SSD別売 R1.8月追加
	録太郎-8HD	VHR-801HD		※カメラ・SSDは別途購入要 (複数種から選択)
ノーティス	リスク分析型ドライブレコーダー	LNP-1000-SP1		※「映像クリップソフト(Stn)」 使用時に対応
パイオニア	ドライブレコーダー	ND-DVR30-B		
		VREC-DH700-B		
フタバシステム	ドライブレコーダーF-Drive	H720		

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ 一体型	備考
ユピテル	トラック法人専用ドライブレコーダー	BU-DR R615T		
		BU-DR HD635T		
ワーテックス	XDR-2CAM-HG	XDR-2CAM-HG-B		R2.6月廃止
	XDR-55HG	XDR-55HG-B		R2.6月廃止
	XDR-66HG	XDR-66HG-B		
	XLDR-801	XLDR-801-B		R2.6月廃止



## 運行管理連携型ドライブレコーダー一覧

令和3年4月1日現在  
(50音順)

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ一体型	EMS機器助成対象機種(別途申請要)	備考	
アイ・シー・エル	ドライブレコーダー	IDR-1100M			※デジタコ連動(いすゞ自動車製)MIMAMORI(自TDⅡ-6または-44)要	
		IDR-1200M			※デジタコ連動(いすゞ自動車製)みまもり(自TDⅡ-6、または-44)要	
	通信型ドライブレコーダー	TVRC-DH500-ICL			R2.4月追加 ※いすゞ自動車みまもりコントローラー(自TDⅡ-44又は-6)へ動画伝送可能	
アクシス	通信型KITAROドライブレコーダー	TMX-DM02-VA(K)			R2.4月追加 ※バイオニア(株)製ドライブレコーダー(TMX-DM02-VA)と同一機種	
		TVRC-DH500(K)			R2.4月追加 ※バイオニア(株)製ドライブレコーダー(TVRC-DH500)と同一機種	
ITSグリッド	スマートアイ	PSE-1010				
	スマーティクスアイ	PSE-3010A			※別途解析ソフト契約必要	
あきば商会	タコドラ	MAS-A1DR	自TDⅡ-28	○		
市光工業	通信機能付きドライブレコーダー一体型7型液晶モニター	STR-200T			※別途専用ソフト要、通信契約要	
NPシステム開発	ドライブレコーダー	NDR-200P				
		NDR-180P			※別途専用ソフト要	
		NDR-180PW	自TDⅡ-41、45		※HD映像 R1.8月追加 R1.9月訂正 ※デジタコe-Tacho(NET-300:自TDⅡ-41,NET-500:自TDⅡ-45)と連携必須	
	e-Tacho	NDR-210P				※後退時バック映像切替録画対応
		NET-380	自TDⅡ-48	○	※別途専用ソフト要	
		NET-580	自TDⅡ-49	○		
		NET-580N	自TDⅡ-95	○	R2.11月追加	
NET-780	自TDⅡ-75	○	※別途専用ソフト要、別途クラウド契約要			
エムモビリティ	SKYEYEDMS	RYKCC-101			※別途クラウド契約要	
		RYK-CC201	自TDⅡ-67	○		
クリューシステムズ	UVC1000	UVC1000-3G-WRG-S			※別途専用Webサイト利用料要(3G通信費含む)	
		UVC1000-SDT-WRG-S			※別途専用Webサイト利用料要	
		UVC1000-WiFi-WRG-S				
光英システム	ドライブレコーダーK100	K100			※別途 自TDⅡ-14およびK250との組み合わせが必要	
中日諏訪オプト電子ファインフィットデザインカンパニー	Tough More=Eye-S	THD-403N			R3.4月廃止	
テクノホライゾンファインフィットデザインカンパニー	タフモアイX	THD-501X			※デジタコ(自TDⅡ-39)要、R2.3月仕様変更 R3.4月メーカー名変更(中日諏訪オプト電子ファインフィットデザインカンパニー→テクノホライゾンファインフィットデザインカンパニー)による仕様変更	

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ 一体型	EMS機器助成対 象機種(別途申 請要)	備考
テクノホライゾン ファインフィットデザ インカンパニー	タフモアイ360	THD-601B			R3.4月メーカー名変更(中日諏訪オプト 電子ファインフィットデザインカンパニー ⇒テクノホライゾンファインフィットデザ インカンパニー)による仕様変更
データ・テック	SRVideo	M68			
	SRDigitacho+	M603DR (M603+M608)			※デジタコ(M603 自TDⅡ-11) とのセット
	SRVDigitacho	M610	自TDⅡ-27	○	
	SRVDigitacho N	M612	自TDⅡ-37	○	※別途専用ソフト要 (クラウドサービス利用可)
	SRConnect	M619	自TDⅡ-54	○	
	SRDLite(ドラレコ通信型)	M622-DR01	自TDⅡ-92	○	本体以外にクライアント管理ソフト等 の購入要
デンソー	ドライビングパートナー	DDD-100-DR	自TDⅡ-18	○	
	ドライブレコーダー	DN-PROⅢ			※Microsoft EXCEL要
	DN-magic PREMIUM/D	FV71D1WDD	自TDⅡ-53	○	※カメラ別途購入要 (複数種から選択)
デンソーセールス	ドライブレコーダー	DN-PROⅣ			
デンソーテン	G500Lite	DRU-T500		○	※DCM-T500、ICR-T500を あわせて購入していることを確認
	OBVIOUSレコーダー	DRU-4010(E)-DR			※専用ソフト 「エコ安全運転支援ソフト」 使用時に対応
		DRD-4020(E)-DR	自TDⅡ-36	○	
		DRU-5010(E)-DR		○	※ドライブレコーダー管理ソフト およびエコ安全運転支援ソフト要
	DRD-5020(E)-DR	自TDⅡ-64	○		
東海クラリオン	ドライブレコーダー一体 型デジタル式運行記録 計	CRX3008T	自TDⅡ-80		カメラ別途購入要(複数種から選択)
		CRX3108T	自TDⅡ-80		カメラ別途購入要(複数種から選択)
	2カメラ対応ドライブレコーダー	TX2000-SA			別途クラウド契約要
	4カメラ対応ドライブレコーダー	TX4000-SA			※カメラ別売、4カメラ対応、R1.8月追加
	8カメラ対応通信型ドライブレコーダー	CL-8CMⅡ-SA			※カメラ別途購入要(複数種から選択) R2.6月追加
東信電気	クピレ	DT-1			
ドコマップジャパン	通信ドライブレコーダー	TMX-DM02-VA(D)			
ドコモ・システムズ	docoですcar 通信型ドライブレコーダー	THD-501DS			
トム通信工業	ドライブレコーダー	TM-V740A01			
ドライブ・カメラ	WitnessⅢ	WN-WITNESS3			R1.10月選定解除
	WITNESS-LIGHTⅢ	WN-LT3			
	WITNESS-LIGHTⅣ	WN-LT4			R1.10月追加
	通信型ドライブレコーダー SAMLⅤ	SY-SAMLⅤ			※別途クラウドサービス契約必要 通常セット型式(SY-SAMLⅤ-G)、モー ビルアイ連動セット型式(SY-SAMLⅤ- MIG)
	通信型ドライブレコーダ SAMLⅡ	SY2-SAMLⅤ			※別途専用ソフト要、Webサービス要、 カメラ別売
	WITNESSⅣ	WN4-WITNESS			※別途専用ソフト要、Webサービス要、 カメラ別売
トランストロン	機器メーカー名:富士通(トランストロン製)の欄をご覧ください。				

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ 一体型	EMS機器助成対 象機種(別途申 請要)	備考
日本電気	くるみえドライブレコーダ (SD型)	F100-000005-B02			※別途インターネットサービス契約 必要 H30.4月型番変更 旧型番:F100-000005-K02
		F100-000005-T12			※別途クラウド契約要 R1.5月追加
	くるみえドライブレコーダ (通信型)	F100-000005-B04			H30.4月型番変更 旧型番:F100-000005-K04
		F100-000005-T14			※別途クラウド契約要 R1.5月追加
ノーティス	リスク分析型ドライブ レコーダー	LNP-1000-SP1			※「運転日報管理システム+映像 クリップソフト(Stn)」使用時に対応
		NP-5000			別途専用ソフト要、クラウド契約要、 DTU-1(型式指定番号:TDⅡ-32)と 連動
		NP-3000(SP)			別途専用ソフト要、DTU-1(型式指定 番号:TDⅡ-32)と連動
パイオニア	ドライブレコーダー	TMX-DM02-VA			
	通信ドライブレコーダー	TVRC-DH500			R1.9月追加
ビューテック	FirstView(ファーストビュー)	V2HD			※デジタコ連動要(システック社製 DTU-1:自TDⅡ-32)
富士ソフト	FS04DVRHMR	FS04DVRHMR			
	FS04DVRHMR/AT	FS04DVRHMR/AT			※カメラ別売、4カメラ対応
富士通	DTS-C1D(ネットワーク型車 載ステーション)ドラレコ内蔵	FV7100C1D	自TDⅡ-21	○	
	DTS-C1MD(ネットワーク型 車載ステーション)ドラレコ内蔵	FV7100C1MD	自TDⅡ-23	○	
	DTS-C1XD(ネットワーク型 車載ステーション)ドラレコ内蔵	FV7100C1XD	自TDⅡ-24	○	
	DTS-C1DA(ネットワーク型 車載ステーション)ドラレコ内蔵	FV710C1DA	自TDⅡ-35	○	※別途通信契約要
	DTS-C1DW(無線LAN型 車載ステーション)ドラレコ内蔵	FV710C1DW	自TDⅡ-35	○	※無線LAN対応 ※別途専用ソフト要
	DTS-C1MDA(ネットワーク型 車載ステーション)ドラレコ内蔵	FV710C1MDA	自TDⅡ-35	○	
	DTS-C1XDA(ネットワーク型 車載ステーション)ドラレコ内蔵	FV710C1XDA	自TDⅡ-35	○	
	DTS-D1D ドラレコ内蔵	FV710D1D	自TDⅡ-53	○	※別途通信契約要
	DTS-D1MD ドラレコ内蔵	FV710D1MD	自TDⅡ-53	○	※別途通信契約要
富士通 (トランストロン 製)	DTS-D2D ドラレコ内蔵	FV710D2D	自TDⅡ-94 自TDⅡ-90	○	R1.12月デジタコ一体型変更 R3.2月仕様変更 メーカーはトランストロン 製品ブランドは富士通
	DTS-D1WD	FV710D1WD	自TDⅡ-53	○	R3.2月仕様変更 メーカーはトランストロン 製品ブランドは富士通
	DTS-D1WDS	FV710D1WDS	自TDⅡ-53	○	R3.2月仕様変更 メーカーはトランストロン 製品ブランドは富士通
	DTS-D2X ドラレコ内蔵	FV710D2X	自TDⅡ-94 自TDⅡ-90	○	R1.8月追加、 R1.12月デジタコ一体型変更 R3.2月仕様変更 メーカーはトランストロン 製品ブランドは富士通
	DTS-G1D	FV710G1D	自TDⅡ-94	○	R3.1月追加、 R3.2月仕様変更 メーカーはトランストロン 製品ブランドは富士通

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ 一体型	EMS機器助成対 象機種(別途申 請要)	備考
堀場製作所	ドライブレコーダー	DR-5300GPS			
		DRT-7300			※別途システム使用料又は 専用ソフト要
		DRT-7300A			※別途通信契約要
		DRT-7300F			
		DR-9100			
		DR-9100A			
		DR-9100C			
堀場製作所	ドライブレコーダー	DR-9100F			
	ドライブレコーダー機能 付きデジタルタコグラフ	DRT-7100	自TDⅡ-34	○	※別途システム使用料又は 専用ソフト要
		DRT-7100A	自TDⅡ-34	○	※別途通信契約要
		DRT-7100F	自TDⅡ-34	○	
DRT-7100-S		自TDⅡ-34			
三菱ふそう トラック・バス	エコフリートPRO-DR	QZ064680A (M602+M608)			※デジタコ(QZ064660A 自TDⅡ-10)とのセット
メルモ	i-Reco.	IR-2000			
モバイルリンク	C-805M	SC800MS	自TDⅡ-72	○	
矢崎エナジー システム	DTG7(カメラセット)	DTG7C	自TDⅡ-58	○	
	YAZAC-eye3	YEYE3セットTR			
	YAZAC-eye3T	YEYE3TセットTR	自TDⅡ-25	○	
	YAZAC-eye3 Lite	YEYE3LiteセットTR			
	YAZAC-eye3 LiteLDW(車 線逸脱/ふらつき運転警 報機能内蔵)	YEYE3LiteLDWセットTR			
	YAZAC-eye3LDW(車線 逸脱/ふらつき運転警 報機能内蔵)	YEYE3LDWセットTR			
	YAZAC-eye3TLDW(車線 逸脱/ふらつき運転警 報機能内蔵)	YEYE3TLDWセットTR	自TDⅡ-25	○	
ワーテックス	XDR-55URG	XDR-55URG-B			R2.6月廃止
	XDR-66URG	XDR-66URG-B			
	XLDR-1001	XLDR-1001-B			※運転日報等作成のため別途 EXCEL(2007以降)要 R2.6月廃止

一般社団法人大阪府トラック協会  
会 長 殿

〒 -

住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

電話番号 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

※印鑑は貴社印（丸印）を押印してください

## 令和3年度 ドライブレコーダ機器等導入助成金交付申請書(兼 誓約書)

弊社車両に導入のドライブレコーダ機器等について、下記のとおり助成申請いたします。  
なお、機器等の導入に対して、国の助成金交付申請を行わない（行っていない）ことをここに誓います

### 記

1. 助成金申請額 \_\_\_\_\_ 円（※様式2の助成金額合計①と同額とする）

（ 車両 \_\_\_\_\_ 台分 ドライブレコーダ機器 \_\_\_\_\_ 機器 車内撮影用カメラ \_\_\_\_\_ 台 ）

2. 助成金振込先口座

金融機関名 \_\_\_\_\_ 支店名 \_\_\_\_\_

口座種別（当座・普通） 口座番号 \_\_\_\_\_

フリガナ  
口座名義 \_\_\_\_\_

### 〈必要書類〉（※ 詳細は別紙案内をご覧ください）

- ① ドライブレコーダ機器等導入助成金申請内訳書（様式2）
- ② ドライブレコーダ機器等 装着証明書（様式3）
- ③ 暴力団排除の誓約書（様式4）
- ←年度内に他の助成金申請で暴力団排除の誓約書を提出済の場合はここにチェックを入れてください。
- ④ 請求書の写し（※新車導入に装着の場合は車両見積書の写し（領収書と金額が一致すること）・機器をリース・割賦契約の場合は機器見積書の写し）
- ⑤ 領収書の写し（振込み明細書等でも可）またはリース契約・割賦契約の場合は契約書の写し（契約書に車番等の記載がない場合は物件受領証・リース自動車検収完了証等の写しも添付して下さい）
- ⑥ 装着車両の自動車検査証の写し（有効期限内のもの）
- ⑦ 車内撮影用カメラについては、赤外線カメラとわかる、各メーカーのカタログ又は仕様書の写し

● 助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取り頂き、保管して下さい ●

ドライブレコーダ機器等導入助成金申請内訳書

事業者名

No.	装着車両登録番号	ドライブレコーダ機器記入欄				車内撮影用カメラ記入欄				装着年月日
		区分 丸を付けて下さい	機 器 メ ー カ ー 名	型 式	本 体 購 入 価 格 ( 消 費 税 ・ 工 賃 抜 きの 価 格)	助 成 金 額 ※ 購 入 価 格 の 1/2 ( 上 限 4 万 円)	機 器 メ ー カ ー 名	型 式	本 体 購 入 価 格 ( 消 費 税 ・ 工 賃 抜 きの 価 格)	
例1	大阪(和歌 な)にわ・堺 800あXXXX	簡・標・運	市光工業	STR-200N	〇〇,〇〇〇円	▲▲,▲▲▲円	-	円	円	令和〇年〇月〇日
例2	大阪・和泉 な)にわ・堺 800うXXXX	簡・標・運	矢崎エナジーシステム	Y E Y E 3セ ットTR	〇〇,〇〇〇円	▲▲,▲▲▲円	Y3-赤外線 カメラ-T R	××,×××円	△△,△△△円	令和〇年〇月〇日
例3	大阪(和歌 な)にわ(堺 800おXXXX	簡・標・運	-	-	円	円	NPシステ ム開発	××,×××円	△△,△△△円	令和〇年〇月〇日
1	大阪・和泉 な)にわ・堺	簡・標・運			円	円			円	令和 年 月 日
2	大阪・和泉 な)にわ・堺	簡・標・運			円	円			円	令和 年 月 日
3	大阪・和泉 な)にわ・堺	簡・標・運			円	円			円	令和 年 月 日
4	大阪・和泉 な)にわ・堺	簡・標・運			円	円			円	令和 年 月 日
5	大阪・和泉 な)にわ・堺	簡・標・運			円	円			円	令和 年 月 日
6	大阪・和泉 な)にわ・堺	簡・標・運			円	円			円	令和 年 月 日
7	大阪・和泉 な)にわ・堺	簡・標・運			円	円			円	令和 年 月 日
8	大阪・和泉 な)にわ・堺	簡・標・運			円	円			円	令和 年 月 日
9	大阪・和泉 な)にわ・堺	簡・標・運			円	円			円	令和 年 月 日
10	大阪・和泉 な)にわ・堺	簡・標・運			円	円			円	令和 年 月 日
11	大阪・和泉 な)にわ・堺	簡・標・運			円	円			円	令和 年 月 日
12	大阪・和泉 な)にわ・堺	簡・標・運			円	円			円	令和 年 月 日
13	大阪・和泉 な)にわ・堺	簡・標・運			円	円			円	令和 年 月 日
14	大阪・和泉 な)にわ・堺	簡・標・運			円	円			円	令和 年 月 日
15	大阪・和泉 な)にわ・堺	簡・標・運			円	円			円	令和 年 月 日

※区分 簡:簡易型 標:標準型 運:運行管理連携型

助成金総合計① (ドライブレコーダ機器助成金額+車内撮影用カメラ助成金額) 円

※ドライブレコーダ機器のメーカー名、型式はドライブレコーダ助成対象機器一覧表に記載のとおり正確にご記入下さい。(EMS一体型の機器の場合でも、EMS機器助成対象機器一覧表と表記が異なる場合があります)

※車内撮影用カメラの型式については、各メーカーのカatalog又は仕様書のとおり記載し、その写しを添付下さい。(赤外線カメラのみ)

※助成金額は本体購入価格の1/2とし、ドライブレコーダ機器の上限は40,000円、車内撮影用カメラの上限は10,000円です。(請求書・見積書に明記されている金額をご記入下さい)

※例1はドライブレコーダ機器を導入した場合。例2はドライブレコーダ機器と車内撮影用カメラを導入した場合。例3は車内撮影用カメラを導入した場合。

※コムテック製機器で助成対象対象機器一覧の型式名の末尾に(T)の表記がある機種については、(T)の表記がない場合は助成対象外となります。(様式3・請求書(新車やリースの場合は見積書)にも明記されている必要があります)

一般社団法人大阪府トラック協会  
会 長 殿

ドライブレコーダ機器等 装着証明書



下記事業所保有の車両に対し、下表のとおり当社がドライブレコーダ機器等を装着したことを証明いたします。

【導入事業所】

(装着証明者) ※印欄は貴社印(丸印)を押印してください。

事業者名:  
所在地:  
電話番号:

事業者名:  
代表者名:



【装着車両一覧】

No.	装着車両番号	ドライブレコーダ機器記入欄			車内撮影用カメラ記入欄		装着年月日
		区分 (丸をして下さい)	メーカー名	型式	メーカー名	型式	
例1	(大阪・和泉・なにわ・堺) 800あXXXX	簡・ <b>標</b> ・ <b>運</b>	市光工業	STR-200N	-	-	令和〇年〇月〇日
例2	(大阪・和泉・なにわ・堺) 800うXXXX	簡・ <b>標</b> ・ <b>運</b>	矢崎エナジーシステム	Y E Y E 3 セットTR	矢崎エナジーシステム	Y 3-赤外線カメラ-TR	令和〇年〇月〇日
例3	(大阪・和泉・なにわ・堺) 800おXXXX	簡・ <b>標</b> ・ <b>運</b>	-	-	N P システム開発	C A M - V G R N	令和〇年〇月〇日
1	(大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・ <b>標</b> ・ <b>運</b>					令和 年 月 日
2	(大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・ <b>標</b> ・ <b>運</b>					令和 年 月 日
3	(大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・ <b>標</b> ・ <b>運</b>					令和 年 月 日
4	(大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・ <b>標</b> ・ <b>運</b>					令和 年 月 日
5	(大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・ <b>標</b> ・ <b>運</b>					令和 年 月 日
6	(大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・ <b>標</b> ・ <b>運</b>					令和 年 月 日
7	(大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・ <b>標</b> ・ <b>運</b>					令和 年 月 日
8	(大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・ <b>標</b> ・ <b>運</b>					令和 年 月 日
9	(大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・ <b>標</b> ・ <b>運</b>					令和 年 月 日
10	(大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・ <b>標</b> ・ <b>運</b>					令和 年 月 日
11	(大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・ <b>標</b> ・ <b>運</b>					令和 年 月 日
12	(大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・ <b>標</b> ・ <b>運</b>					令和 年 月 日
13	(大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・ <b>標</b> ・ <b>運</b>					令和 年 月 日
14	(大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・ <b>標</b> ・ <b>運</b>					令和 年 月 日
15	(大阪・和泉・なにわ・堺)	簡・ <b>標</b> ・ <b>運</b>					令和 年 月 日

※ディーラー各社・自動車整備工場・販売店等に作成を依頼して下さい。

※区分 簡:簡易型 標:標準型 運:運行管理連携型

※ドライブレコーダ機器メーカー名、型式はドライブレコーダ助成対象機器一覧表に記載のとおりに正確にご記入下さい。(EMS一体型の機器の場合でも、EMS機器助成対象機器一覧表と表記が異なる場合があります)

※車内撮影用カメラの型式については、各メーカーのカタログ又は仕様書のとおり記載し、その写しを添付下さい。(赤外線カメラのみ)

※例1はドライブレコーダ機器を導入した場。例2はドライブレコーダ機器と車内撮影用カメラを導入した場合。例3は車内撮影用カメラを導入した場合。

※コムテック製機器で助成対象機器一覧の型式名の末尾に(T)の表記がある機種については、(T)の表記がない場合は助成対象外となります。(様式2・請求書(新車やリースの場合は見積書)にも明記されている必要があります)

※証明書類につき、修正液等は使用しないで下さい。

※必ず原本を添付下さい。

( 様 式 4 )

令和 年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会  
会 長 殿

住 所

会社名

代表者

⑩

## 誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込むにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

### 記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者



# 通 報

大ト協第37号  
令和3年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会  
会長 辻 卓 史

## 令和3年度 アルコールインターロック装置導入促進助成について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では飲酒運転防止に効果がある「吹込み式アルコールインターロック装置」の取付に対し、その導入経費の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の要領をご参照のうえご利用いただきますようご案内申し上げます。

### 記

#### 1. 募集期間 令和3年4月1日(木)～令和4年2月28日(月)

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で受付を終了させていただきますので、予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。(終了の際は**大ト協ホームページTOPICS欄にてご案内**)

#### 2. 助成額・上限台数

**1装置あたり機器の本体購入価格の1/2、最大5万円**(消費税・取付工賃等は助成対象外)とし、**1事業者あたり15台を上限とする。**

※年度内に同一車両の複数回申請は不可とする。

#### 3. 助成対象装置

(公社)全日本トラック協会の定める装置

別紙 令和3年度助成対象装置一覧をご覧ください。(追加・変更等は随時ホームページにて更新します。)

#### 4. 助成条件 (すべてに該当する必要があります)

- 大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両(大阪・和泉・なにわ・堺)に導入する場合であること。(自家用車、軽自動車を除く)

- **国の補助金が交付された(交付申請を行なう)装置については重複助成いたしません。**
- 賃貸借・中古機器等は助成いたしません。(装置装着済中古車両の購入等を含む)
- **令和3年4月1日以降、装着・支払いをした装置を助成対象とします。(新車の場合は登録日が令和3年4月1日以降のもの)**

5. 必要書類 (郵送可)

- ① 令和3年度アルコールインターロック装置導入促進助成金交付申請書 (兼 誓約書) (様式1)
- ② アルコールインターロック装置導入助成金申請内訳書 (様式2)
- ③ アルコールインターロック装置 装着証明書 (様式3)
- ④ 暴力団排除の誓約書 (様式4)  
※令和3年度中に他の助成事業を利用の際に、すでにご提出いただければ提出不要
- ⑤ 請求書の写し **(※新車導入に装着の場合は車両の見積書の写し)**  
**※必ず導入機器の型式・税抜き本体価格(工賃を除く)が明記されたもの。**  
**※領収書と金額が一致すること。**(請求書が複数にわたる場合は領収額に合致するよう、全ての写しを添付して下さい。)
- ⑥ 領収書の写し(振込み明細書等でも可)または、リース契約・割賦契約の場合は契約書の写し  
※領収日が令和3年4月1日以降のもの。(手形の場合は手形決済日が令和4年3月末までのもの) ※余白部分に手形決済日を書き添えて下さい  
**※割賦販売契約書・リース契約書で、契約日・契約期間・車両番号等の詳細が確認できない場合は、必ず物件受領証・リース自動車検収完了証等の写しも添付してください。**  
※通帳のコピーは不可  
※振り込み明細書等については振込先・振込元・振込日・振込額が確認できるもの。(助成申請に係る該当箇所以外の黒塗りは可ですが、該当箇所のみを切り貼り等加工されたものは不可)
- ⑦ 装着車両の自動車検査証の写し(助成申請日において有効期限内のもの)

※申請後に FAX やお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、**必ず事前に各社にて申請書類の控えをお取りください。**

※記入を訂正する際、修正液等は使用しないでください。

※同時に他の助成金申請をする場合、見積書・請求書・領収証・割賦販売契約書・リース契約書・車検証のそれぞれの写しは**申請する助成金ごとすべてに添付**して下さい。

6. 申請ならびにお問い合わせ先

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

(一社)大阪府トラック協会 交通・環境部 宛

お問合せ電話番号 (06) 6965-4033

7. 注意事項

- 助成申請は、機器の装着完了後およびお支払い完了後（リース契約・割賦契約の場合は契約完了後）となります。（助成金の枠取りはいたしません）
- 助成申請は申請書類に不備・不足がない状態で、当協会で受け付けた時点での受理となります。助成終了時点で書類が到着していない場合や(郵送中等)、終了時点において郵送による申請等で当協会にてお預かりしている書類に不備・不足があり受理となっていない場合は受付できません。

令和3年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

令和3年4月1日現在

◆呼気吹き込み式アルコールインターロック

装置メーカー名	装置名称	型式	備考
秋田県貿易	アルコ・インターロックPro	FIT228-LC	
東海電子	ALC-ZERO	T-ALC-LK100 (カメラなし、SDなし)	
	ALC-ZERO II	T-ALC-LK200 (カメラ、SDあり)	



( 様 式 1 )

令和 年 月 日

支 部

一般社団法人大阪府トラック協会  
会 長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

電話番号 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

※印鑑は貴社印 (丸印) を押印してください

### 令和3年度 アルコールインターロック装置導入促進助成金交付申請書(兼 誓約書)

弊社車両に導入のアルコールインターロック装置について、下記のとおり助成申請いたします。  
なお、装置の導入に対して、国の助成金交付申請を行わない (行っていない) ことをここに誓  
います

#### 記

1. 助成金申請額 \_\_\_\_\_ 円 ( \_\_\_\_\_ 台分) ※様式2の助成金額合計①と同額とする

2. 助成金振込先口座

金融機関名 \_\_\_\_\_ 支店名 \_\_\_\_\_

口座種別 ( 当座 ・ 普通 ) \_\_\_\_\_ 口座番号 \_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_  
口座名義 \_\_\_\_\_

#### 〈必要書類〉 (※ 詳細は別紙案内をご覧ください)

- ① アルコールインターロック装置導入助成金申請内訳書 (様式2)
- ② アルコールインターロック装置装着証明書 (様式3)
- ③ 暴力団排除の誓約書 (様式4)
- ←年度内に他の助成金申請で暴力団排除の誓約書を提出済の場合はここにチェックを入れてください。
- ④ 請求書の写し (※新車導入に装着の場合は車両見積書の写し(領収書と金額が一致すること)・  
機器をリース・割賦契約の場合は機器見積書の写し)
- ⑤ 領収書の写し (振込み明細書等でも可) またはリース契約・割賦契約の場合は契約書の写し  
(契約書に車番等の記載がない場合は物件受領証・リース自動車検収完了証等の写しも添付して下さい)
- ⑥ 装着車両の自動車検査証の写し(有効期限内のもの)

● 助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取り頂き、保管して下さい ●

## アルコールインターネットロック装置導入助成金申請内訳書

装着車両登録番号	装置メーカー名	型式	本体価格 税・工賃抜き	助成金額	装着年月日
1 ( 大阪・和泉・なにわ・堺 )			円	円	令和 年 月 日
2 ( 大阪・和泉・なにわ・堺 )			円	円	令和 年 月 日
3 ( 大阪・和泉・なにわ・堺 )			円	円	令和 年 月 日
4 ( 大阪・和泉・なにわ・堺 )			円	円	令和 年 月 日
5 ( 大阪・和泉・なにわ・堺 )			円	円	令和 年 月 日
6 ( 大阪・和泉・なにわ・堺 )			円	円	令和 年 月 日
7 ( 大阪・和泉・なにわ・堺 )			円	円	令和 年 月 日
8 ( 大阪・和泉・なにわ・堺 )			円	円	令和 年 月 日
9 ( 大阪・和泉・なにわ・堺 )			円	円	令和 年 月 日
10 ( 大阪・和泉・なにわ・堺 )			円	円	令和 年 月 日
11 ( 大阪・和泉・なにわ・堺 )			円	円	令和 年 月 日
12 ( 大阪・和泉・なにわ・堺 )			円	円	令和 年 月 日
13 ( 大阪・和泉・なにわ・堺 )			円	円	令和 年 月 日
14 ( 大阪・和泉・なにわ・堺 )			円	円	令和 年 月 日
15 ( 大阪・和泉・なにわ・堺 )			円	円	令和 年 月 日
※ 装置メーカー名、型式は助成対象機器一覧のとおりに正確にご記入下さい。				助成金額合計①	円
※ 助成金額は本体購入価格の1/2とし、上限は50,000円です。(請求書・見積書に明記されている金額をご記入下さい)					



# アルコールインターロック装置 装着証明書

記入日：[令和 年 月 日]

<b>一般社団法人大阪府トラック協会</b> <b>会 長 殿</b>  当社が下記事業者保有の下表車両に対し、下表のとおり助成対象のアルコールインターロック装置を装着(搭載)したことを証明いたします。  <b>【導入先事業者名】</b> (貨物運送事業者名) _____	<b>【装着証明事業者】</b> (自動車販売会社等) <b>所在地</b>
	<b>事業者名</b>
	<b>代表者名</b> <span style="float: right;">㊞</span> <span style="float: right;">※社印(個人印不可)</span>
	<b>電話番号</b>
	<b>取付担当者名</b> (連絡先担当者)

## 【装着車両一覧】

No.	装着車両番号	装着機器		装着年月日
		装置メーカー名	型式	
1	(大阪・和泉・なにわ・堺)			令和 年 月 日
2	(大阪・和泉・なにわ・堺)			令和 年 月 日
3	(大阪・和泉・なにわ・堺)			令和 年 月 日
4	(大阪・和泉・なにわ・堺)			令和 年 月 日
5	(大阪・和泉・なにわ・堺)			令和 年 月 日
6	(大阪・和泉・なにわ・堺)			令和 年 月 日
7	(大阪・和泉・なにわ・堺)			令和 年 月 日
8	(大阪・和泉・なにわ・堺)			令和 年 月 日
9	(大阪・和泉・なにわ・堺)			令和 年 月 日
10	(大阪・和泉・なにわ・堺)			令和 年 月 日
11	(大阪・和泉・なにわ・堺)			令和 年 月 日
12	(大阪・和泉・なにわ・堺)			令和 年 月 日
13	(大阪・和泉・なにわ・堺)			令和 年 月 日
14	(大阪・和泉・なにわ・堺)			令和 年 月 日
15	(大阪・和泉・なにわ・堺)			令和 年 月 日

- ※ ディーラー各社・自動車整備工場・販売店等に作成を依頼して下さい。
- ※ 装置メーカー名、型式は助成対象機器一覧のとおり正確にご記入下さい。
- ※ 証明書類につき、**修正液等は使用しないで下さい。**

**※ 必ず原本を添付して下さい。**

( 様 式 4 )

令和 年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会  
会 長 殿

住 所

会社名

代表者

⑩

## 誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込むにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

### 記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

# 通 報

大ト協第39号  
令和3年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会  
会長 辻 卓 史

## 令和3年度 後方視野確認支援装置等導入促進にかかる助成について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では交通事故防止に効果がある後方視野確認支援装置（バックアイカメラ）および側方視野確認支援装置（サイドビューカメラ）について、導入費用の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の要領をご参照のうえご利用いただきますようご案内申し上げます。

### 記

#### 1. 募集期間

令和3年4月1日（木）～ 令和4年2月28日（月）

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で受付を終了させていただきますので、予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。（終了の案内は大ト協ホームページ TOPICS 欄にてご案内）

#### 2. 助成

①後方および側方視野確認支援装置（一体型の導入・モニターとカメラの同時導入）

1台あたり支援装置の本体購入価格の1/2、最大4万円

（消費税・取付工賃等は助成対象外）

②モニター単体機器（後方・側方）、カメラ単体機器（後方・側方）

1台あたり単体機器の本体購入価格の1/2、最大1万円

（消費税・取付工賃等は助成対象外）

※①装置と②の機器を両方導入した場合は、車両1台あたり最大5万円まで

#### 3. 上限台数

1事業者あたりの上限台数は、①と②の合計で車両15台とする。

※年度内に同一車両の複数回申請は不可とする。

	後方・側方 視野確認支援装置	モニター単体(後方・側方) カメラ単体(後方・側方)	備考
車両1台 あたり	・一体型の導入 ・モニター、カメラの同時導入 (いずれか1装置まで 助成額上限4万円まで)	・単体機器導入  (いずれか1機器まで 助成額上限1万円まで)	側方カメラの取付位置は左右どちらでも助成可とする。但し、側方カメラを左右両方取り付けた場合は、1機器限りの助成とする。

※既存の装置に追加購入や、故障による単体機器の入れ替え購入についても助成対象となります。



#### 4. 助成対象装置

(公社)全日本トラック協会の定める装置

別紙 令和3年度助成対象装置一覧をご覧ください。(追加・変更等は随時ホームページにて更新します)

#### 5. 助成条件 (すべてに該当する必要があります)

- 大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両(大阪・和泉・なにわ・堺)に取り付ける場合であること。(自家用車、軽自動車を除く)
- 国の補助金が交付された(交付申請を行う)装置については重複助成いたしません。
- 賃貸借・中古品等は助成いたしません。
- 令和3年4月1日以降、装着・支払いをした装置を助成対象とします。
- 新車の場合は登録日が令和3年4月1日以降のもの。

#### 6. 必要書類 (郵送可)

- ① 令和3年度 後方視野確認支援装置等導入促進助成金交付申請書(兼 誓約書)(様式1)
- ② 後方視野確認支援装置等導入助成金申請内訳書(様式2)
- ③ 後方視野確認支援装置等 装着証明書(様式3)  
**※大ト協指定の様式での提出が必要となります。写しではなく、原本をご提出して下さい。**
- ④ 暴力団排除の誓約書(様式4)  
※令和3年度中に他の助成事業にご提出いただければ提出不要。
- ⑤ 請求書の写し(新車導入に装着の場合または装置をリース・割賦契約の場合は見積書の写しを添付して下さい。)  
※必ず購入装置の型式・税抜き本体価格(工賃を除く)が明示されたもの。  
※領収書と金額が一致すること。(請求書が複数にわたる場合は領収額と合致するよう、全ての写しを添付して下さい。)

##### 重要

**※後方・側方視野確認支援装置、単体機器それぞれの本体価格で助成額が決まるため、各装置および単体機器の本体購入価格が分かれて請求書や見積書に記載されている必要があります。**

※別紙助成対象装置一覧で「モニター単体」又は「カメラ単体」と記載のある機種については、両方の型式が指定されているため、同時導入の場合は両方の型式を記載して下さい。

**※市光工業製モニター型式につきましては、各申請書類で“ST-〇〇〇シリーズ”等のシリーズでの記載ではなく、詳細な品番を様式2、様式3、請求書/見積書に記載して下さい。**

- ⑥ 領収書の写し(振込み明細書等でも可)。リース契約・割賦契約の場合は契約書の写し  
※領収日が令和3年4月1日以降のもの。(手形の場合は手形決済日が、令和4年3月末までのもの、領収書の余白に手形決済日(支払期日)をご記載して下さい。)  
※割賦販売契約書・リース契約書で、契約日・契約期間・車両番号等の詳細が確認できない場合は、必ず物件受領証・リース自動車検収完了証等の写しもご提出ください。  
※通帳のコピーは不可

※振り込み明細書等については振込先・振込元・振込日・振込額が確認できるもの。(助成申請に係る該当箇所以外の黒塗りは可ですが、該当箇所のみを切り貼り等加工されたものは不可)

⑦ 装着車両の自動車検査証の写し

**※申請時に有効期限内のものを必ず添付して下さい。**

⑧ トレーラー装着時の誓約書(様式5)

※トレーラーに装着された方のみ。ヘッドにモニター、シャーシにカメラを取り付けられた方は添付して下さい。

※申請後に FAX やお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、**必ず事前に各社にて申請書類の控えをお取りください。**

※記入を訂正する際、修正液等は使用しないでください。

※見積書・請求書・領収証・割賦販売契約書・リース契約書、自動車検査証の写しのそれぞれの写しは**申請する助成事業ごとすべてに添付**してください。

7. 申請ならびにお問い合わせ先

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

(一社)大阪府トラック協会 交通・環境部 宛

お問合せ電話番号 (06) 6965-4033

8. 注意事項

- 助成申請は、装置の装着完了後およびお支払い完了後(リース契約・割賦契約の場合は契約完了後)となります。(助成金の枠取りはいたしません)
- 助成申請は**申請書類に不備・不足がない状態**で、当協会にて受け付けた時点での受理となります。助成終了時点で当協会に書類が届いていない場合(郵送中、終了後に持参等)や終了時点でお預かりしている書類に不足・不備がある場合は助成できません。
- 装置の装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とします。

## 令和3年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

令和3年4月1日現在

## ◆後方視野確認支援装置

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
アールアンドピー	ルームミラー取付タイプ カラーバックカメラセット	BE-RV200-RA	セット	
		BE-RV200-RB	セット	
		BE-RV141-RA	セット	
		BE-RV141-RB	セット	
	バック&サイドカメラシステム	BE-RV141AO-RA/RB	セット	1カメラ搭載
		BE-RV141AW-RA/RB	セット	2カメラ搭載
		BE-RV141AT-RA/RB	セット	3カメラ搭載
		BE-RV141AQ-RA/RB	セット	4カメラ搭載
		BE-RV141AOTR-RA/RB	セット	1カメラ搭載
		BE-RV141AWTR-RA/RB	セット	2カメラ搭載
		BE-RV141ATTR-RA/RB	セット	3カメラ搭載
	BE-RV141AQTR-RA/RB	セット	4カメラ搭載	
	アグレクション	SAKIGAKEバックカメラ	PNX-F715-T	セット
アルファ・デポ	バックモニターシステム	AP-4300/S	セット	
		HIT-711	セット	
		HIT-712	セット	
		HIT-714	セット	
市光工業	セイフティビジョン	ST-9**	モニター単体	
		ST-9**FS	モニター単体	
		ST-9A0FL	モニター単体	
		ST-9B0PR	モニター単体	
		ST-990GG	モニター単体	
		ST-5**	モニター単体	
		ST-5**FS	モニター単体	
		ST-5A0FL	モニター単体	
		ST-5B0PR	モニター単体	
		ST-590GG	モニター単体	
		STR-1**	モニター単体	
		STR-1**FS	モニター単体	
		STR-1B0PR	モニター単体	
		STR-190GG	モニター単体	
	カラー液晶モニター 据置型	ST-900D	モニター単体	
		ST-500D	モニター単体	
	ドライブレコーダー一体型 7型液晶モニター 据置型	STR-100D	モニター単体	
		STR-2**T	モニター単体	
		STR-2B0PRT	モニター単体	
		STR-290GGT	モニター単体	
STR-2A0FST		モニター単体		
STR-200DT		モニター単体		

(注)型式の \*印 には、任意の英数字が入ります。

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
市光工業	ドライブレコーダー一体型 7型液晶モニター 据置型	STR-2**N	モニター単体	
		STR-2B0PRN	モニター単体	
		STR-290GGN	モニター単体	
		STR-2A0FSN	モニター単体	
		STR-200DN	モニター単体	
	8型HDカラーモニター	HT-1****	モニター単体	搭載車輛により「HT-1**」 「HT-1***」「HT-1****」。 例)HT-1A0、HT-1A0FS 等。
	後方用カメラ	XC-400A	カメラ単体	
		XC-420A	カメラ単体	
		KC-450A	カメラ単体	
		HC-450A	カメラ単体	
	3Dサラウンドマルチビュー	TSM-100	カメラ単体	R1.11月追加
		TSM-200	カメラ単体	R2.2月追加、中大型用
小型HDカラーカメラ	HX-100A	カメラ単体	R1.10月追加	
INBYTE	車輛安全管理システム サラウンドカメラ	SVR-7004T	セット	R2.2月追加
	車輛安全管理システム サラウンドビュー	SVS-6004T	セット	R2.3月追加
ウィンズ・テクノロジー・ジャパン	後方視野確認支援装置(シャッターカメラ&モニターセット)	WTJ-SS	セット	R1.7月追加
	後方視野確認支援装置(ミニキューブカメラ&モニターセット)	WTJ-MT	セット	R1.7月追加
	後方視野確認支援装置(IR広角カメラ)	WTJ-A3	セット	R2.11月追加
	後方視野確認支援装置(小型広角カメラ)	WTJ-A8	セット	R2.11月追加
	SVM360サラウンドビューモニタリングシステムモニターセット	SVM360-BT10	セット	4カメラ搭載 R1.7月追加
エフ・アール・シー	リアビュー・カメラシステム	RV-500CS	セット	
		RV-507CS	セット	
	トラック専用 リアビュー・カメラシステム	RV-509CS	セット	
		RV-510CS	セット	
		RV-507FB	セット	
	平ボディ専用 リアビュー・カメラシステム	RV-509FB	セット	
		RV-510FB	セット	
		RV-517FB	セット	R2.3月追加
	平ボディ用AHD対応 リアビュー・カメラシステム	RV-527FB	セット	R2.3月追加
		SRV-700CS	セット	R2.3月型式訂正
トラック専用 リア/サイドビュー・カメラシステム	SRV-900CS	セット	R2.3月型式訂正	
	SRV-1000CS	セット	R2.3月型式訂正	
	Set Orlaco RLED Monitor with Camera	セット	※別紙「ORLACO社製後 方視野確認支援装置の助 成対象の確認について」 にてセット内容を確認。	
キャストレード	CT120Mバックカメラモニタセット	CT120M-SET01	セット	
		CT120M-SET02	セット	
クラリオン	カラーモニター	CJ-5600*-*	モニター単体	
		CJ-5605*-*	モニター単体	
		CJ-7000*-*	モニター単体	
		CJ-7100*-*	モニター単体	
		CJ-7300*-*	モニター単体	
		CJ-7600*-*	モニター単体	
		CJ-981*-*	モニター単体	
	車載用後方モニター	CJ-7620*-*	モニター単体	
	7型HD対応モニター	CJ-7800*-*	モニター単体	R2.11月追加
7型HDモニター	TY-4000*-*	モニター単体	R2.11月追加	

(注)型式の \*印 には、任意の英数字が入ります。

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
クラリオン	後方確認カメラ	CC-1060*-*	カメラ単体	
		CC-1601*-*	カメラ単体	
		CC-3000*-*	カメラ単体	
		CC-6100*-*	カメラ単体	
		CC-6110*-*	カメラ単体	
		CC-6500*-*	カメラ単体	
		CC-6600*-*	カメラ単体	
		CC-6601*-*	カメラ単体	
		CC-6650*-*	カメラ単体	
	安全後方確認カメラ	CC-1065*-*	カメラ単体	
		CC-3100*-*	カメラ単体	
		CC-6300*-*	カメラ単体	
		CC-6352*-*	カメラ単体	
		CC-7202*-*	カメラ単体	
シャッター付HDカメラ	CR-8500*-*	カメラ単体	R2.11月追加	
シャッターなしHDカメラ	CR-8600*-*	カメラ単体	R2.11月追加	
LED付小型HDカメラ	TY-3000*-*	カメラ単体	R2.11月追加	
コシダテック	車両後方・側方確認カメラシステム	CM-6010	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加
		CM-6020	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加
		CM-7220	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加
		CM-7230	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加
		CM6010R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加
		CM6020R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加
		CM7220R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加
		CM7230R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加
		C-700	カメラ単体	R1.11月追加
CBC	GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム	ZMC1-SQH44N-W9	セット	
		ZMC1-SQH44SN-W9	セット	
		ZMC1-SQH44N-ZB	セット	
		ZMC1-SQH44SN-ZB	セット	
		ZMC1-RVC37-SQH44N	セット	
		ZMC1-RVC37-SQH44SN	セット	
	GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム(1CH)	ZMC1-SQH44N	セット	
		ZMC1-SQH44SN	セット	
	GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム(2CH)	ZMC2-SQH44N-25	セット	
		ZMC2-SQH44N-32	セット	
		ZMC2-SQH44SN-25	セット	
		ZMC2-SQH44SN-32	セット	
	GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム(3CH以上)	ZMC1-RVC27-SQ44N	セット	
ジェットイノウエ	超広角カメラ&7インチ高精細モニターセット	GX-00*	セット	R2.3月仕様変更、*は商品ごとに1~3の数字が入ります
		GX-10*AHD	セット	R2.3月追加、*は商品ごとに1~3の数字が入ります
	超広角ミニバックカメラ&7インチモニターセット	GX-010	セット	R2.9月追加
シルバーアイ	集音マイク付バックカメラ 7インチモニターセット	CM-708DR2	セット	R2.7月追加
	360° 俯瞰システム	INO-8310-7M	セット	R2.11月追加
	130万画素 高画質バックカメラ セット(シャッター付)	RV-760D2	セット	R2.11月追加
シンクウェアジャパン	バックカメラ	TWC1-TCV100	セット	
スカニアジャパン	リアビューシステムキット	2545702	セット	
	フロントアンドリアビューシステムキット	2545703	セット	

(注)型式の \*印 には、任意の英数字が入ります。

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
辰巳屋興業	SRバックカメラモニターキット	SR-S05	セット	R2.5月追加
		SR-S11	セット	R2.5月追加
	SRバックカメラモニターキット(シャッター付カメラ)	SR-S06	セット	R2.10月追加
樋屋ヤック	バックモニターセット	XC-M9SA	セット	
		XC-M9MA	セット	
		XC-M9LA	セット	
		XC-M9XA	セット	
		XC-M9YA	セット	
		XC-M9S	セット	
		XC-M9M	セット	
		XC-M9L	セット	
		XC-M9X	セット	
	XC-M9Y	セット		
	カメラ&7インチモニターセット	XC-M1*	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。
XC-M1*A		セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。 末尾のAは、ルームミラー取り付けブラケット付き。	
カメラ&7インチモニターセット	XC-M2*	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。	
	XC-M2*A	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。 末尾のAは、ルームミラー取り付けブラケット付き。	
東海クラリオン	elpis SMART MIRROR	SM-1900-T115	セット	
		SM-1900-T160	セット	
ドリームメーカー	7インチ液晶モニター&バックカメラ	MT070RAA	セット	R3.4月廃止
	7インチ液晶モニター&バックカメラ トレーラーセット	MT070RAA-TR01	セット	R3.4月廃止
	7インチ液晶モニター&小型バックカメラ	MT070RCA1	セット	
		MT070RCA2	セット	
	7インチ液晶モニター&小型バックカメラ トレーラーセット	MT070RCA1-TR01	セット	
		MT070RCA2-TR01	セット	
	7インチモニター&赤外線バックカメラ	MT070RDA	セット	R1.9月追加
7インチモニター&赤外線バックカメラ トレーラーセット	MT070RDA-TR01	セット	R1.9月追加	
日本ビューテック	ALL VIEW MONITOR(オールビューモニター)	AVM-348	セット	R2.9月追加
	リアビューモニター	TKV-S20	セット	
		TKV-S30	セット	
		VA-S50	セット	
	ナイスビューモニター	VW-S20	セット	
		VW-SN20	セット	
		VH-S20	セット	
		VH-SN20	セット	
	ナイスビューモニター 2カメラシステムセット	VH-S20/2	セット	
	カラーモニター	VH-M20	モニター単体	
	カメラ単体	VW-C20W	カメラ単体	
		VH-C20W	カメラ単体	
		VH-C30W	カメラ単体	
		VH-SC20W	カメラ単体	
VH-SC30W		カメラ単体		
VH-CN20		カメラ単体		
VP-C10W-5		カメラ単体		
Heavy Duty CAMERA	CCN-716-IR	カメラ単体	R2.9月追加	

(注)型式の \*印 には、任意の英数字が入ります。

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考	
日本セラミック	OSDソナーシステム	E215-TM00	セット		
		E215-TS00	セット		
パーマンコーポレーション	バック・カメラ	PBC120	セット		
		PRM745	セット		
		PRM74S	セット		
	バック・カメラ ルームミラーモニタータイプ	PRM70J	セット	R3.1月追加	
	バック・カメラ ルームミラーモニタータイプ サイドカメラ付	PRM70S	セット	R3.1月追加	
バックカメラ ノンシャッター・カメラ ルームミラータイプ	PRM121	セット	R1.9月追加		
日野自動車	モニターディスプレイ	86110-E0081	モニター単体		
		CJ-7620J	モニター単体		
		CJ-7620J-A	モニター単体		
	後方カメラ(シャッター無し)	S0858-E1050	カメラ単体		
		CC-6600B	カメラ単体		
		CC-6600B-*	カメラ単体		
	後方カメラ(シャッター付き)	S0858-E1051	カメラ単体		
		CC-6500B	カメラ単体		
		CC-6500B-*	カメラ単体		
	電子インナーミラー	87810-37150	モニター単体		
		MDS-OTS3	モニター単体		
		86790-37020	カメラ単体		
CM073A-02		カメラ単体			
三菱電機	カービジョン ルームミラー型モニター	CM-6000	モニター単体		
		CM-7200	モニター単体		
		CM-7200A	モニター単体		
		CM-7210	モニター単体		
		CM-7220	モニター単体		
		CM-7230	モニター単体		
		CM-6010	モニター単体		
		CM-6020	モニター単体		
	車両用安全確認カメラシステム	C-4010A	カメラ単体		
		C-4010	カメラ単体		
		C-4060A	カメラ単体		
		C-4060	カメラ単体		
		C-5000	カメラ単体		
名鉄交通商事	バックモニターセット	MKS-Y01	セット		
	バックカメラ MKS-Y05	MKS-Y05	セット	R3.4月追加	
菱和	CAR VISION LCDカラーモニター	CM6010R	モニター単体		
		CM6020R	モニター単体		
		CM7220R	モニター単体		
		CM7230R	モニター単体		
	CAR VISION カラーカメラ	C401*R	カメラ単体	R2.7月仕様変更	
		C406*R	カメラ単体	R2.7月仕様変更	
		C500*R	カメラ単体	R2.7月仕様変更	
UDトラックス	Back-up Monitoring	Waeco Perfect view CAM20C1	セット	R2.9月追加、ボルボトラック	
ワーテックス	BACK EYE SYSTEM	DM806	セット		
		DS806	セット		
		TM806	セット		
		TS806	セット		
	車載用後方確認支援システム +サイドビューシステム	DM806F	セット	R2.3月追加	
		DS806F	セット	R2.3月追加	
		TM806F	セット	R2.3月追加	
		TS806F	セット	R2.3月追加	

(注)型式の \*印 には、任意の英数字が入ります。

## 令和3年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

令和3年4月1日現在

## ◆側方視野確認支援装置

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
アールアンドピー	バック&サイドカメラシステム	BE-RV141AO-RA/RB	セット	1カメラ搭載
		BE-RV141AW-RA/RB	セット	2カメラ搭載
		BE-RV141AT-RA/RB	セット	3カメラ搭載
		BE-RV141AQ-RA/RB	セット	4カメラ搭載
		BE-RV141AOTR-RA/RB	セット	1カメラ搭載
		BE-RV141AWTR-RA/RB	セット	2カメラ搭載
		BE-RV141ATTR-RA/RB	セット	3カメラ搭載
		BE-RV141AQTR-RA/RB	セット	4カメラ搭載
アグレクション	SAKIGAKEオプションカメラ	YKC-10A	カメラ単体	PNX-F715-Tへのオプション装着
アルファ・デポ	2チャンネルバックモニターシステム	HIT-712	セット	HIT-712,HIT-714へのオプション装着
	4チャンネルバックモニターシステム	HIT-714	セット	
	赤外線カメラ	HIT-C15MT	カメラ単体	
	超小型カメラ	HIT-C16	カメラ単体	
	超広角カメラ	HIT-C23	カメラ単体	
いすゞ自動車	カラーモニター	CJ-7600*	モニター単体	※クラリオン製
	安全側方確認カメラ	CC-1065*	カメラ単体	
市光工業	セイフティビジョン	ST-9**	モニター単体	
		ST-9**FS	モニター単体	
		ST-9A0FL	モニター単体	
		ST-9B0PR	モニター単体	
		ST-990GG	モニター単体	
		ST-5**	モニター単体	
		ST-5**FS	モニター単体	
		ST-5A0FL	モニター単体	
		ST-5B0PR	モニター単体	
		ST-590GG	モニター単体	
		STR-1**	モニター単体	
		STR-1**FS	モニター単体	
		STR-1B0PR	モニター単体	
		STR-190GG	モニター単体	
	カラー液晶モニター 据置型	ST-900D	モニター単体	
		ST-500D	モニター単体	
	ドライブレコーダー一体型 7型液晶モニター 据置型	STR-100D	モニター単体	
		STR-2**T	モニター単体	
		STR-2B0PRT	モニター単体	
	ドライブレコーダー一体型 7型液晶モニター 据置型	STR-290GGT	モニター単体	
		STR-2A0FST	モニター単体	
		STR-200DT	モニター単体	
		STR-2**N	モニター単体	
		STR-2B0PRN	モニター単体	
		STR-290GGN	モニター単体	
		STR-2A0FSN	モニター単体	
	STR-200DN	モニター単体		
カラー補助カメラ	KC-H15A	カメラ単体		
	KC-H80A	カメラ単体		
高性能CMOSカラーカメラユニット	KC-450A	カメラ単体	R2.2月追加	

(注)型式の \*印 には、任意の英数字が入ります。



装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
市光工業	3Dサラウンドマルチビュー	TSM-100	カメラ単体	R1.11月追加
		TSM-200	カメラ単体	R2.2月追加、中大型用
INBYTE	車輻安全管理システム サラウンドカメラ	SVR-7004T	セット	R2.2月追加
	車輻安全管理システム サラウンドビュー	SVS-6004T	セット	R2.3月追加
ウィンズ・テクノロジー・ジャパン	側方視野確認支援装置(ミニキューブカメラ&モニターセット)	WTJ-MT	セット	R1.7月追加
	SVM360サラウンドビューモニタリングシステムモニターセット	SVM360-BT10	セット	4カメラ搭載 R1.7月追加
エフ・アール・シー	トラック専用 リア/サイドビュー・カメラシステム	SRV-700SSRV-700CS	セット	R2.3月型式訂正
		SRV-900SSRV-900CS	セット	R2.3月型式訂正
		SRV-1000SSRV-1000C	セット	R2.3月型式訂正
	トラック専用 サイドビュー・カメラシステム	SV-700CS	セット	
		SV-900CS	セット	
		SV-1000CS	セット	
ORLACO	コーナーアイカメラセット (Corner Eye Camera Set)	0400040	セット	
クラリオン	カラーモニター	CJ-5600*-*	モニター単体	
		CJ-5605*-*	モニター単体	
		CJ-7000*-*	モニター単体	
		CJ-7100*-*	モニター単体	
		CJ-7300*-*	モニター単体	
		CJ-7600*-*	モニター単体	
		CJ-981*-*	モニター単体	
	車載用側方モニター	CJ-7620*-*	モニター単体	
	7型HD対応モニター	CJ-7800*-*	モニター単体	R2.11月追加
	7型HDモニター	TY-4000*-*	モニター単体	R2.11月追加
	側方確認カメラ	CC-1060*-*	カメラ単体	
		CC-1601*-*	カメラ単体	
		CC-3000*-*	カメラ単体	
		CC-6100*-*	カメラ単体	
		CC-6110*-*	カメラ単体	
		CC-6500*-*	カメラ単体	
		CC-6600*-*	カメラ単体	
		CC-6601*-*	カメラ単体	
	CC-6650*-*	カメラ単体		
	安全側方確認カメラ	CC-1065*-*	カメラ単体	
		CC-3100*-*	カメラ単体	
CC-6300*-*		カメラ単体		
CC-6352*-*		カメラ単体		
CC-7202*-*		カメラ単体		
シャッター付HDカメラ	CR-8500*-*	カメラ単体	R2.11月追加	
シャッターなしHDカメラ	CR-8600*-*	カメラ単体	R2.11月追加	
LED付小型HDカメラ	TY-3001*-*	カメラ単体	R2.11月追加	
コシダテック	車両後方・側方確認カメラシステム	CM-6010	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加
		CM-6020	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加
		CM-7220	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加
		CM-7230	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加
		CM6010R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加
		CM6020R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加
		CM7220R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加
		CM7230R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加
C-700	カメラ単体	R1.11月追加		

(注)型式の \*印 には、任意の英数字が入ります。

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
CBC	GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム(1CH)	ZMC1-SQH44N-25	セット	
		ZMC1-SQH44N-32	セット	
		ZMC1-RVC37-SQH44N	セット	
		ZMC0-RVC27-SQ44N	カメラ単体	
		ZMC0-SQH44N	カメラ単体	
	GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム(2CH)	ZMC2-SQH44N-25	セット	
		ZMC2-SQH44N-32	セット	
		ZMC2-SQH44SN-25	セット	
		ZMC2-SQH44SN-32	セット	
GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム(3CH以上)	ZMC1-RVC27-SQ44N	セット		
ジェットイノウエ	超広角カメラ&7インチ高精細モニターセット	GX-00*	セット	R2.3月追加、*は商品ごとに1~3の数字が入
		GX-10*AHD	セット	R2.3月追加、*は商品ごとに1~3の数字が入
	超広角ミニバックカメラ単品	YKC-20A	カメラ単体	R2.9月追加
	アナログハイビジョンカメラ専用 7インチモニター(モニター単体)	YKM-700HD	モニター単体	R2.3月追加
	側方カメラ専用ブラケット付50万画素IRカメラ(カメラ単体)	YK-230SIDE	カメラ単体	R2.3月追加
シルバーアイ	360° 俯瞰システム	INO-8310-7M	セット	R2.11月追加
シンクウェアジャパン	バックカメラ	TWC1-TCV100	セット	
	バックカメラ	TW-TCV100	カメラ単体	
スカニアジャパン	コーナアイカメラキット	2473496	セット	
	フロントビューシステムキット	2545701	セット	
	フロントアンドリアビューシステムキット	2545703	セット	
辰巳屋興業	SRバックカメラモニターキット	SR-S05	セット	R2.5月追加、SR-S10との組み合わせ
	SRモニター側方確認カメラ	SR-S10	カメラ単体	R2.5月追加、SR-S05との組み合わせ
槌屋ヤック	バックモニターセット	XC-M9SA	セット	
		XC-M9MA	セット	
		XC-M9LA	セット	
		XC-M9XA	セット	
		XC-M9YA	セット	
		XC-M9S	セット	
		XC-M9M	セット	
		XC-M9L	セット	
		XC-M9X	セット	
		XC-M9Y	セット	
	カメラ&7インチモニターセット	XC-M1*	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。
		XC-M1*A	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。 末尾のAは、ルームミラー取り付けブラケット
		XC-M2*	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。
		XC-M2*A	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。 末尾のAは、ルームミラー取り付けブラケット
	カメラ&7インチモニターセット	XC-M1	カメラ単体	XC-M2*又はXC-M2*Aの導入時における側方カメラ増設時に限る。
		XC-M9	カメラ単体	XC-M2*又はXC-M2*Aの導入時における側方カメラ増設時に限る。

(注)型式の \*印 には、任意の英数字が入ります。

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考	
日本ビューテック	ALL VIEW MONITOR(オールビューモニター)	AVM-348	セット	R2.9月追加	
	ナイスビューモニター 2カメラシステムキット	VH-S20/2	セット		
	ナイスビューモニター カメラ増設キット	VH-S20/P2	セット		
	カラーモニター	VH-M20	モニター単体		
	カメラ単体	VW-C20W	カメラ単体		
		VH-C20W	カメラ単体		
		VH-C30W	カメラ単体		
		VH-SC20W	カメラ単体		
		VH-SC30W	カメラ単体		
VH-CN20		カメラ単体			
VP-C10W-5	カメラ単体				
Heavy Duty CAMERA	CCN-716-IR	カメラ単体	R2.9月追加		
パーマンコーポレーション	バック・カメラ CMOSカメラサイドカメラ用ステーセット	CR32WB	カメラ単体	PRM745,PRM74Sオプションカメラ	
	バック・カメラ ルームミラーモニタータイプ サイドカメラ付	PRM70S	セット	PRM70Jにサイドカメラを追加 R3.1月追加	
	バック・カメラ	PRM74S	セット		
日野自動車	モニターディスプレイ	86110-E0081	モニター単体		
		CJ-7620J	モニター単体		
		CJ-7620J-A	モニター単体		
	左カメラ	86790-E0050	カメラ単体		
		CC-6100*	カメラ単体		
		CC-6100**	カメラ単体		
三菱電機	カービジョン ルームミラー型モニター	CM-6000	モニター単体		
		CM-7200	モニター単体		
		CM-7200A	モニター単体		
		CM-7210	モニター単体		
		CM-7220	モニター単体		
		CM-7230	モニター単体		
		CM-6010	モニター単体		
		CM-6020	モニター単体		
	車両用安全確認カメラシステム	C-4010A	カメラ単体		
		C-4010	カメラ単体		
		C-5000	カメラ単体		
	菱和	CAR VISION LCDカラーモニター	CM6010R	モニター単体	
			CM6020R	モニター単体	
CM7220R			モニター単体		
CM7230R			モニター単体		
CAR VISION カラーカメラ		C401*R	カメラ単体	R2.7月仕様変更	
		C500*R	カメラ単体	R2.7月仕様変更	
UDトラックス	Back-up Monitoring	Waeco Perfect view CAM20C1	セット	R2.9月追加、ボルボトラック	
ワーテックス	車載用後方確認支援システム	DM806	セット		
		DS806	セット		
		TM806	セット		
		TS806	セット		
	車載用後方確認支援システム +サイドビューシステム	DM806F	セット		
		DS806F	セット		
		TM806F	セット		
		TS806F	セット		
	サイドビューシステム	XL-806-IF	セット		

(注)型式の \*印 には、任意の英数字が入ります。



( 様 式 1 )

令和 年 月 日  
支 部

一般社団法人大阪府トラック協会  
会 長 殿

〒 \_\_\_\_\_  
住 所

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

電話番号 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

※印鑑は貴社印 (丸印) を押印してください

### 令和3年度 後方視野確認支援装置等導入促進助成金交付申請書(兼 誓約書)

弊社車両に導入の後方視野確認支援装置等について、下記のとおり助成申請いたします。  
なお、装置等の導入に対して、国の助成金交付申請を行わない (行っていない) ことをここに誓います。

#### 記

1. 助成金申請額 \_\_\_\_\_ 円 (※様式2の助成金額合計③と同額とする)

① 車両 \_\_\_\_\_ 台分 後方視野確認支援装置 \_\_\_\_\_ 装置 側方視野確認支援装置 \_\_\_\_\_ 装置  
(一体型の導入・モニターとカメラの同時導入)

② 車両 \_\_\_\_\_ 台分 後方モニター単体 \_\_\_\_\_ 機器 側方モニター単体 \_\_\_\_\_ 機器  
(単体機器導入) 後方カメラ単体 \_\_\_\_\_ 機器 側方カメラ単体 \_\_\_\_\_ 機器

2. 助成金振込先口座

金融機関名 \_\_\_\_\_ 支店名 \_\_\_\_\_

口座種別 ( 当座 ・ 普通 ) 口座番号 \_\_\_\_\_

フリガナ  
口座名義 \_\_\_\_\_

#### (必要書類) (※ 詳細は別紙案内をご覧ください)

- ① 後方視野確認支援装置等導入助成金申請内訳書 (様式2)
- ② 後方視野確認支援装置等 装着証明書 (様式3)
- ③ 暴力団排除の誓約書 (様式4)  
 ←年度内に他の助成金申請で暴力団排除の誓約書を提出済の場合はここにチェックを入れてください。
- ④ 請求書の写し (※新車導入に装着の場合は車両見積書の写し、機器をリース・割賦契約の場合は機器見積書の写し)
- ⑤ 領収書の写し (振込み明細書等でも可) またはリース契約・割賦契約の場合は契約書の写し (契約書に車番等の記載がない場合は物件受領証・リース自動車検収完了証等の写しも添付して下さい)
- ⑥ 装着車両の自動車検査証の写し (有効期限内のもの)
- ⑦ トレーラー装着時の誓約書 (様式5) ※トレーラーに装着された方のみ。

● 助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取り頂き、保管して下さい ●

後方視野確認支援装置等導入助成金申請内訳書

事業者名

No.	装着車両登録番号	①後方・側方視野確認支援装置記入欄(一体型導入およびモニターとカメラ同時導入)				②モニター単体(後方・側方)、カメラ単体(後方・側方) 機器記入欄				装着年月日		
		種別	装置メーカー名	モニター/カメラ型式 (一体型は型式名のみを記入)	本体購入価格 (消費税・工賃 抜きの価格)	※購入価格の1/2 (上限4万円)	種別	装置メーカー名	各単体製品の型式		本体購入価格 (消費税・工賃 抜きの価格)	※購入価格の1/2 (上限1万円)
例1	大阪(和泉 な)にわ・堺 800あXXXX	後方・側方	市光工業	ST-990GG/XC-400A	〇〇,〇〇〇円	▲▲,▲▲▲円	後モ・側モ 後方・側方	-	円	円	令和〇年〇月〇日	
例2	大阪(和泉 な)にわ・堺 800かXXXX	後方(側方)	日本ヴェテック	VH-S20/2	〇〇,〇〇〇円	▲▲,▲▲▲円	後モ・側モ 後方・側方	-	円	円	令和〇年〇月〇日	
例3	大阪(和泉 な)にわ・堺 800うXXXX	後方・側方	クラリオン	CJ-7600A/CC-6500	〇〇,〇〇〇円	▲▲,▲▲▲円	後モ・側モ 後方(側方)	クラリオン	CC-6500	××,×××円	△△,△△△円	令和〇年〇月〇日
例4	大阪(和泉 な)にわ・堺 800おXXXX	後方・側方	-	-	円	円	後モ・側モ 後方(側方)	三菱電機	C-5000	××,×××円	△△,△△△円	令和〇年〇月〇日
1	大阪(和泉 な)にわ・堺	後方・側方			円	円	後モ・側モ 後方・側方			円	円	令和 年 月 日
2	大阪(和泉 な)にわ・堺	後方・側方			円	円	後モ・側モ 後方・側方			円	円	令和 年 月 日
3	大阪(和泉 な)にわ・堺	後方・側方			円	円	後モ・側モ 後方・側方			円	円	令和 年 月 日
4	大阪(和泉 な)にわ・堺	後方・側方			円	円	後モ・側モ 後方・側方			円	円	令和 年 月 日
5	大阪(和泉 な)にわ・堺	後方・側方			円	円	後モ・側モ 後方・側方			円	円	令和 年 月 日
6	大阪(和泉 な)にわ・堺	後方・側方			円	円	後モ・側モ 後方・側方			円	円	令和 年 月 日
7	大阪(和泉 な)にわ・堺	後方・側方			円	円	後モ・側モ 後方・側方			円	円	令和 年 月 日
8	大阪(和泉 な)にわ・堺	後方・側方			円	円	後モ・側モ 後方・側方			円	円	令和 年 月 日
9	大阪(和泉 な)にわ・堺	後方・側方			円	円	後モ・側モ 後方・側方			円	円	令和 年 月 日
10	大阪(和泉 な)にわ・堺	後方・側方			円	円	後モ・側モ 後方・側方			円	円	令和 年 月 日
11	大阪(和泉 な)にわ・堺	後方・側方			円	円	後モ・側モ 後方・側方			円	円	令和 年 月 日
12	大阪(和泉 な)にわ・堺	後方・側方			円	円	後モ・側モ 後方・側方			円	円	令和 年 月 日
13	大阪(和泉 な)にわ・堺	後方・側方			円	円	後モ・側モ 後方・側方			円	円	令和 年 月 日
14	大阪(和泉 な)にわ・堺	後方・側方			円	円	後モ・側モ 後方・側方			円	円	令和 年 月 日
15	大阪(和泉 な)にわ・堺	後方・側方			円	円	後モ・側モ 後方・側方			円	円	令和 年 月 日

助成金額合計③(①後方・側方視野確認支援装置助成合計額 + ②モニター単体(後方・側方)、カメラ単体(後方・側方) 機器助成合計額) = 円

※装置型式等は正確に記載して下さい。(助成対象装置一覧参照)

※助成対象装置一覧で「モニター単体」又は「カメラ単体」と記載のある機種については、両方を記載して下さい。なお、既存の後方視野支援装置に側方カメラ単体を後付け装着した場合も助成対象となります。

※例1はモニターとカメラを同時導入した場合。例2はモニターとカメラが一体型(対象機種一覧のセットと標記している機種)を導入した場合。

※例3は後方視野確認支援装置と側方カメラの両方導入した場合。例4は側方カメラを単体で導入した場合。

※種別(後モ:後方モニター単体 側モ:側方モニター単体 後力:後方カメラ単体 側力:側方カメラ単体)

※市光工業製モニター型式につきましては、「ST-000シリーズ」等の記載ではなく詳細な品番を記載して下さい。請求書及び見積書にも同様の記載をして下さい。

一般社団法人大阪府トラック協会  
会 長 殿

後方視野確認支援装置等 装着証明書

下記事業所所有の車両に対し、下表のとおり当社が安全装置（後方視野確認支援装置等）を装着したことを証明いたします。

【導入事業所】

(装着証明者) ※印鑑は貴社印(丸印)を押印し

所在地:

事業者名:

電話番号:

代表者名:

【装着車両一覧】

No.	装着車両番号	①後方・側方視野確認支援装置記入欄(一体型導入およびモニターとカメラ同時導入)			②モニター単体(後方・側方)、カメラ単体(後方・側方) 機器記入欄			装着年月日
		種別	装置メーカー名	モニター/カメラ型式 (一体型は型式名のみを記入)	種別	装置メーカー名	各単体製品の型式	
例1	(大阪)和泉、ないわ・堺 800あXXXX	後方・側方	市光工業(株)	ST-990GG/XC-400A	後モ・側モ、後カ・側カ	-	令和〇年〇月〇日	
例2	(大阪)和泉、ないわ・堺 800かXXXX	後方	日本ブ्यूーテック	VH-S20/2	後モ・側モ、後カ・側カ	-	令和〇年〇月〇日	
例3	(大阪)和泉、ないわ・堺 800うXXXX	後方・側方	クラリオン(株)	CJ-7600A/CC-6500	後モ・側モ、後カ・側カ	CC-6500	令和〇年〇月〇日	
例4	(大阪)和泉、ないわ・堺 800おXXXX	後方・側方	-	-	後モ・側モ、後カ・側カ	C-5000	令和〇年〇月〇日	
1	(大阪)和泉、ないわ・堺	後方・側方			後モ・側モ、後カ・側カ		令和 年 月 日	
2	(大阪)和泉、ないわ・堺	後方・側方			後モ・側モ、後カ・側カ		令和 年 月 日	
3	(大阪)和泉、ないわ・堺	後方・側方			後モ・側モ、後カ・側カ		令和 年 月 日	
4	(大阪)和泉、ないわ・堺	後方・側方			後モ・側モ、後カ・側カ		令和 年 月 日	
5	(大阪)和泉、ないわ・堺	後方・側方			後モ・側モ、後カ・側カ		令和 年 月 日	
6	(大阪)和泉、ないわ・堺	後方・側方			後モ・側モ、後カ・側カ		令和 年 月 日	
7	(大阪)和泉、ないわ・堺	後方・側方			後モ・側モ、後カ・側カ		令和 年 月 日	
8	(大阪)和泉、ないわ・堺	後方・側方			後モ・側モ、後カ・側カ		令和 年 月 日	
9	(大阪)和泉、ないわ・堺	後方・側方			後モ・側モ、後カ・側カ		令和 年 月 日	
10	(大阪)和泉、ないわ・堺	後方・側方			後モ・側モ、後カ・側カ		令和 年 月 日	
11	(大阪)和泉、ないわ・堺	後方・側方			後モ・側モ、後カ・側カ		令和 年 月 日	
12	(大阪)和泉、ないわ・堺	後方・側方			後モ・側モ、後カ・側カ		令和 年 月 日	
13	(大阪)和泉、ないわ・堺	後方・側方			後モ・側モ、後カ・側カ		令和 年 月 日	
14	(大阪)和泉、ないわ・堺	後方・側方			後モ・側モ、後カ・側カ		令和 年 月 日	
15	(大阪)和泉、ないわ・堺	後方・側方			後モ・側モ、後カ・側カ		令和 年 月 日	

※装置型式等は助成対象装置一覧参照のうえ、正確に記載して頂き、証明書類のため修正液等は使用しないでください。

※助成対象装置一覧で「モニター単体」又は「カメラ単体」と記載のある機種については、両方を記載して下さい。なお、既存の後方視野支援装置に側方カメラ単体を後付け装着した場合も助成対象となります。

※市光工業製モニター型式につきましては、「ST-000シリーズ」等の記載ではなく詳細な品番を記載して下さい。請求書及び見積書にも同様の記載をして下さい。

※例1はモニターとカメラを同時導入した場合。例2はモニターとカメラが一体型(対象機種)を導入了した場合。

※例3は後方視野確認支援装置と側方カメラの両方導入した場合。例4は側方カメラを単体で導入した場合。

※種別(後モ:後方モニター単体 側モ:側方モニター単体 後カ:後方カメラ単体 側カ:側方カメラ単体)

※必ず原本を添付下さい。

( 様 式 4 )

令和 年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会  
会 長 殿

住 所

会社名

代表者

印

## 誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込むにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

### 記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者



( 様 式 5 )

令和 年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会  
会 長 殿

住 所

事業者名

代表者名



※印鑑は貴社印（丸印）を押印して下さい

## トレーラー装着時の誓約書

弊社は、下記の車両以外にモニターとカメラを装着し使用いたしません。

なお、装置メーカーおよび型式名、装着年月日は別紙様式2、様式3のとおりになります。

記

### ●装着車両一覧

No.	ヘッド車番	トレーラー車番
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

※トレーラーに装着された方のみ。ヘッドにモニター、シャーシにカメラを取り付けられた方は添付して下さい。

以 上



# 通 報

大ト協第46号  
令和3年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会  
会長 辻 卓 史

## 令和3年度 トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群（SAS） スクリーニング検査助成について（ご案内）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当協会では、トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策として、患者の早期発見と適切な治療を促し、健康起因事故防止及び労働災害事故防止に寄与することを目的として、SASスクリーニング検査費用の一部を助成いたします。

つきましては、運転者の健康と安全の向上のため、ぜひこの機会に受診いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 募集期間

令和3年4月1日（木）～令和4年2月28日（月）

※上記期間に申請書類が大ト協に必着のもの

※助成予算枠に達した時点で受付を終了させていただきます

#### 2. 助成対象の検査

令和3年4月1日以降に受けられたSASスクリーニング検査のうち、健康保険適用外である次に掲げる検査とします。

- ・第1次検査…簡易アンケートによるチェック、解析、判定
- ・第2次検査…簡易スクリーニング検査

#### 3. 助成金額

①第1次検査及び第2次検査を同時に実施している場合

合計費用（税込）の1/2、かつ上限2,500円/人

②第1次検査及び第2次検査を別に実施している場合

第1次検査費用（税込）の1/2、かつ上限 500円/人

第2次検査費用（税込）の1/2、かつ上限2,000円/人

#### 4. 助成対象

大阪府下の事業所に在籍する営業用貨物車両の運転者

※お一人様につき、年度内に一度限りの助成とさせていただきます

#### 5. 検査受診～助成申請～アンケート提出の流れ

(1) 全ト協もしくは大ト協の指定する、検査・医療機関（次頁参照）のいずれかに事前に電話で検査予約を取り、（大ト協様式1）スクリーニング検査申込書兼委任状の正本を各機関へ提出後、受診してください。

指定外の機関で受診を希望される場合は、大ト協がその機関を指定検査・医療機関に登録した後、受診が可能となりますので、**必ず受診前に大ト協 交通・環境部までお問合せください。**

**受診後にご連絡をいただいた場合は、助成を受けられませんのでご注意ください。**

(2) 検査後、費用を支払い、必要書類（下記の6. 参照）を添えて大ト協まで助成申請をしてください。

(3) 検査結果をもとに、要精密検査となった人数や治療状況等を確認していただいてから、全ト協HP上の「アンケート回答ページ」にアクセスの上、検査結果状況をご報告ください。

※全ト協HPから回答するのが難しい場合は、別紙の様式に必要事項をご記入の上、全日本トラック協会へFAX（03-3354-1019）またはメール（sas-josei@jta.or.jp）でお送りください。

なお、今後はWEB方式に移行することとされていますので、よろしくお願いいたします。

※大ト協への報告は不要です。

※報告期限は設けておりませんので、必ずご提出ください。

#### 6. 助成申請必要書類（郵送可）

①（大ト協様式2）令和3年度 SAS スクリーニング検査助成金交付申請書

②（大ト協様式3）誓約書

※ 令和3年度中に、他の助成事業で提出済の場合は不要です。

③ 検査・医療機関の請求書（写）および検査費用明細書（写）

※ 両方とも必要です。

④ 領収証（写）

※ 振込明細書等（写）も可（支払元・振込先・金額が明記されていること）

※ 領収証、振込明細書等（写）は、切り貼りや修正があるものは認められません。

#### 7. その他

・記入の訂正は、修正液等を使用せず、二重線で消した上から書き直してください。

・申請前に、各社にて申請書類のコピーをお取りください。

### **全ト協指定 検査・医療機関**

- NPO法人 ヘルスケアネットワーク  
〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2 大阪府トラック総合会館3階  
TEL:(06)6965-3666
- NPO法人 睡眠健康研究所  
〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-25-16  
TEL:(03)5355-9941
- 一般財団法人 運輸・交通SAS対策支援センター  
〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館2階  
TEL:(03)3359-9010

### **大ト協指定 検査・医療機関**

- 医療法人徳洲会 野崎徳洲会病院  
〒574-0074 大東市谷川2-10-50  
TEL:(072)874-1641
- たなか睡眠クリニック  
〒600-8006 京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町99 四条SETビル5階  
TEL:(075)257-1287
- 医療法人医誠会 医誠会病院  
〒533-0022 大阪市東淀川区菅原6-2-25  
TEL:(06)6326-1121
- 医療法人医誠会 摂津医誠会病院  
〒566-0021 大阪府摂津市南千里丘1-32  
TEL:(06)6319-0531
- 医療法人正幸会 正幸会病院  
〒571-0055 大阪府門真市中町11-54  
TEL:(06)6905-8833
- 大阪本町メディカルクリニック  
〒541-0052 大阪市中央区安土町3-3-5 イケガミビル5階  
TEL:(06)6266-7001

(助成金申請先ならびにお問合せ先)

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

(一社)大阪府トラック協会 交通・環境部

TEL:(06)6965-4033 FAX:(06)6965-4029

【大ト協様式1】

( 会員事業者 → 検査・医療機関 )

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る

スクリーニング検査申込書兼委任状

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_ 殿 (検査を申込みされる検査・医療機関名をご記入ください。)

事業者名	(連絡責任者) 役職・氏名	
代表者名	印	電話番号
住 所	〒 _____	

1. 私(申込者)は、睡眠時無呼吸症候群(以下「SAS」という。)のスクリーニング検査申込にかかるとして、検査結果の受領については、上記事業者の委任致します。また、検査の結果、「精密検査が必要」と判断された場合は、SAS が原因と思われる健康起因为事故及び労働災害事故を未然に防止することから検査・医療機関ならびに事業者の指導に従うことを同意致します。
2. 私(事業者)は、申込者の検査結果から得た個人情報保護に充分配慮するとともに、検査結果を理由に、解雇や配置転換など申込者の不利益の無いようにすることを同意致します。
3. 私(事業者、申込者)は、SAS スクリーニング機器の取り扱いについては充分注意致します。なお、不手際により破損、紛失等が生じた場合は相当額を賠償致します。
4. 正本は検査・医療機関に提出し、事業者は写しを保管する。なお、申込者より本状の写しを求められたときは当該者の欄のみの写しを渡す。

※ 検査・医療機関及び事業者は、個人情報保護法にもとづき、本状の取り扱いについて目的外利用並びに紛失、流失などの無いよう充分注意すること。

No.	機器No.	申込者氏名	ふりがな	同意年月日	印
1				年 月 日	
2				年 月 日	
3				年 月 日	
4				年 月 日	
5				年 月 日	

No.	機器No.	申込者 氏名	氏名ふりがな	同意年月日	印
6				年 月 日	
7				年 月 日	
8				年 月 日	
9				年 月 日	
10				年 月 日	
11				年 月 日	
12				年 月 日	
13				年 月 日	
14				年 月 日	
15				年 月 日	
16				年 月 日	
17				年 月 日	
18				年 月 日	
19				年 月 日	
20				年 月 日	

捨印

(大ト協様式2)

令和 年 月 日

支部

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

〒

住 所

事業者名

代表者名

⑩

電話番号

FAX 番号

担当者名

※貴社印（丸印）を押印してください

## 令和3年度 トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群(SAS)

### スクリーニング検査助成金交付申請書

当社運転者に対し標記スクリーニング検査を実施しましたので、下記のとおり助成金の交付申請をいたします。

記

1. 助成金申請額 \_\_\_\_\_ 円

2. 申請内訳（※助成単価は、検査費用（税込）の1/2、かつ上限を超えないこと）

①第1次検査及び第2次検査を同時に実施している場合

\_\_\_\_\_名×\_\_\_\_\_円(※上限2,500円) = \_\_\_\_\_円

②第1次検査及び第2次検査を別に実施している場合

第1次検査\_\_\_\_\_名×\_\_\_\_\_円(※上限500円) = \_\_\_\_\_円

第2次検査\_\_\_\_\_名×\_\_\_\_\_円(※上限2,000円) = \_\_\_\_\_円

3. 助成金振込先口座

金融機関名 \_\_\_\_\_ 支店名 \_\_\_\_\_ 口座種別（当座・普通） \_\_\_\_\_

口座番号 \_\_\_\_\_

フリガナ  
口座名義 \_\_\_\_\_

＜ 必要書類 ＞

①（様式2）誓約書

←年度内に他の助成金申請で誓約書を提出済の場合はここにチェックを入れてください

②検査・医療機関の請求書（写）と検査費用明細書（写）

③領収証（写） ※振込明細書等（写）も可

◆ 助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取りいただき、保管してください ◆

(大ト協様式3)

令和 年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

住 所

会社名

代表者

⑩

※貴社印（丸印）を押印してください

## 誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込むにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

### 記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

## 《睡眠時無呼吸症候群(SAS)検査の流れと治療》

### ●【助成金対象】ヘルスケアネットワークでの検査

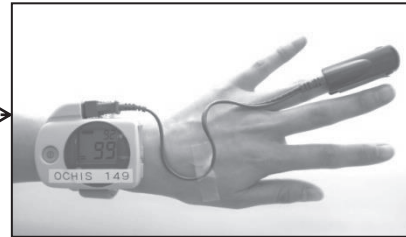
#### 検査内容

### パルちゃん(\*1)による検査 + 睡眠に関するアンケート

(SAS専門医による判定)

#### \*1・パルちゃん(パルスオキシメータ)

酸素飽和度(酸素の血中濃度)・心拍数を測定する医療検査機器。  
 寝ている間に手首と指先に着けて一晩測定する。



精密検査(D・D+判定)対象者

★SAS専門医紹介  
 ★紹介状の無料作成

### ●【保険診療】医療機関での精密検査と治療

#### \*2・PSG検査

診断の確定、重症度を判定する検査。  
 1泊の検査入院で、脳波や心電図、呼吸、腹部、酸素、体位センサー、いびき判定マスクを取り付けて呼吸の状態を調べる。  
 検査費は保険診療の3割負担で18,000円～25,000円。(各医療機関により異なる)

#### \*3・CPAP(シーパップ)

睡眠時に鼻マスクをつけ、空気で気道に陽圧をかけることで気道を広げ、無呼吸を防ぐ治療法。1～2ヶ月に1回の通院が必要で、保険診療の3割負担で1ヶ月5,000円程度。



外来診察

PSG検査(\*2)

治療

CPAP  
 (\*3)

マウスピース  
 (歯科専門医)

手術  
 (耳鼻咽喉科)

生活  
 指導

経過  
 観察





# 通 報

大ト協第47号  
令和3年5月

会 員 殿

一般社団法人大阪府トラック協会  
会長 辻 卓 史

## 血圧計導入促進助成制度について

### (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、健康起因事故や過労死の原因のひとつである脳梗塞や心筋梗塞などの脳・心臓疾患は高血圧が原因とされており、その予防には血圧の測定による疾患の早期発見と、日常の血圧測定による自己管理の徹底を図ることを業務の仕組みの中に取り込むことが重要です。

こうした、みなさまのご努力の一助とするため、全ト協では助成対象とする血圧計を購入した際に、一部費用を助成する制度を実施いたしております。

つきましては、下記要領をご参照のうえご利用いただきますよう、ご案内申し上げます。

#### 記

1. 募集期間 令和3年4月1日(木)～令和4年2月28日(月)  
※助成予算枠に達した時点で受付を終了とさせていただきます
2. 助成額 血圧計本体取得価格(税抜)の1/2、上限5万円
3. 助成要件 ○令和3年4月1日(木)以降に購入・支払ったもの  
○中小企業者で、大阪府下の事業所で購入したもの  
※中小企業者とは、以下のいずれかとします  
・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社  
・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人  
○国や他の団体等から補助金が交付された機器については助成不可

4. 対象機器 別添「血压計導入促進助成対象機器一覧」参照
5. 申込方法 購入後、(様式1)「血压計導入促進助成金交付申請書兼誓約書」と下記必要書類を添えて申請を行ってください。
- ＜ 必要書類 ＞
- ① 請求書 (写)
- ② 領収証 (写)、割賦販売契約書 (写)
- ③ 直近の事業報告書の資本金・従業員数の記載があるページの (写)
6. 申請先 (一社) 大阪府トラック協会 交通・環境部  
〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2  
TEL : (06) 6965-4033

## 血压計導入促進助成対象機器一覧

令和3年4月1日現在

メーカー名(50音順)	機器名称	型式
(株)イー・アンド・デイ	全自動血压計 診之助 Slim	TM2657P-JC
		TM2657VP-JC
オムロンヘルスケア(株)	自動血压計 健太郎	HBP-9020-JP
		HBP-9021-JP
		HBP-9020
		HBP-9021
		HBP-9030
		HBP-9031C
		HBP-9035
		HBP-9036C
キヤノンマーケティングジャパン(株)	全自動血压計	UDEX-i Type II
		UDEX-i2 Type II
(株)スズケン	全自動血压計	AC05P
(株)タニタ	全自動血压計	BP-900
		BP-910

捨印

(様式 1)

令和 年 月 日  
支部

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

〒

住 所

事業者名

代表者名 ⑩

電話番号

FAX 番号

担当者名

※貴社印（丸印）を押印してください

### 令和3年度 血圧計導入促進助成金交付申請書兼誓約書

当社におきまして血圧計を導入いたしましたので、下記の通り助成金の交付を申請いたします。  
なお、機器の導入に対して国の補助金交付申請を行わない（行っていない）ことを、誓約いたします。

記

1. 助成金申請額 \_\_\_\_\_ 円 (@ \_\_\_\_\_ 円× \_\_\_\_\_ 台)  
(※助成単価は、取得価格（税抜）の1/2、かつ上限50,000円)

2. 導入機種 \_\_\_\_\_

3. 助成金振込口座

金融機関名 \_\_\_\_\_ 支店名 \_\_\_\_\_ 口座種別（当座・普通） \_\_\_\_\_

口座番号 \_\_\_\_\_ フリガナ  
口座名義 \_\_\_\_\_

＜ 必要書類 ＞

1. 請求書（写）
2. 領収証（写）、割賦販売契約書（写）
3. 直近の事業報告書の資本金・従業員数の記載があるページ（写）

◆助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取りいただき、保管してください◆

# 通 報

大ト協第49号  
令和3年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会  
会長 辻 卓 史

## 学校法人 天美学園 近鉄自動車学校における 「適性（一般）診断」受診料助成について （ご案内）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、令和3年度も実施しております、独立行政法人自動車事故対策機構近畿各支所（滋賀県を除く）ならびにヤマト・スタッフ・サプライ株式会社関西研修センター、大阪都島自動車学校、堺自動車教習所、大阪香里自動車教習所、エムケー物流株式会社における適性（一般）診断に係る助成について、**新たに近鉄自動車学校**が実施するみだしの「診断」に係る経費につきましても下記のとおり助成を実施いたしますのでご案内申し上げます。

### 記

#### 1. 助成対象

大阪府下事業所在籍する自社の営業用自動車運転者に近鉄自動車学校において適性診断（一般診断）を受診させる場合に限る。

独立行政法人自動車事故対策機構近畿各支所（滋賀県を除く）、ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社関西研修センター、大阪都島自動車学校、堺自動車教習所、大阪香里自動車教習所、エムケー物流株式会社における適性（一般）診断助成の詳細については大阪府トラック協会ホームページ（各種助成事業）をご覧ください。

#### 2. 助成額

受診者1名あたり2,400円（税込み）

#### 3. 助成期間

令和3年5月1日（土）～令和4年3月31日（木）

※ただし、予算上限に達した時点で終了となります。（締め切りの際は大ト協ホームページにてご案内いたします。）

#### 4. 申込方法

- ①トラック協会各支部にて「近鉄自動車学校」用の「適性診断受診申込書」  
を受け取ってください。(受診当日までに記入してください)
- ②受診当日、受診者本人が「近鉄自動車学校」の窓口に提出してください。  
**専用申込書で受診することにより、当日受診料を支払う必要はありません。**  
**(後納扱いとなり、大ト協に対し一括請求されます。)**

〈お問い合わせ先〉

○適性（一般）診断に関するお問い合わせ

近鉄自動車学校

TEL. (072) 331-2424

○助成に関するお問い合わせ

(一社)大阪府トラック協会 交通・環境部

TEL. (06) 6965-4033

# 通 報

大ト協第50号  
令和3年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会  
会長 辻 卓 史

## 学校法人 天美学園 近鉄自動車学校における 「運行管理者・基礎講習」受講料の一部助成について ( ご 案 内 )

時下、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、このたび、従来からの独立行政法人自動車事故対策機構及びヤマト・スタッフ・サプライ株式会社、大阪香里自動車教習所、大阪都島自動車学校、梅田運輸倉庫株式会社、大阪日野自動車株式会社に加えまして、**新たに近鉄自動車学校**が実施するみだしの「講習」に係る経費につきましても下記のとおり“助成”を実施いたしますのでご案内申しあげます。

### 記

#### 1. 助成対象

大阪府下事業所在籍の自社の従業員に限り、近鉄自動車学校において「運行管理者・基礎講習」を受講させたもの。

独立行政法人自動車事故対策機構近畿各支所（滋賀県を除く）、ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社関西研修センター、大阪香里自動車教習所、大阪都島自動車学校、梅田運輸倉庫株式会社、大阪日野自動車株式会社における「運行管理者・基礎講習」受講料の一部助成の詳細については大阪府トラック協会ホームページ（各種助成事業）をご覧ください。

#### 2. 助成額

1名あたり 4,450円(受講料の1/2) ※受講料は8,900円です。

#### 3. 申請期間

令和3年5月1日(土)～令和4年3月31日(木)

上記期間中に基礎講習を受講したもの

※ただし、予算上限に達した時点で終了となります。(締め切りの際は大ト協ホームページにてご案内いたします。)

4. 申請方法

**近鉄自動車学校のホームページより「予約申込書」をダウンロード後、必要事項を記載して、受講機関にFAX（072-334-6427）に申し込み頂くことで、受講料の1/2の金額（4450円）で受講ができ、受講後の助成申請は不要となります。**

5. 受講に関する問い合わせ先

近鉄自動車学校 TEL (072) 331-2424

会 員 殿

一般社団法人大阪府トラック協会  
会長 辻 卓 史

## 第53回 全国トラックドライバー・コンテスト 「大阪府大会」の開催について (ご 通 知)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、「貨物自動車運送事業者とその従業員が日々交通安全に寄与している姿勢を社会に示す」とともに、運転者には「プロドライバーとしての誇りと社会的責務を自覚させ、併せて日常業務に励みを与える」ことを目的に、昭和44年から実施されておりますみだしの全国トラックドライバー・コンテストが、本年度も茨城県「安全運転中央研修所」にて開催されます。

そこでこれに先立ち、当協会では大阪府・大阪府警察・近畿運輸局大阪運輸支局・大阪府自動車交通事故防止実行会のご後援、一般財団法人大阪府交通安全協会・各ディーラーのご協力を得てみだしの同大会の予選会を兼ねた「大阪府大会」を別紙要領にて開催することといたしました。

つきましては、会員各位におかれましては、日常業務何かとご多用中を誠に恐縮ですが、上述の趣旨をよろしくご理解賜わり、ぜひドライバーのご参加方につき格別のご高配をくださいますようお願い申し上げます。

また申し込みにあたりましては、所定の「申込書」(別紙)に必要事項をご記入のうえ、**きたる6月11日(金)まで**に協会・交通・環境部あて**郵送**でお申込みください。**(FAXによる申し込み不可)**

<お申込・連絡先>

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号  
一般社団法人大阪府トラック協会 (交通・環境部)  
TEL 06-6965-4033

<注>

**●全国トラックドライバー・コンテストが中止の場合や、大阪府内の新型コロナ感染状況を考慮し、同大阪府大会につきましても、中止することがあります。**

- ・大阪府大会「実施要領」の参加資格等に十分ご注意ください。
- ・当日は「筆記用具」と併せて、日常点検競技参加者は「ヘルメット」および「点検用ハンマー」を持参してください。
- ・一般部門の実科競技(運転操作)で使用する車両は、車種・積載トン数ともに未定です。
- ・女性部門の実科競技(運転操作)で使用する車両の車種は、未定ですが2トン車とする。



# 第53回 全国トラックドライバー・コンテスト 大阪府大会

## 実施要領

### 1. 目的

法令の順守と運転技能及び日常点検の向上をはかり、交通事故の防止と環境負荷の低減に努めるとともに、トラックドライバーとしての誇りをもたせ、業界を挙げた安全意識の高揚に資する。

### 2. 主催

一般社団法人大阪府トラック協会

### 3. 後援

大阪府、近畿運輸局大阪運輸支局、大阪府警察、大阪府自動車交通事故防止実行会

### 4. 協力

一般財団法人大阪府交通安全協会、いすゞ自動車近畿株式会社、大阪日野自動車株式会社、三菱ふそうトラック・バス株式会社、UDトラックス株式会社

### 5. 日時

令和3年7月3日(土)	9:50~16:00(予定)	※集合時間 9:30
開会	9:50~10:00	
学科競技	10:00~11:00	
昼食休憩/コース説明	11:00~12:10	
実科競技	12:10~16:00	

### 6. 会場

門真運転免許試験場(門真市一番町23番16号)

受付	本館1階
学科競技	本館1階
実科競技	四輪コース

### 7. 競技内容

一般部門 及び 女性部門 (1,000点満点)

●学科競技 (60分・400点満点)

法規	200点
構造機能	100点
運転常識	100点

- 実科競技（17分・600点満点）
  - ・運転操作（10分・500点）
    - 運転態度・発進・変速・停止・方向指示・コース走行・一時停止・踏切通過・ホーム付け等
  - ・日常点検（7分・100点）
    - 日常点検の実施方法ならびに点検の有無

**トレーラ部門**（500点満点）

- 学科競技（60分・400点満点）
  - 法 規・・・・・・・・・・・・・・200点
  - 構造機能・・・・・・・・・・・・・・100点
  - 運転常識・・・・・・・・・・・・・・100点
- 実科競技（7分・100点満点）
  - ・日常点検（7分・100点）
    - 日常点検の実施方法ならびに点検の有無

『天候』等の状況の変化により、実科競技内容については変更になることがあります。また、日常点検については、各部門とも「2トン車」での実施予定です。

## 8. 参加資格

**一般部門**（11トン・4トン車部門）

- ①一般社団法人大阪府トラック協会会員事業者の大阪府下営業所在籍の従業員で、勤務成績が優秀であり、参加申し込み日において過去3年間人身事故を起こしたことがなく、かつ過去1年間無事故・無違反の者であること。
- ②過去に全国大会で優勝した者、総務庁長官賞または内閣官房長官賞受賞者、全国大会に2回以上出場した者は参加できない。
- ③男・女の別は問わない。

**女性部門**

- ①一般社団法人大阪府トラック協会会員事業者の大阪府下営業所在籍の従業員で、勤務成績が優秀であり、参加申し込み日において過去3年間人身事故を起こしたことがなく、かつ過去1年間無事故・無違反の者であること。
- ②過去に全国大会で優勝した者、総務庁長官賞または内閣官房長官賞受賞者、全国大会に2回以上出場した者は参加できない。
- ③運転操作での使用車種は未定ですが、2トン車とする。

**トレーラ部門**

- ①一般社団法人大阪府トラック協会会員事業者の大阪府下営業所在籍の従業員で、勤務成績が優秀であり、参加申し込み日において過去3年間人身事故を起こしたことがなく、かつ過去1年間無事故・無違反の者であること。

②過去に全国大会で優勝した者、総務庁長官賞または内閣官房長官賞受賞者、全国大会に2回以上出場した者は参加できない。

③男・女の別は問わない。

注意 ・ 同一事業者からの参加申込み人員は、各部門で『1名』に制限する。

・ 上記の各資格にあてはまらない者（無資格者）の参加については、失格とする。

・ 一般部門の実科競技（運転操作）で使用する車両は、車種・積載トン数ともに未定です。

## 9. 申込み方法等

①所定の「申込書」に必要事項をご記入のうえ、**きたる6月11日(金)までに**協会、交通・環境部(〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号)あて郵送でお申込みください。ただし、定員に達した時点で締切ります。また、「参加票」の交付はいたしません。

②定員 40名

## 10. 表彰

### ・部門別表彰

一般部門の11トン車、4トン車の各部門及び女性部門・トレーラ部門の各部門で、「総合得点」が上位の者を入賞とし、賞状とトロフィーを贈る。

### ・総合優勝

一般部門の11トン車、4トン車の各部門及び女性部門において「総合得点」が最上位の者を総合優勝とし、賞状・優勝カップ及び副賞を贈る。

## 11. 順位の決定方法

「総合得点」結果が同点の場合は、まず「実科」の運転操作・日常点検の順に得点が高い者を上位とし、さらに同点の場合は「学科」の法規・構造機能・運転常識の順に得点が高い者とする。なおかつ、すべてが同点の場合は、「高年齢者」の順とする。

## 12. 大阪府代表選手の決定

原則として、一般部門(11トン・4トン車各部門)、女性部門、トレーラ部門の第1位の者を全国トラックドライバー・コンテスト大阪府代表選手として決定し、一般社団法人大阪府トラック協会会長が推薦する。

注意 ・ ただし、女性部門を除き、「全国大会」への出場は同一事業者からは、各府県で1名に限られますので、上記の原則に従い得ない場合もあります。予めご承知おきください。

## 13. その他

参加選手の方には簡単な食事を準備いたしております。

## 第53回 全国トラックドライバー・コンテスト 大阪府大会「申込書」

一般社団法人 大阪府トラック協会 御中

所在地 〒

事業者名

代表者名



※貴社印（丸印）を押印してください

担当者名：

携帯番号：

電話番号(会社)：

FAX番号(会社)：

**※ご連絡させていただく際の担当者の情報をご記入下さい**

(一般部門)

11トン車部門

選 手 名	フリガナ	運 転 歴 年
所 属 営 業 所 名	(大阪府下営業所に限る)	
営 業 所 住 所		
年 齢	年 月 日 生	歳

4トン車部門

選 手 名	フリガナ	運 転 歴 年
所 属 営 業 所 名	(大阪府下営業所に限る)	
営 業 所 住 所		
年 齢	年 月 日 生	歳

(女性部門)

選 手 名	フリガナ	運 転 歴 年
所 属 営 業 所 名	(大阪府下営業所に限る)	
営 業 所 住 所		
年 齢	年 月 日 生	歳

(トレーラ部門)

選 手 名	フリガナ	運 転 歴 年
所 属 営 業 所 名	(大阪府下営業所に限る)	
営 業 所 住 所		
年 齢	年 月 日 生	歳

会 員 各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
大阪府支部長 中 原 毅

「熱中症予防対策セミナー」開催のご案内  
～ 衛生管理者・安全衛生推進者能力向上講習会 ～

職場における熱中症予防対策については、暑くなる前からの対策が重要です。

厚生労働省の統計では、令和2年（2020年）の職場における熱中症による死傷者数（令和3年1月15日速報値）は919人、死亡者数は19人であり、運送業においても135名の死傷者が発生しております。

例年、熱中症の発症は5月から始まっており、早期の対策が重要であることから6月初旬に開催することといたしました。

衛生管理者、安全衛生推進者及び労務管理担当者のご参加をお待ちしております。

記

1. 日 時 令和3年6月3日（木） 14:00～16:00（13:00より受付）

2. 場 所 大阪府トラック総合会館 研修センター6階・601号室  
大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部  
電話 06-6965-4035

※ 会場の駐車設備は狭小ですので、当日は「乗用車」以外の他の交通機関をご利用のうえ、お越しく下さい。

3. 共 催 一般社団法人大阪府トラック協会  
独立行政法人 労働者健康安全機構 大阪産業保健総合支援センター

4. テーマ 「熱中症予防対策について」

講師 山田 誠二 先生（大阪産業保健総合支援センター相談員）

山田誠二 産業保健センター所長

医学博士、労働衛生コンサルタント

「陸運業における熱中症予防対策について」

講師 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全・衛生管理士 島田 弘和

5. 受講料 無 料

6. 申し込み要領

- 定員 50 名（定員に達し次第、締切らせていただきます。）
- 下記「受講申込書」に「事業者名・受講者名」等をご記入していただき、5月20日（木）までに当支部あてFAX（06-6965-1903）でお申し込みください。
- 受講票は発行致しません。直接会場へお越し下さい。
- 当日、業務の都合で欠席される場合は事前に電話等で連絡願います。

「熱中症予防対策セミナー」受講申込書（6/3 開催）

事業者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

担当者 \_\_\_\_\_

氏 名	役 職 名	分会名 (トラック協会支部名)
(ふりがな)		
(ふりがな)		

※ 尚、今後、新型コロナウイルス感染症の影響により、延期・中止を余儀なくされる場合においては、随時ご連絡申し上げます

※ 講習会当日は、マスク着用でお願い致します。また、受付時に消毒・検温を行いますので、ご了承頂きます様、宜しくお願い致します。

## 陸 災 防 通 報

陸 災 防 大 第 2 号  
令 和 3 年 4 月

各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
大阪府支部長 中 原 毅

## 交通労働災害防止担当管理者教育講習会 開催のご案内

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当支部の運営に格別のご理解とご協力を賜わり、誠に有難うございます。

さて、事業者は、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく交通労働災害防止措置を適切に実施するため、交通労働災害防止を担当する管理者を選任する必要があります。

事業者は、選任した管理者に対して、交通労働災害防止に関する役割、責任及び権限を定め、職務を遂行するために必要な教育を行うこととしています。

本講習は、運行管理者の能力向上を図るため、ガイドラインの教育カリキュラムに基づき実施する講習会です。

日常業務何かとご多用中のところ誠に恐縮ですが、関係者の受講方につき特段のご配慮を賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 記

1. 日 時 令和3年6月11日(金) 13:30～17:00 (13:00より受付)

2. 場 所 大阪府トラック総合会館 研修センター6階601号室  
大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部  
電 話 06-6965-4035

※ 会場の駐車設備は狭小ですので、当日は「乗用車」以外の他の交通機関をご利用のうえ、お越しく下さい。

3. 共 催 一般社団法人大阪府トラック協会

4. 受講対象者 交通労働災害防止担当管理者及びその補助者等  
(運行管理者資格者若しくは運行管理者基礎講習を受講された方)

## 5. カリキュラム

- (1) 事業者の責任と交通労働災害防止管理体制等
- (2) 交通労働災害防止のための管理の進め方
- (3) 教育及び運転者認定制度
- (4) 健康管理
- (5) 交通労働災害防止に対する意識の高揚

6. 受講料 ・陸災防会員 無 料  
 ・非 会 員 13,000 円(税込)

7. 修了証

この講習を受講された方には、「修了証」を交付いたします。

※但し、補助者の方で運行管理者基礎講習未受講の方は交付できません。

8. 遅刻・欠席した場合の取扱いについて

講習等は、各科目に応じて講習時間が決められていますので、遅刻・欠席し、法令で決められた講習時間を満たさなければ、講習等を修了したとは認められず、修了証をお渡しすることはできません。

従って、改めて申込みをし、非会員は受講料を全額負担の上、再度全科目を受講して頂くこととなりますので、ご注意ください。

9. 申し込み方法

- 定員 50 名（定員に達し次第、締め切らせていただきます。）
- 下記「受講申込書」に「事業者名・受講者名」等をご記入のうえ、5月28日(金)までに当支部あてに FAX (06-6965-1903) でお申込みください。
- 受講票は発行致しません。直接会場へお越し下さい。
- 当日、業務の都合で欠席される場合は事前に電話等で連絡願います。

-----  
 交通労働災害防止担当管理者教育講習会（6/11 開催）  
 受 講 申 込 書

事業者名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

下記のとおり受講申込みをいたします。

氏 名	※運行管理者資格者証番号若しくは 基礎講習修了証明番号	分会名 (トラック協会支部名)
(ふりがな)		
(ふりがな)		

※は必ず記入してください。

番号は独立行政法人自動車事故対策機構(旧：自動車事故対策センター)発行の運行管理者等指導講習手帳でご確認ください。(尚、手帳番号ではなく、証明番号をご記入ください)

※ 尚、今後、新型コロナウイルス感染症の影響により、延期・中止を余儀なくされる場合においては、随時ご連絡差しあげます。

※ 講習会当日は、マスク着用をお願い致します。

また、状況においては、受付時に検温等を行うことがございますので、ご了承頂きますよう、宜しくお願い致します。



各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
大阪府支部長 中原 毅

## 「安全管理者選任時研修」開催のご案内

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当支部の運営に格別のご理解とご協力を賜わり、誠に有難うございます。

さて、労働安全衛生法第11条では、運送業において※常時50人以上の労働者を使用する事業場は、安全管理者を選任して、その安全管理者に安全衛生業務のうち安全に係る技術的事項を管理させることとなっています。

また、安全管理者には一定の資格要件が必要とされ、労働安全衛生規則の改正(平成18年10月1日施行)で、一定の学歴と実務経験のほかに「厚生労働大臣が定める研修(9時間)」を受講・修了していることが義務付けられています。

当支部では、安全管理者を養成するために、みだしの法定研修を開催することといたしましたので、この機会にぜひ関係者が受講されますよう、ご案内申し上げます。

※ 常時50人以上とは、正社員だけで50人ということではなく、日雇い労働者、パートタイマー等の臨時的労働者の数を含めて、常態として使用する労働者の数が50人以上ということになります。

### 1. 講習日程 (カリキュラム裏面参照)

	月 日		時 間
学 科	1 日 目	令和3年7月20日(火)	13:30~16:40
	2 日 目	令和3年7月21日(水)	9:30~17:00

2. 場 所 大阪府トラック総合会館 研修センター6階・601号室  
大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大阪府支部  
電話 06-6965-4035

※ 会場の駐車設備は狭小ですので、当日は公共の交通機関をご利用のうえ、お越しください。

3. 受 講 料 ・陸災防会員 無 料  
・非 会 員 10,000円(税込)

4. 受講対象者 安全管理者の職務に就く者

5. 修 了 証 この研修を受講された方には「修了証」を交付いたします。

## 6. 研修カリキュラム

- 第1日 (1) 安全管理の役割等  
(2) 安全管理の進め方

- 第2日 (1) 労働安全衛生マネジメントシステム  
(2) 危険性または有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置  
(3) 機械設備・作業方法の安全化  
(4) 安全教育  
(5) 災害調査と再発防止対策  
(6) 関係法令  
(7) 小テスト（研修効果の確認）

7. 共催 一般社団法人大阪府トラック協会

## 8. 申込み要領

- 定員 50 名（定員に達し次第、締切らせていただきます。）
- 下記「受講申込書」に「事業者名・受講者名」等をご記入いただき、7月6日（火）までに当支部あてにFAX（06-6965-1903）でお申込みください。
- 受講票は発行致しません。直接会場へお越しください。

## 9. 遅刻・欠席した場合の取扱いについて

この研修は、各科目に応じて講習時間が決められていますので、遅刻・欠席し、法令で決められた研修時間を満たさなければ、研修を修了したとは認められず、修了証の交付はできません。なお、再受講される場合は、改めて申込みをし、非会員は受講料を全額負担の上、再度全科目を受講して頂くこととなりますので、ご注意ください。

---

### 安全管理者選任時研修受講申込書（7/20、21開催）

事業者名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

担当者 \_\_\_\_\_

下記のとおり受講申込みをいたします。

氏名	役職名	分会名 (支部名)
(ふりがな)		
(ふりがな)		

※ 尚、今後、新型コロナウイルス感染症の影響により、延期・中止を余儀なくされる場合においては、随時ご連絡差し上げます。

※ 講習会当日は、マスク着用でお願い致します。また、受付時に消毒・検温等を行いますので、ご了承頂きます様、宜しくお願い致します。